

# 神奈川の水と大気

どうなる？ どうする？

生活環境税制のあり方に関する報告書

平成14年6月

神奈川県地方税制等研究会  
(生活環境税制専門部会)

## 生活環境税制のあり方に関する報告書・資料編目次

### 【生活環境税制】

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 地方税財政制度のあり方に関する中間報告書における生活環境税制の位置付け | 1 |
|-------------------------------------|---|

### 【水に関するテーマ】

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 1 水源環境保全全般                   |    |
| 水源環境の保全に係る事業費                | 2  |
| 2 水資源の現況                     |    |
| 神奈川の水道水源                     | 4  |
| 4大水道事業者の上水道水源と水源環境保全に対する主な負担 | 5  |
| 水の利用と水循環                     | 6  |
| 3 水量の安定的確保                   |    |
| 神奈川県における水源の森林と流域             | 7  |
| 森林資源と就労者の状況                  | 8  |
| 森林の荒廃                        | 9  |
| 堆砂の状況と対策                     | 10 |
| 地下水の循環                       | 11 |
| 地下水の汚染                       | 12 |
| 4 水質保全                       |    |
| 水源の水質と富栄養化                   | 13 |
| 神奈川県市町村別生活排水処理施設整備状況         | 14 |
| 下水道事業の財源                     | 15 |
| 合併処理浄化槽による生活排水処理             | 17 |

### 【大気に関するテーマ】

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 1 大気保全全般                             |    |
| 神奈川県における大気環境保全等に関する事業費               | 18 |
| 大気関係の環境保全施策等の動向                      | 20 |
| 2 大気汚染                               |    |
| 神奈川県における大気汚染の状況                      | 21 |
| ディーゼル自動車排出ガス規制値の推移（重量貨物車）            | 26 |
| 環境基準適合率の状況と自動車保有台数等の推移               | 27 |
| 3 地球温暖化                              |    |
| 神奈川県における二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）の排出状況 | 29 |

## 【税制措置】

|  |    |
|--|----|
| 水源税を検討している全国の自治体 .....                     | 31 |
| 環境保全対策の手法 .....                            | 32 |
| 環境税制の現状及び検討状況 .....                        | 33 |
| 自動車関係税における環境施策 .....                       | 34 |
| 大気汚染・自動車交通公害対策及び地球温暖化対策として考えられる税制措置等 ..... | 35 |

## 【意見募集】

|                                     |      |
|-------------------------------------|------|
| 県民意見の募集結果 .....                     | (別冊) |
| 市町村意見の集約結果 .....                    | (別冊) |
| 「神奈川の水源地環境を考える」シンポジウム結果報告書(概要版) ... | (別冊) |

## 地方税財政制度のあり方に関する中間報告書における生活環境税制の位置付け

地方税財政制度のあり方に関する報告書(抜粋)  
(平成12年5月・神奈川県地方税制等研究会)

法定外普通税及び法定外目的税の方向性

### 3 神奈川において目指すべき新税

(略)

そこで、神奈川の豊かな自然環境を守り、かつ、県民の良好な生活環境を確保し、アメニティーの高い生活空間づくりをするため、自然環境や生活環境に対して考えられる負荷全般を規制・抑制するとともに、その税収を都市的な防災対策を含む幅広い生活環境対策の費用に充てる「生活環境税制(アメニティー税制)」の構築を目指すことが適当である。

(略)

この場合の理念上の分類としては、～(略)～ 環境保全税、 水源環境税、 都市生活環境税、 都市防災税といった4つの分類が考えられる。

### 4 生活環境税制の構築に当たっての考え方

#### (1) 神奈川らしい生活環境税制の構築

生活環境税制は、分権型社会において、県民が自分たちの住む生活空間にどのような快適さを求めるのかという意志を基盤としている。したがって、神奈川において構築される生活環境税制は、神奈川の持つ自然環境はもとより、歴史や風土、さらには文化といった神奈川固有の魅力を守り、育んでいこうとする県民意識が反映される。

(略)

# 水源環境の保全に関する事業費について

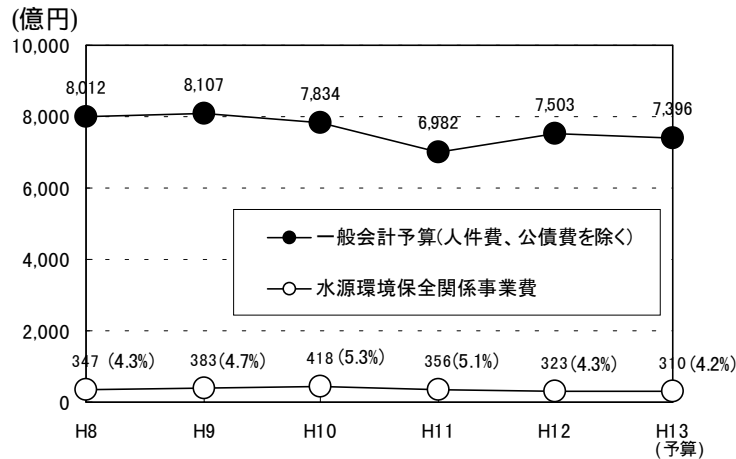


図1 平成8～13年度の水源環境保全に係る県事業費と一般会計予算(人件費、公債費を除く)規模の単純比較

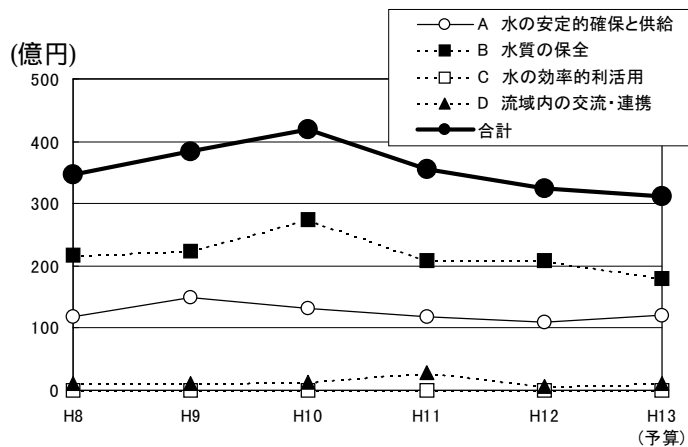


図2 水源環境保全に係る県事業費(分野別)の推移

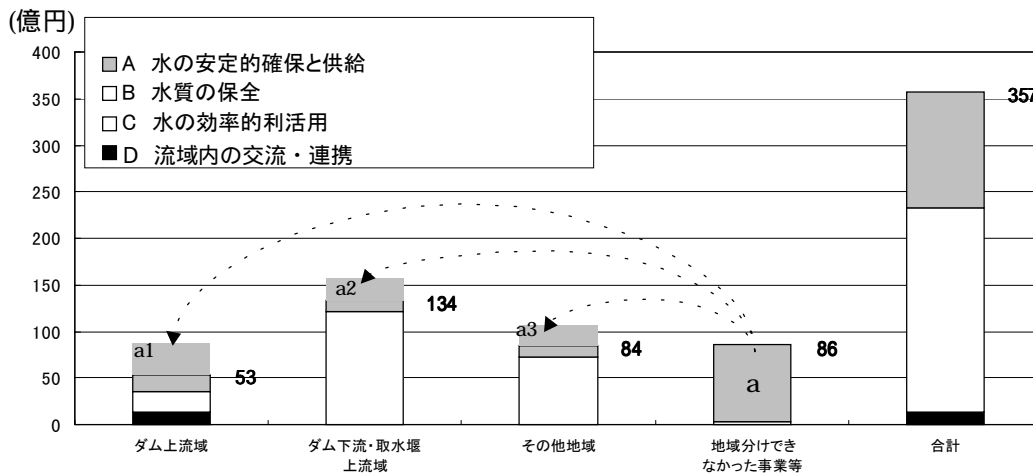


図3 水源環境保全に係る地域別・分野別県事業費(H8～H13平均)

(注1)図1～3に示した水源環境保全関係事業は、県の行った事業のみ(利水者単独事業を除く)についてとりまとめたものである。よって、国直轄事業、市町村単独事業、民間・市民の取組、県外上流域の取組等について含まれていない。また、水源環境保全関係事業の集計にあたっては、事業の直接目的が水源環境の保全でなくても、結果的に水源環境保全に貢献していると考えられる事業はできるだけ入れ込むようにした。

(注2)図3で示したように、一部の事業については地域分けができなかったが、そのうち林業関係(図上aの部分)の事業費を、仮に各地域毎の森林面積で按分して割り振ってみた結果を図上a1～a3(棒グラフで枠無しの部分)で示した。

## 水源環境の保全に関する事業調査 集計

【中分類ごと地域ごとの過去6カ年(H8～H13)の事業費の累計】

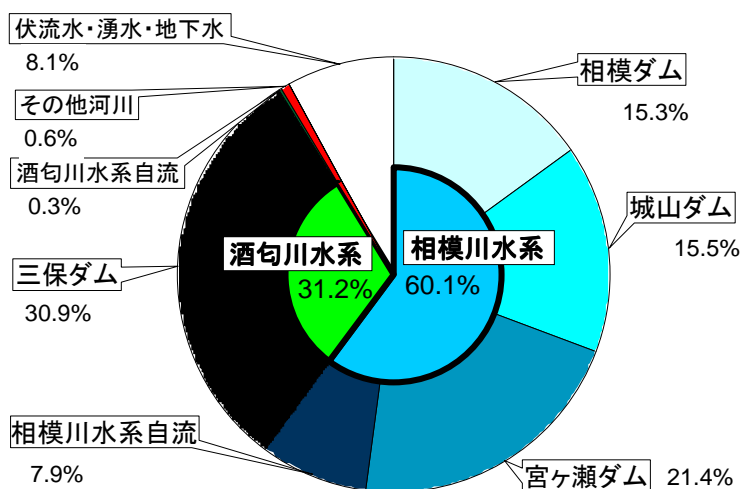
< 県事業費 >

| 大分類                  | 中分類 |                     | 県事業費 単位：千円           |                                |                         |                              |                    | 地域分けに適さない事業・地域分けできなかった事業 | 計           |
|----------------------|-----|---------------------|----------------------|--------------------------------|-------------------------|------------------------------|--------------------|--------------------------|-------------|
|                      |     |                     | A1<br>相模川<br>ダム上流地域  | A2<br>相模川<br>寒川上流地域<br>(A1を除く) | B1<br>酒匂川<br>ダム上流地<br>域 | B2<br>酒匂川<br>飯泉上流地<br>域(B1を除 | C<br>それ以外          |                          |             |
| A 水の<br>安定的確<br>保と供給 | A-1 | 森林の持つ水源か<br>ん養機能の保全 | 3,846,841            | 515,979                        | 1,556,522               | 2,944,858                    |                    | 49,610,579<br>(林業・治山関係)  | 58,474,779  |
|                      | A-2 | ダム機能の維持             | 1,467,169            |                                | 2,443,906               |                              |                    |                          | 3,911,075   |
|                      | A-3 | 地下水のかん養             | 977,767              | 3,768,167                      | 436,009                 | 852,339                      | 6,418,143          |                          | 12,452,425  |
| B 水質<br>の保全          | B-1 | 生活排水対策              | 10,976,723           | 55,401,259                     | 1,045,386               | 15,990,879                   | 42,793,163         |                          | 126,207,411 |
|                      | B-2 | 産業系排水対策             | 87,697               | 270,870                        | 130                     | 221,416                      | 660,672            | 61,699                   | 1,302,484   |
|                      | B-3 | 廃棄物対策               | 30,362               | 41,311                         | 20,425                  | 29,756                       | 54,706             |                          | 176,560     |
|                      | B-4 | 非特定面源対策             | 29,600               | 308,462                        | 100                     | 235,930                      | 265,764            | 40,688                   | 880,544     |
|                      | B-5 | 水質直接浄化対策            | 1,000,083            |                                |                         |                              |                    |                          | 1,000,083   |
|                      | B-6 | その他の対策              | 4,079                | 716                            | 4,734                   | 1,554                        |                    | 1,413,976                | 1,425,059   |
| C 水の<br>効率的利<br>活用   | C-1 | 節水施策の推進             |                      | 21,440<br>(地盤沈下対策)             |                         |                              | 53,478<br>(地盤沈下対策) | 6,436                    | 81,354      |
|                      | C-2 | 水資源の有効利用<br>の推進     | 1,694                |                                |                         |                              |                    | (C-1の中に事業費が含まれる)         | 1,694       |
| D 流域<br>内の交<br>流・連携  | D-1 | 流域環境保全活動<br>の総合的支援  | 9,000<br>(流域全体での事業費) |                                | 2,800<br>(流域全体での事業費)    |                              |                    |                          | 11,800      |
|                      | D-2 | 水源地域の活性化            | 7,636,426            | 13,681                         | 387,117                 | 83,046                       | 26,665             |                          | 8,146,935   |
|                      | D-3 | 上流県との連携             |                      |                                |                         |                              |                    |                          | 0           |
| 計                    |     |                     | 26,067,441           | 60,341,885                     | 5,897,129               | 20,359,778                   | 50,272,591         | 51,133,378               | 214,072,203 |

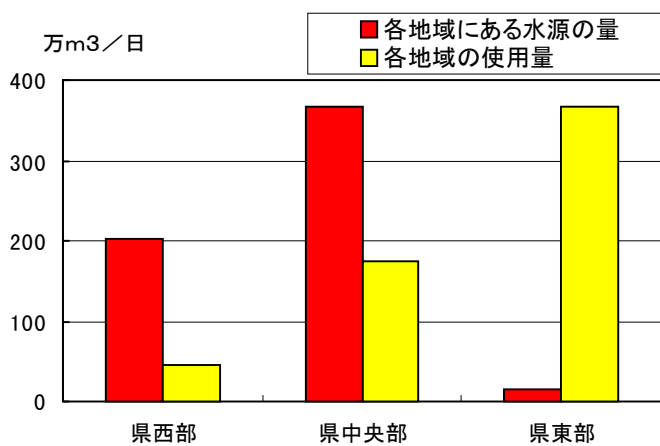
< 利水者事業(県事業費に含まれる利水者負担は除く) >

| 大分類                  | 中分類 |                     | 事業費 単位：千円<br>( )は、県事業費に含まれる利水者事業費(外数) |                                |                         |                                    |                     | 地域分けに適さない事業・地域分けできなかった事業 | 計                         |
|----------------------|-----|---------------------|---------------------------------------|--------------------------------|-------------------------|------------------------------------|---------------------|--------------------------|---------------------------|
|                      |     |                     | A1<br>相模川<br>ダム上流地域                   | A2<br>相模川<br>寒川上流地域<br>(A1を除く) | B1<br>酒匂川<br>ダム上流地<br>域 | B2<br>酒匂川<br>飯泉上流地<br>域(B1を除<br>く) | C<br>それ以外           |                          |                           |
| A 水の<br>安定的確<br>保と供給 | A-1 | 森林の持つ水源か<br>ん養機能の保全 | 456,200<br>(1,976,905)                |                                | (512,303)               | (10,792)                           | 24,336              |                          | 480,536<br>(2,500,000)    |
|                      | A-2 | ダム機能の維持             | 10,167,091                            |                                | (1,832,491)             |                                    |                     |                          | 10,167,091<br>(1,832,491) |
|                      | A-3 | 地下水のかん養             |                                       |                                |                         |                                    |                     |                          | 0                         |
| B 水質<br>の保全          | B-1 | 生活排水対策              | (1,505,507)                           |                                | (17,096)                | (283,825)                          | (145,372)           |                          | 0<br>(1,951,801)          |
|                      | B-2 | 産業系排水対策             |                                       |                                |                         |                                    |                     |                          | 0                         |
|                      | B-3 | 廃棄物対策               |                                       |                                |                         |                                    |                     |                          | 0                         |
|                      | B-4 | 非特定面源対策             |                                       |                                |                         |                                    |                     |                          | 0                         |
|                      | B-5 | 水質直接浄化対策            | (376,029)                             |                                |                         |                                    |                     |                          | 0<br>(376,029)            |
|                      | B-6 | その他の対策              |                                       |                                |                         |                                    |                     |                          | 0                         |
| C 水の<br>効率的利<br>活用   | C-1 | 節水施策の推進             |                                       |                                |                         |                                    |                     | 1,609                    | 1,609                     |
|                      | C-2 | 水資源の有効利用<br>の推進     |                                       |                                |                         |                                    |                     | (C-1の中に事業費が含まれる)         | 0                         |
| D 流域<br>内の交<br>流・連携  | D-1 | 流域環境保全活動<br>の総合的支援  | 4,040                                 |                                | 2,800                   |                                    |                     |                          | 6,840                     |
|                      | D-2 | 水源地域の活性化            | 1,134,961<br>(1,779,672)              |                                |                         |                                    |                     |                          | 1,134,961<br>(1,779,672)  |
|                      | D-3 | 上流県との連携             |                                       |                                |                         |                                    |                     |                          | 0                         |
| 計                    |     |                     | 11,762,292<br>(5,638,113)             | 0<br>(0)                       | 2,800<br>(2,361,890)    | 0<br>(294,617)                     | 24,336<br>(145,372) | 1,609<br>(0)             | 11,791,037<br>(8,439,993) |

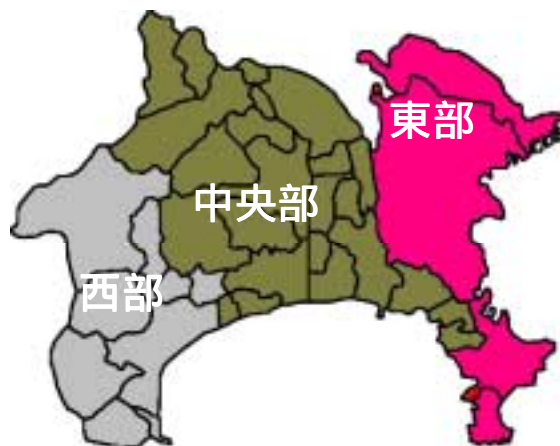
# 神奈川の水道水源



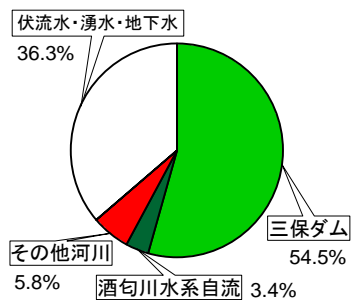
県内の上水道の水源別構成比



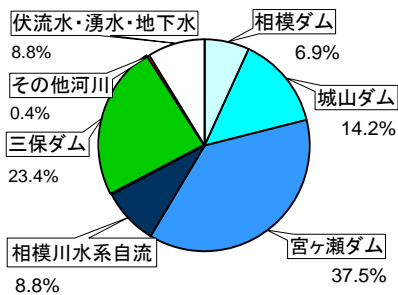
各地域の上水道の水源の量



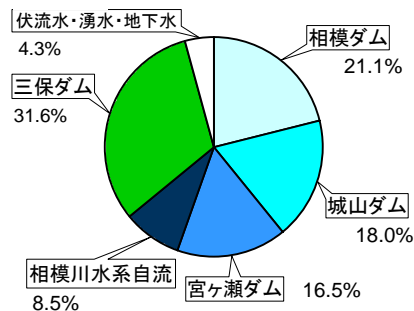
## 西部



## 中央部

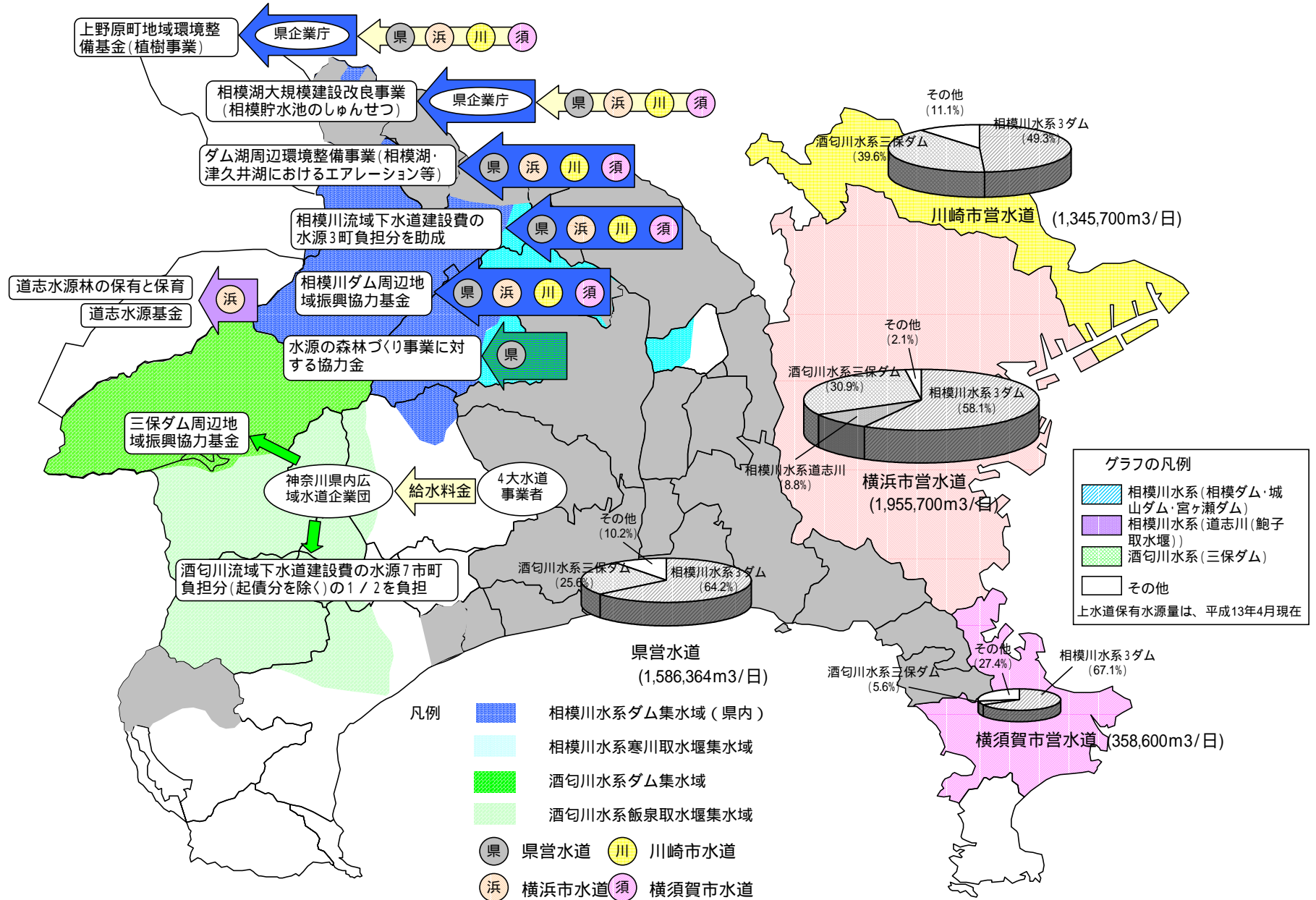


## 東部



各地域の上水道の水源別構成比

# 4大水道事業者の上水道水源と水源環境保全に対する主な負担





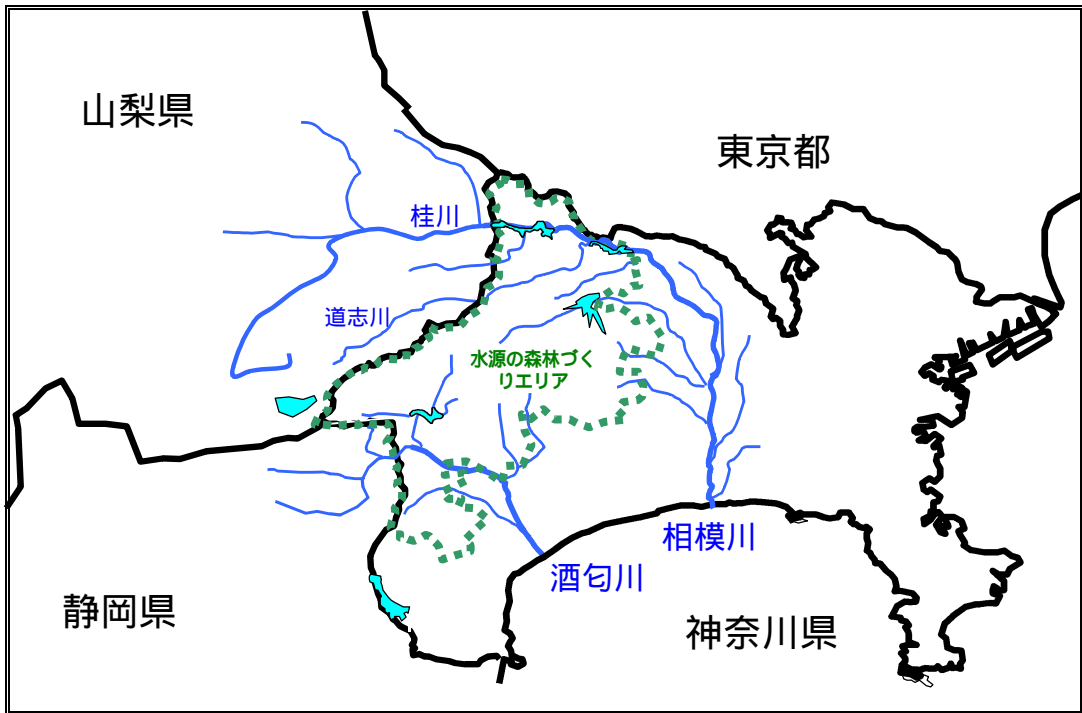
# 水の利用と水循環



資料：平成 11 年版日本の水資源（国土庁長官官房水資源部編）を基に作成

# 神奈川県における水源の森林と流域

流域全体図（相模川・酒匂川）



# 森林資源と就労者の状況

## 森林資源の年次推移

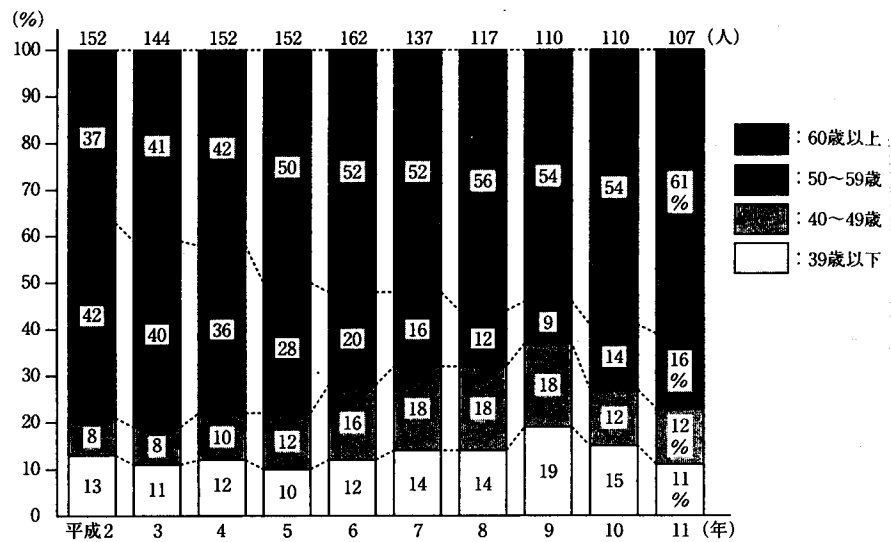
単位 {面積: ha  
蓄積: 1,000m³

| 年度   | 総面積     | 国有林<br>面積 | 民 有 林  |        |        |          |       |        |       |           |
|------|---------|-----------|--------|--------|--------|----------|-------|--------|-------|-----------|
|      |         |           | 面積     | 蓄積     | 人 工 林  |          |       | 天 然 林  |       | その他<br>面積 |
|      |         |           |        |        | 面積     | 人工林<br>率 | 蓄積    | 面積     | 蓄積    |           |
| 昭 40 | 105,926 | 13,024    | 92,902 | 5,178  | 30,663 | 33.0     | 3,003 | 55,140 | 2,175 | 6,503     |
| 45   | 100,385 | 13,160    | 87,225 | 6,135  | 32,828 | 37.6     | 3,588 | 48,501 | 2,547 | 5,896     |
| 50   | 96,395  | 12,700    | 83,695 | 7,543  | 32,884 | 39.3     | 4,521 | 45,240 | 3,022 | 5,571     |
| 55   | 95,250  | 12,156    | 83,094 | 8,629  | 32,536 | 39.2     | 5,198 | 43,866 | 3,431 | 6,692     |
| 60   | 98,829  | 12,416    | 86,413 | 10,650 | 34,161 | 39.5     | 6,540 | 45,247 | 4,110 | 7,005     |
| 平 2  | 98,332  | 12,450    | 85,882 | 11,463 | 30,605 | 35.6     | 6,244 | 51,393 | 5,219 | 3,884     |
| 3    | 98,242  | 11,943    | 86,299 | 12,282 | 31,344 | 36.3     | 6,890 | 50,906 | 5,392 | 4,049     |
| 5    | 97,347  | 11,593    | 85,754 | 13,293 | 31,624 | 36.9     | 7,600 | 50,011 | 5,693 | 4,119     |
| 10   | 95,579  | 11,006    | 84,573 | 14,650 | 31,865 | 37.7     | 8,748 | 48,708 | 5,902 | 3,999     |
| 12   | 95,415  | 10,936    | 84,479 | 15,233 | 31,936 | 37.8     | 9,156 | 48,516 | 6,077 | 4,027     |

(神奈川県環境農政部調べ)

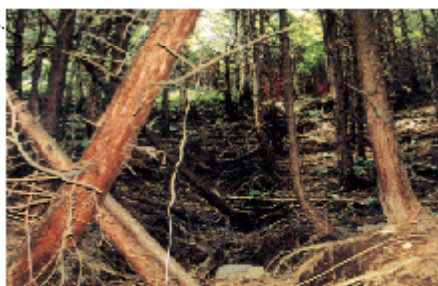
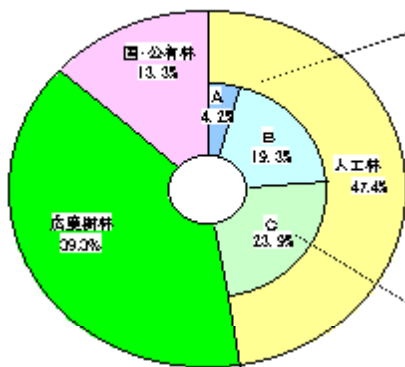
## 林業就労者の推移

森林組合の作業班の年齢階層別割合の推移



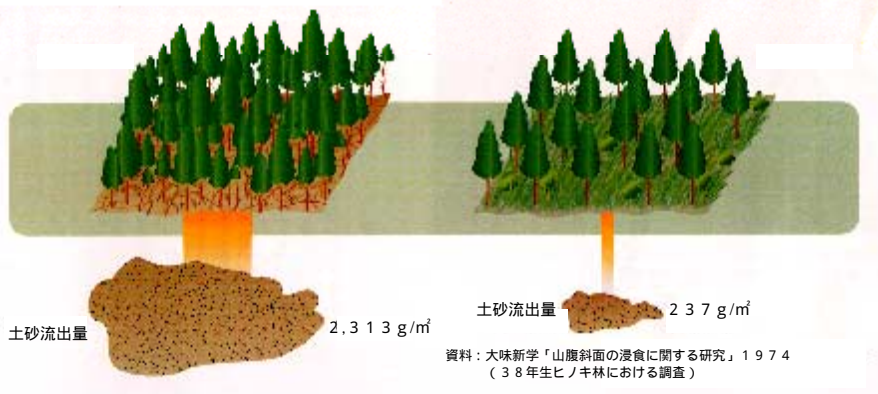
(神奈川県環境農政部調べ)

# 森林の荒廃



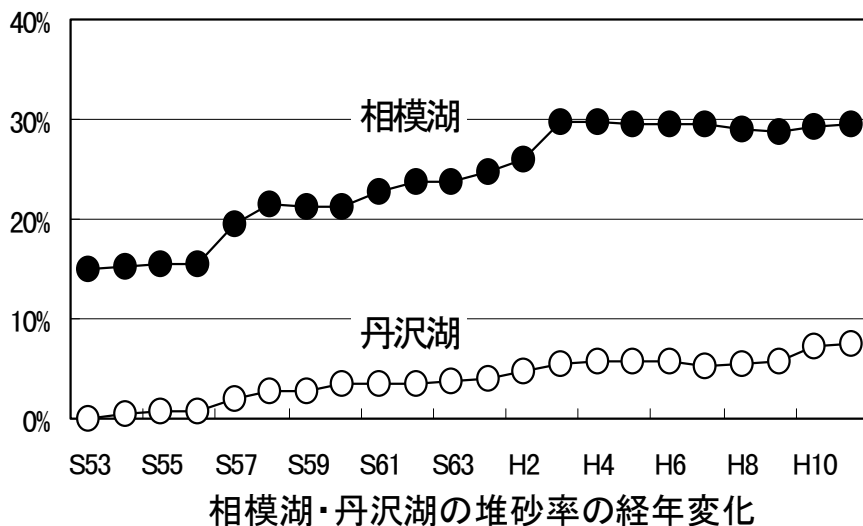
水源地域の森林の状況  
 平成8年度森林現況調査（水源地域の森林  
 8,400haの抽出調査）  
 A：適正に管理されている私有人工林  
 B：数年のうちに手入れが必要な私有人工林  
 C：緊急に手入れが必要な私有人工林

## 下層植生の有無と土砂流出量



# 堆砂の状況と対策

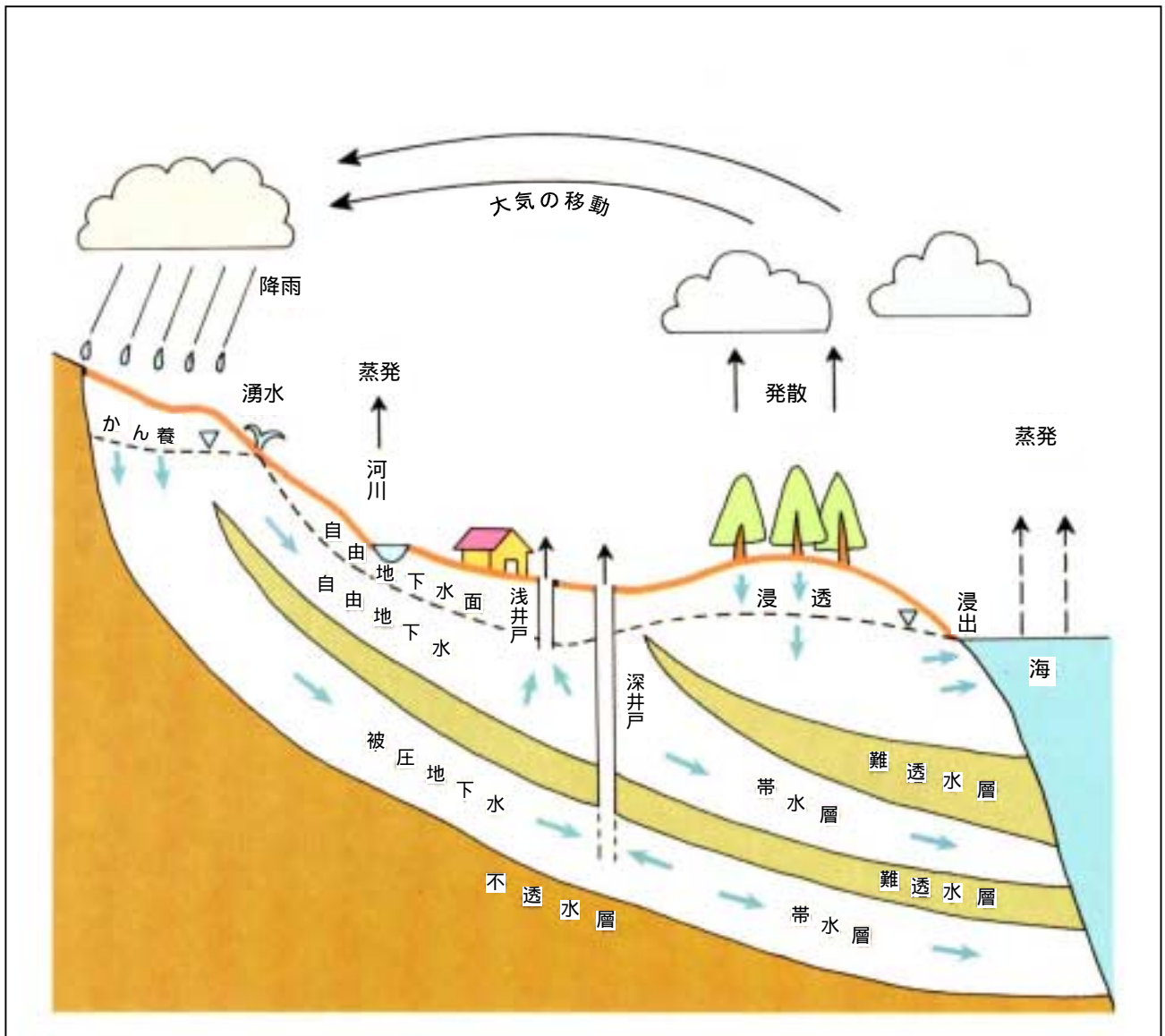
## 堆砂の進行



## ダム貯水池の堆砂対策

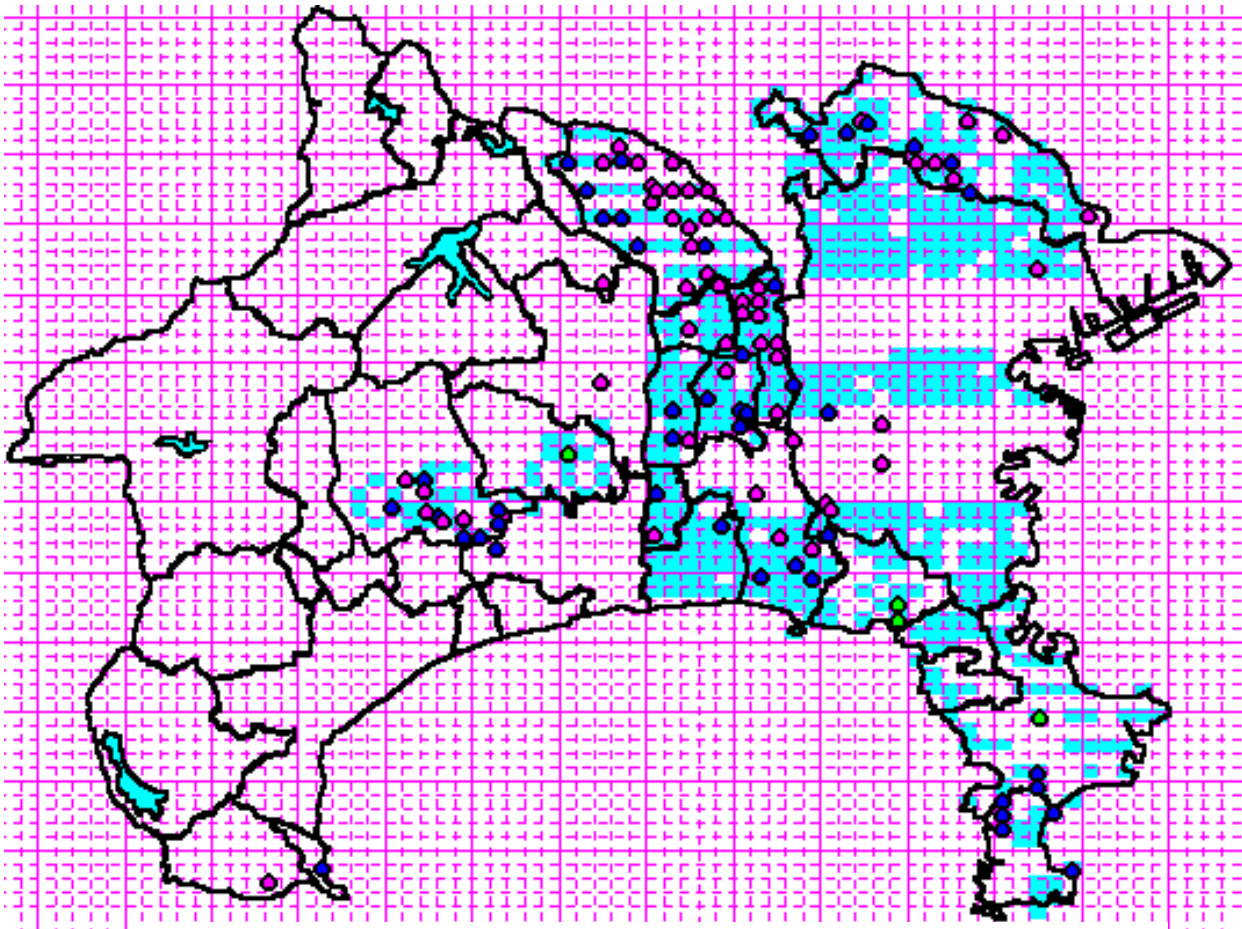
|            |            |   |
|------------|------------|---|
| 流入土砂量の軽減   | 流域対策       | 砂防事業・治山事業等による対策<br>(砂防ダム、流路工、遊砂池等)            |
|            |            | ダム事業によるグリーンベルト対策<br>(貯水池周辺の法面安定工、植栽等)         |
|            | 貯水池上流端での対策 | 貯砂ダムの設置<br>(流入土砂を貯砂ダムへ堆積させ、それを掘削排除する方法)       |
|            |            | 排砂バイパスの設置<br>(洪水時、流入土砂をバイパスにより迂回させ、ダム下流へ流す方法) |
| 堆積土砂の人為的除去 | 貯水池内での対策   | 掘削、しゅんせつによる人為的除去                              |
| ダムからの排砂強化  | ダム堤体での対策   | 排砂管、排砂門の設置<br>(洪水時、流水の勢いで堆積土砂を排出する方法)         |

# 地下水の循環



(「かながわ地下水総合保全計画」より)

# 地下水の汚染



地下水汚染状況(平成10,11年度調査結果)

- 有機塩素系化学物質
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
- その他(砒素、pH)
- (平成10、11年度メッシュ調査対象地域)

## 水源の水質と富栄養化

相模湖(湖央東部) (mg/l)

|                   | 年平均値  | 環境基準    |
|-------------------|-------|---------|
| BOD               | 1.4   | 2以下     |
| 全窒素               | 1.41  | なし      |
| 全燐                | 0.086 | なし      |
| 大腸菌群数 (MPN/100ml) | 400   | 1,000以下 |

津久井湖(湖央部) (mg/l)

|                   | 年平均値  | 環境基準    |
|-------------------|-------|---------|
| BOD               | 1.3   | 2以下     |
| 全窒素               | 1.4   | なし      |
| 全燐                | 0.053 | なし      |
| 大腸菌群数 (MPN/100ml) | 310   | 1,000以下 |

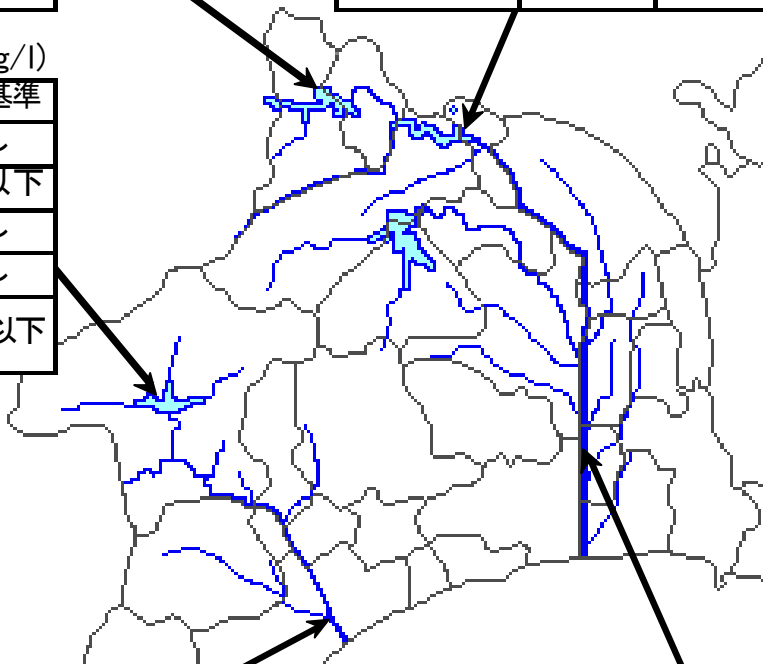
丹沢湖(湖央部) (mg/l)

|                   | 年平均値  | 環境基準    |
|-------------------|-------|---------|
| BOD               | 1.1   | なし      |
| COD               | 1.7   | 3以下     |
| 全窒素               | 0.57  | なし      |
| 全燐                | 0.009 | なし      |
| 大腸菌群数 (MPN/100ml) | 360   | 1,000以下 |

(参考)

湖沼環境基準における窒素・燐の基準値(未適用)

|     | Ⅱ 類型 |
|-----|------|
| 全窒素 | 0.2  |
| 全燐  | 0.01 |



飯泉取水堰

|                   | 年平均値  | 環境基準    |
|-------------------|-------|---------|
| BOD(mg/l)         | 1.1   | 2以下     |
| 大腸菌群数 (MPN/100ml) | 4,700 | 1,000以下 |

寒川取水堰

|                   | 年平均値  | 環境基準    |
|-------------------|-------|---------|
| BOD(mg/l)         | 1.2   | 2以下     |
| 大腸菌群数 (MPN/100ml) | 8,200 | 1,000以下 |

河川とダム湖の水質の現状 (平成11年度)



## 神奈川県市町村別生活排水処理施設整備状況

平成12年度末現在

| 市町村名 | 市町村人口     | 生活排水処理施設整備人口(人、%) |          |            |                 |       |         |       | 合計<br>(人) | 生活排水<br>処理施設<br>整備率<br>(%) | 生活排水処理<br>施設未整備人<br>口(人) |
|------|-----------|-------------------|----------|------------|-----------------|-------|---------|-------|-----------|----------------------------|--------------------------|
|      |           | 公共下水道             | 農業集落排水施設 | コミュニティプラント | 合併処理浄化槽<br>処理人口 |       |         |       |           |                            |                          |
| 横浜市  | 3,403,077 | 3,384,487         | 99.5%    |            |                 |       | 7,669   | 0.2%  | 3,392,156 | 99.7%                      | 10,921                   |
| 川崎市  | 1,230,896 | 1,201,000         | 97.6%    |            |                 |       | 1,861   | 0.2%  | 1,202,861 | 97.7%                      | 28,035                   |
| 横須賀市 | 434,416   | 407,953           | 93.9%    |            |                 |       | 17,170  | 4.0%  | 425,123   | 97.9%                      | 9,293                    |
| 平塚市  | 252,578   | 226,606           | 89.7%    |            |                 |       | 6,244   | 2.5%  | 232,850   | 92.2%                      | 19,728                   |
| 鎌倉市  | 169,933   | 123,720           | 72.8%    |            |                 |       | 27,654  | 16.3% | 151,374   | 89.1%                      | 18,559                   |
| 藤沢市  | 377,771   | 345,516           | 91.5%    |            |                 |       | 291     | 0.1%  | 345,807   | 91.5%                      | 31,964                   |
| 小田原市 | 198,738   | 136,338           | 68.6%    |            |                 |       | 2,012   | 1.0%  | 138,350   | 69.6%                      | 60,388                   |
| 茅ヶ崎市 | 222,796   | 200,900           | 90.2%    |            |                 |       | 2,480   | 1.1%  | 203,380   | 91.3%                      | 19,416                   |
| 逗子市  | 59,127    | 59,031            | 99.8%    |            |                 |       | 0       | 0.0%  | 59,031    | 99.8%                      | 96                       |
| 相模原市 | 596,598   | 581,100           | 97.4%    |            |                 |       | 2,328   | 0.4%  | 583,428   | 97.8%                      | 13,170                   |
| 三浦市  | 52,897    | 14,248            | 26.9%    |            |                 |       | 16,159  | 30.5% | 30,407    | 57.5%                      | 22,490                   |
| 秦野市  | 160,327   | 88,606            | 55.3%    |            |                 |       | 33,997  | 21.2% | 122,603   | 76.5%                      | 37,724                   |
| 厚木市  | 211,687   | 185,430           | 87.6%    |            |                 |       | 4,318   | 2.0%  | 189,748   | 89.6%                      | 21,939                   |
| 大和市  | 210,782   | 190,080           | 90.2%    |            |                 |       | 8,555   | 4.1%  | 198,635   | 94.2%                      | 12,147                   |
| 伊勢原市 | 96,319    | 71,931            | 74.7%    |            |                 |       | 10,194  | 10.6% | 82,125    | 85.3%                      | 14,194                   |
| 海老名市 | 117,551   | 110,859           | 94.3%    |            |                 |       | 541     | 0.5%  | 111,400   | 94.8%                      | 6,151                    |
| 座間市  | 124,043   | 98,149            | 79.1%    |            |                 |       | 3,475   | 2.8%  | 101,624   | 81.9%                      | 22,419                   |
| 南足柄市 | 44,223    | 19,579            | 44.3%    |            |                 |       | 2,079   | 4.7%  | 21,658    | 49.0%                      | 22,565                   |
| 綾瀬市  | 79,111    | 71,700            | 90.6%    |            |                 |       | 2,465   | 3.1%  | 74,165    | 93.7%                      | 4,946                    |
| 葉山町  | 31,612    | 7,140             | 22.6%    |            | 1,539           | 4.9%  | 1,100   | 3.5%  | 9,779     | 30.9%                      | 21,833                   |
| 寒川町  | 46,263    | 40,039            | 86.5%    |            |                 |       | 1,221   | 2.6%  | 41,260    | 89.2%                      | 5,003                    |
| 大磯町  | 32,941    | 8,350             | 25.3%    |            |                 |       | 16,112  | 48.9% | 24,462    | 74.3%                      | 8,479                    |
| 二宮町  | 31,375    | 6,100             | 19.4%    |            |                 |       | 4,252   | 13.6% | 10,352    | 33.0%                      | 21,023                   |
| 中井町  | 10,113    | 3,450             | 34.1%    |            | 550             | 5.4%  | 436     | 4.3%  | 4,436     | 43.9%                      | 5,677                    |
| 大井町  | 16,733    | 13,237            | 79.1%    |            |                 |       | 165     | 1.0%  | 13,402    | 80.1%                      | 3,331                    |
| 松田町  | 13,076    | 9,492             | 72.6%    |            |                 |       | 598     | 4.6%  | 10,090    | 77.2%                      | 2,986                    |
| 山北町  | 13,837    | 7,871             | 56.9%    |            |                 |       | 227     | 1.6%  | 8,098     | 58.5%                      | 5,739                    |
| 開成町  | 13,244    | 6,323             | 47.7%    |            |                 |       | 483     | 3.6%  | 6,806     | 51.4%                      | 6,438                    |
| 箱根町  | 15,014    | 9,759             | 65.0%    |            |                 |       | 3,645   | 24.3% | 13,404    | 89.3%                      | 1,610                    |
| 真鶴町  | 9,395     | 0                 | 0.0%     |            |                 |       | 687     | 7.3%  | 687       | 7.3%                       | 8,708                    |
| 湯河原町 | 28,628    | 23,808            | 83.2%    |            |                 |       | 1,251   | 4.4%  | 25,059    | 87.5%                      | 3,569                    |
| 愛川町  | 42,266    | 29,679            | 70.2%    |            |                 |       | 1,379   | 3.3%  | 31,058    | 73.5%                      | 11,208                   |
| 清川村  | 3,261     | 2,852             | 87.5%    |            |                 |       | 30      | 0.9%  | 2,882     | 88.4%                      | 379                      |
| 城山町  | 23,349    | 19,188            | 82.2%    |            |                 |       | 231     | 1.0%  | 19,419    | 83.2%                      | 3,930                    |
| 津久井町 | 30,724    | 6,920             | 22.5%    |            |                 |       | 1,837   | 6.0%  | 8,757     | 28.5%                      | 21,967                   |
| 相模湖町 | 10,124    | 4,820             | 47.6%    |            |                 |       | 871     | 8.6%  | 5,691     | 56.2%                      | 4,433                    |
| 藤野町  | 10,958    | 1,135             | 10.4%    | 555        | 5.1%            |       | 1,494   | 13.6% | 3,184     | 29.1%                      | 7,774                    |
| 計    | 8,425,783 | 7,717,396         | 91.6%    | 555        | 0.0%            | 2,089 | 185,511 | 2.2%  | 7,905,551 | 93.8%                      | 520,232                  |

(1) この資料は、国土交通省、農林水産省、環境省の生活排水処理施設整備状況調査の報告をもとに、神奈川県環境農政部が作成したものである。

(2) 合併処理浄化槽については、下水道処理区域外の整備人口を表す。

# 下水道事業の財源

## 財源のしくみ

現在わが国における下水道事業の財源は、新增設（設置）または改築に係る建設費については、国庫補助金、地方債、一般市費（都市計画税を含む。）県費、受益者負担金等により、また、維持管理費については、使用料及び一般市費によりまかなわれています。

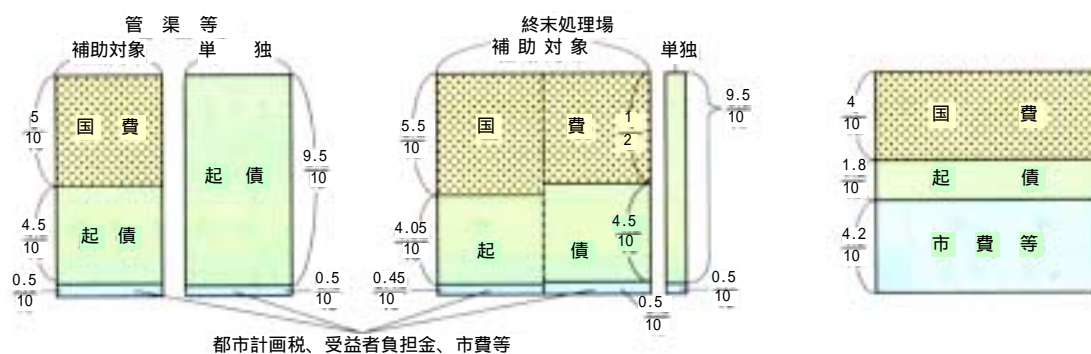
| 種類                             | 建設費   | 維持管理費  |
|--------------------------------|---|--|
| 公共下水道<br>及び<br>特定環境保全<br>公共下水道 | <ul style="list-style-type: none"> <li>国費（国庫補助金）</li> <li>地方債                             <ul style="list-style-type: none"> <li>一般市町村費</li> <li>地方債（公営企業債）</li> <li>一般県費（補助金）</li> <li>受益者負担金</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>下水道使用料</li> <li>一般市町村費</li> </ul>   |
| 流域下水道                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>国費（国庫補助金）</li> <li>地方債                             <ul style="list-style-type: none"> <li>一般県費</li> <li>地方債（公営企業債）</li> <li>関連市町負担金<br/>（地方債、一般市町村費等）</li> </ul> </li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>一般県費</li> <li>関連市町負担金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>下水道使用料</li> <li>一般市町費</li> </ul> </li> </ul> |
| 都市下水路                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>国費（国庫補助金）</li> <li>地方債                             <ul style="list-style-type: none"> <li>一般市町村費</li> <li>地方債（一般公共事業債）</li> </ul> </li> </ul>                                  | 一般市町村費   |
| 調査費                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>流域別下水道総合<br/>計画調査費等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>国費（国庫補助金）</li> <li>地方債</li> </ul> </li> <li>計画決定及び事業<br/>認可図書作成費 — 一般市町村費</li> </ul>    |  |

# 建設財源

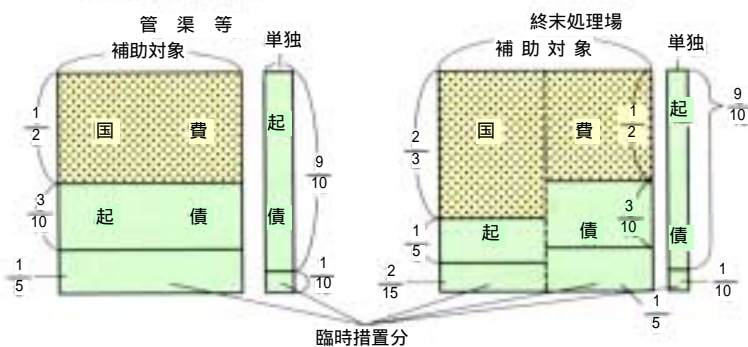
## 建設費の財源内訳

### 公共下水道及び特定環境保全公共下水道

### 都市下水路



### 流域下水道



**国庫補助金：**下水道事業は、地方公共団体が行うものであるが、その建設には多額の費用が必要であり、かつ下水道を緊急に整備することが国家的見地からしても急務であるという認識から、国が下水道を建設する地方公共団体に対して補助を行っています。

**地方債：**建設時に集中する財政負担を、施設を利用する後の世代にも負担させることにより、負担の平準化と世代間の公平を確保するため、一定限度まで地方債の発行が認められています。

**一般市町村費：**市町村の行う下水道事業費の上記以外の部分については、市町村の一般会計により賄われています。

**一般県費：**県が行う流域下水道事業費のうち、国庫補助金、地方債、関係市町負担金以外の部分は、県の一般会計により賄われています。

**関連市町負担金：**流域下水道は、原則として県が建設にあたりますが、その場合、受益する関連市町が建設の一部を負担するものです。

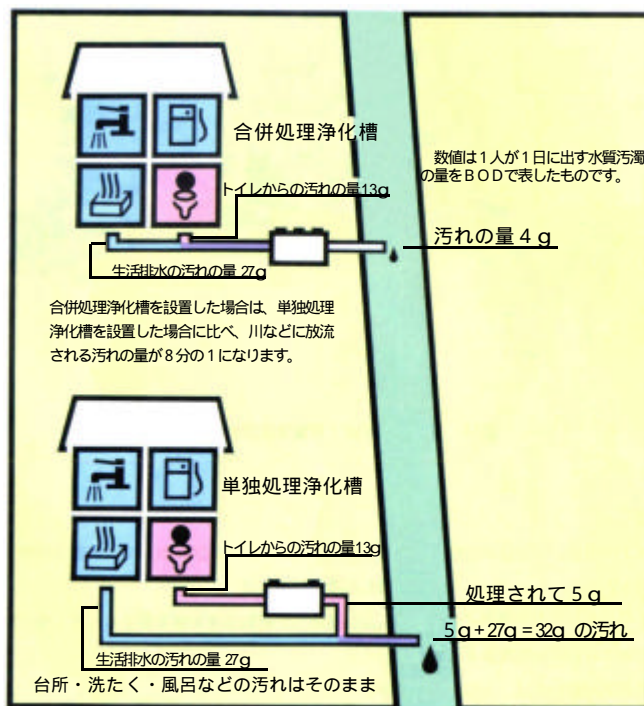
# 合併処理浄化槽による生活排水処理

## 生活排水処理施設の処理方式

| 区分 | 集合処理方式   | 個別処理方式   |
|----|--|--|
| 種類 | 公共下水道、流域下水道、農業集落排水事業等  | 合併処理浄化槽  |
| 概要 | 地下に配水管を敷設して、排水は処理場で一括処理する  | 各家庭の敷地に浄化槽を埋め込み、浄化槽ごとに処理する   |
| 特色 | <ul style="list-style-type: none"> <li>家屋が密集した集落、集合住宅に適している（浄化槽を埋め込むスペースがない密集地帯でも整備が可能）</li> <li>整備に長期間かかる</li> <li>一括処理のため、排水の高度処理、汚泥のリサイクルが容易</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>家と家との間が離れている場合に適している</li> <li>短期間（3～5日）で整備できる</li> <li>浄化槽ごとに定期的な点検、清掃、検査が必要</li> </ul> |

（出所：総務省資料）

## 合併処理浄化槽の排水処理のしくみ



## 神奈川県における合併処理浄化槽の設置費の状況と補助

|               |       |                 |             |              |
|---------------|-------|-----------------|-------------|--------------|
| 一般地域          | 設置者負担 | 国庫補助<br>1/3     | 県費補助<br>1/3 | 市町村補助<br>1/3 |
|               | 設置者負担 | 国庫補助<br>1/3     | 県費補助<br>1/2 | 市町村補助<br>1/6 |
| 単独処理浄化槽設置費相当分 |       | 補助金（単独・合併差額相当分） |             |              |
| 合併処理浄化槽設置費相当分 |       |                 |             |              |

## 設置費用の例（五人槽の場合）

|   |              |             |
|---|--------------|-------------|
| 合併処理浄化槽                                     | 設置費用 888千円   | 補助基準額 351千円 |
| 高度処理（窒素・燐除去）型合併処理浄化槽<br>（ただし、本県では補助対象地域はない） | 設置費用 1,020千円 | 補助基準額 444千円 |

神奈川県における大気環境保全等に関する事業費（神奈川県環境基本計画における平成13年度当初予算ベースの事業費）

1 大気汚染防止対策関係事業費（大気汚染対策の推進、自動車交通公害対策の推進）

（単位：千円）

| 項目名              | 事業費        | 主な事業内容  |
|------------------|------------|---|
| 大気汚染防止対策関係事業費    |            |   |
| 大気汚染対策の推進        | 78,762     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）及び浮遊粒子状物質（SPM）等の環境基準達成に向けた法・条例に基づく規制・指導を行う。</li> <li>・有害化学汚染物質モニタリング調査を実施する。</li> <li>・県内87地点での窒素酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄等の大気中の濃度の常時監視を実施する。</li> <li>・光化学大気汚染と二次粒子の生成に関する検討等を行う。</li> </ul>  |
| 自動車排出ガス対策の推進     | 23,230     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画の策定に向けた作業を行う。</li> <li>・自動車管理に関し、条例（神奈川県生活環境の保全等に関する条例）の改正を検討する。</li> <li>・アイドリングストップの周知徹底を図るため、自動車使用者に対する指導を行うとともに、自動車使用者に対する普及啓発事業を行う。</li> <li>・グリーン入札の導入に向けた検討や企業の自主的な環境配慮活動を促進する仕組みの制度化に向けた検討を行う。</li> <li>・県内87地点での窒素酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄等の大気中の濃度の常時監視を実施する。</li> <li>・自動車排出ガスによる環境汚染の改善手法に関する研究を行う。</li> </ul> |
| ディーゼル自動車対策の強化    | 258,285    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・天然ガス燃料供給施設整備に対する助成、県施設のごみ収集車を対象としたグリーン配送モデル事業の実施、市町村のごみ収集車への天然ガス自動車導入に対する助成を行う。</li> <li>・民間事業者のトラックにDPFを試験的に装着し、実用性について検討するとともに、県保有のディーゼル自動車にDPFを率先して装着する。（左記の事業費とは別に、庁用車への実際のDPF装着費として17,329千円を計上）</li> </ul>   |
| 低公害車の計画的な普及      | 1,000      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・低公害車の導入に関する助成制度、税制優遇等の情報を提供する。</li> <li>・庁用車に七都県市指定低公害車の率先導入を図る。（左記の事業費とは別に、実際の庁用車導入費として109,413千円を計上）</li> </ul>  |
| 道路騒音対策の推進        | 487,743    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車騒音の常時監視を行う。</li> <li>・道路の低騒音舗装を実施する。</li> <li>・低騒音壁の高性能化等に関する研究を実施する。</li> </ul>   |
| 交通総量抑制とマネジメントの推進 | 885,000    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市南部における次世代交通管理システム（交通公害低減システム＜EPM S＞及び公共交通車両優先システム＜PTP S＞の導入）活用等によるモデル事業を実施する。</li> <li>・藤沢市において、藤沢市と共同でエコ・パークアンドライドシステムのモデル事業を実施（国土交通省、藤沢市と共同）するとともに、海老名市において平成11～12年度に実施した実験結果を踏まえ、実現化に向けた検討を行う。</li> <li>・公共交通機関の整備を図る。（横浜高速4号線、みなとみらい21線）</li> <li>・県内の路線バスの走行環境を著しく阻害している路線を選定し、バスレーン規制の実施を図る。</li> </ul>                              |
| 交通の流れの改善         | 51,097,440 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の整備等により交通の分散化、交通の流れの円滑化、平均車速の改善を図る。</li> <li>・鎌倉市において、鎌倉市などとともに、パークアンドレールライド、環境手形、シャトルバス等を実施する。</li> <li>・新交通管理システムのキーインフラとして光ビーコン等の整備を図る。</li> <li>・交通実態に即した交通規制の実施・見直しを推進するとともに、違法駐車取締を強化する。</li> </ul>   |
| みどりの大気浄化機能等の活用   | 15,500     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染浄化能力の高い樹木を街路樹として植栽する。</li> </ul>  |
| 計                | 52,846,960 |   |

神奈川県における大気環境保全等に関する事業費（神奈川県環境基本計画における平成13年度当初予算ベースの事業費）

2 地球温暖化防止対策関係事業費（地球温暖化防止対策の推進）

（単位：千円）

| 項目名                                      | 事業費<br>(注1) | 主な事業内容  |
|--|-------------|---|
| 自主的な活動の着実な推進                             | 98,512      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の自主的な環境配慮活動を促進するための枠組みづくりに向けた検討を行う。</li> <li>・天然ガススタンド整備に対し助成する。</li> <li>・天然ガス自動車導入に対し助成する。</li> <li>・七都県市指定低公害車の普及促進を図る。</li> <li>・「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施する。</li> <li>・ISO14001による環境マネジメントの取組を推進する。</li> </ul> |
| CO <sub>2</sub> 排出量の少ない社会経済システムや都市構造への転換 | 17,200      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に適した有機性資源のリサイクルシステムの検討を行う。</li> <li>・自動車自主管理制度の見直しを行う。</li> <li>・藤沢市において、エコ・パークアンドライドシステムのモデル事業を実施（国土交通省、藤沢市と共同）する。</li> </ul>  |
| CO <sub>2</sub> 吸収源対策の推進                 | 0           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・みどりの協定実施要項に基づく開発行為者との協定を締結する。</li> </ul>  |
| 普及啓発活動の実施                                | 6,200       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットを活用したわかりやすい環境情報の提供（環境家計簿等に関する情報提供）を行う。</li> <li>・地球温暖化防止行動推進員を核とした普及啓発の展開を図る。</li> <li>・生活環境型学習プログラムの拡大・充実を図る。</li> <li>・クリーンエネルギーの普及啓発（「エコタウンかながわ2001」等の実施）を行う。</li> </ul>                                |
| 計  | 121,912     | (注2)  |

（注1）大気汚染防止対策関係事業費の再掲分を含む。

（注2）神奈川県環境基本計画の重点的課題・プロジェクト「地球温暖化防止対策の総合的推進」には、上記事業に加え、CO<sub>2</sub>吸収源対策の推進として「都市緑化の推進」、「水源の森林づくりの推進」等が位置づけられており、総事業費は8,419,090千円となっている。

## 大気関係の環境保全施策等の動向

### 昭和40年代まで

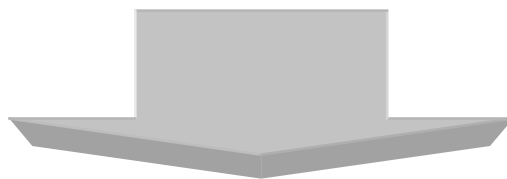
日本経済が飛躍的な発展を見せた高度成長期に、工業生産活動の活発化に伴い工場を中心とする産業型公害が激化したため、主として工場・事業場を対象に、大気汚染、振動、騒音の防止といった観点から規制の強化を進めてきた。



### 昭和50年代

工場・事業場を中心とした規制の強化を進めた(現在も継続して規制を実施)ため、これらの固定発生源からの大気汚染物質の排出状況は以前に比べて改善がみられるようになった。しかしながら、自動車排出ガスについてはなお厳しい状況が続き、今日に至っている。

なお、昭和57年には、公害病と認定された患者等が国と首都高速道路公団、企業などに大気汚染物質の排出差し止め等を求めた、川崎公害訴訟が起こされている。



### 昭和60年以降

尼崎や名古屋南部でも公害訴訟が起き、自動車から排出される浮遊粒子状物質と健康被害の因果関係が認められるなど、自動車排出ガスが今日の大気汚染の大きな問題として認識されるようになってきている。

また、地球規模での温暖化の進行、オゾン層の破壊等が大きな問題として認識されてきている。

今日では、かつての産業型公害から、そうした問題への対処に大気保全施策の主眼が移ってきており、今後、具体的な取組を進め成果を得ていく努力が必要である。

# 神奈川県における大気汚染の状況

規制等の効果が現れたと考えられる主な項目

## 1 環境基準適合率

二酸化硫黄及び一酸化炭素は、長期的に濃度は減少してきており、また、55年度（一酸化炭素は56年度）からは、すべての測定局で環境基準（長期的評価）に適合している。

図表1 二酸化硫黄の環境基準適合率及び年平均値の推移

| 年度  |          | S 4 8 | S 5 4 | 1 0   | 1 1   | 1 2   |
|-----|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一般局 | 適合率(%)   | 3 6   | 9 6   | 1 0 0 | 1 0 0 | 1 0 0 |
|     | 年平均(ppm) | 0.023 | 0.016 | 0.006 | 0.005 | 0.006 |

図表2 一酸化炭素の環境基準適合率及び年平均値の推移

| 測定局種別 |          | 年度 | S 5 1 | S 5 5 | H 1 0 | H 1 1 | H 1 2 |
|-------|----------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一般局   | 適合率(%)   |    | 1 0 0 | 1 0 0 | 1 0 0 | 1 0 0 | 1 0 0 |
|       | 年平均(ppm) |    | 1 . 7 | 1 . 2 | 0 . 7 | 0 . 6 | 0 . 6 |
| 自排局   | 適合率(%)   |    | 8 7   | 9 6   | 1 0 0 | 1 0 0 | 1 0 0 |
|       | 年平均(ppm) |    | 3 . 6 | 2 . 2 | 1 . 1 | 1 . 0 | 1 . 0 |

## 2 発生源の状況

### (1) 窒素酸化物排出量

工場等の排出量は、規制・指導により、大幅に減少している。

図表3 窒素酸化物排出量の推移 (単位：トン/年)

| 年度  | S 5 2           | H 2            | H 6            | H 9            | H 1 0          | H 1 1          |
|-----|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 発生源 |                 |                |                |                |                |                |
| 工場等 | 72,800<br>(100) | 33,800<br>(46) | 32,000<br>(44) | 28,900<br>(40) | 25,500<br>(35) | 25,800<br>(35) |

( )内数字は、昭和52年度を100とした比率 (神奈川県調査)

### (2) 硫黄酸化物排出量

工場等からの排出量は、16年間で約60%減少

図表4 工場等からの硫黄酸化物排出量の推移 (単位：トン/年)

| 年度  | S 5 8           | H 7            | H 8            | H 9           | H 1 0         | H 1 1         |
|-----|-----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 工場等 | 19,400<br>(100) | 11,624<br>(60) | 10,494<br>(54) | 9,295<br>(48) | 7,670<br>(40) | 7,027<br>(36) |

( )内数字は、昭和58年度を100とした比率



## 今後重点的な対応が必要と考えられる項目

### 1 環境基準

二酸化窒素・浮遊粒子状物質とも自動車排出ガス測定局を中心に環境基準不適合局もまだ多くあり、依然として厳しい状況にある。  
特に、横浜市及び川崎市の道路沿道を中心に汚染が深刻。

#### ア 二酸化窒素の状況

図表5 二酸化窒素の環境基準適合率及び年平均値の推移

| 測定局種別 | 年度       | 8     | 9     | 10    | 11    | 12    |
|-------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一般局   | 適合率(%)   | 78    | 73    | 65    | 86    | 97    |
|       | 年平均(ppm) | 0.030 | 0.029 | 0.030 | 0.027 | 0.027 |
| 自排局   | 適合率(%)   | 31    | 37    | 20    | 57    | 57    |
|       | 年平均(ppm) | 0.040 | 0.040 | 0.040 | 0.037 | 0.038 |

図表6 地域別二酸化窒素環境基準適合率の推移 (単位：%)

| 測定局種別 | 年度  | 8   | 9  | 10 | 11  | 12  |
|-------|-----|-----|----|----|-----|-----|
| 一般局   | 横浜市 | 65  | 62 | 48 | 71  | 90  |
|       | 川崎市 | 44  | 33 | 22 | 78  | 100 |
|       | その他 | 100 | 96 | 93 | 100 | 100 |
| 自排局   | 横浜市 | 13  | 13 | 0  | 25  | 25  |
|       | 川崎市 | 22  | 11 | 11 | 33  | 44  |
|       | その他 | 50  | 69 | 38 | 92  | 85  |

図表7 二酸化窒素濃度(98%値)測定局別ワースト10(平成12年度)  
(単位：ppm)

|   | 一般局 |          |       |    | 自排局  |           |       |
|---|-----|----------|-------|----|------|-----------|-------|
|   | 市町村 | 測定局名     | 98%値  |    | 市町村  | 測定局名      | 98%値  |
| 1 | 横浜市 | 鶴見区生麦小学校 | 0.063 | 1  | 川崎市  | 幸区遠藤町交差点  | 0.081 |
| 1 | 横浜市 | 神奈川区総合庁舎 | 0.063 | 2  | 川崎市  | 川崎区池上新田公園 | 0.079 |
| 3 | 横浜市 | 神奈川県庁    | 0.059 | 3  | 横浜市  | 鶴見区下末吉小学校 | 0.069 |
| 3 | 横浜市 | 中区加曽台    | 0.059 | 3  | 横浜市  | 西区浅間下交差点  | 0.069 |
| 3 | 川崎市 | 大師保健所    | 0.059 | 5  | 横浜市  | 磯子区滝頭     | 0.068 |
| 6 | 横浜市 | 港北区総合庁舎  | 0.058 | 5  | 川崎市  | 川崎市庁舎前    | 0.068 |
| 6 | 横浜市 | 西区平沼小学校  | 0.058 | 5  | 川崎市  | 高津区二子     | 0.068 |
| 6 | 川崎市 | 田島健康ランチ  | 0.058 | 8  | 相模原市 | 相模原市淵野辺   | 0.067 |
| 9 | 横浜市 | 磯子区総合庁舎  | 0.057 | 8  | 川崎市  | 川崎区新川通り   | 0.067 |
| 9 | 川崎市 | 川崎市公害監視C | 0.057 | 10 | 横浜市  | 旭区都岡小学校   | 0.064 |

(注) 98%値：年間における1日平均値のうち測定値の低い方から98%に相当する測定値

イ 浮遊粒子状物質の状況

図表 8 浮遊粒子状物質の環境基準適合率及び年平均値の推移

| 測定局種別 | 年度         | 8     | 9     | 10    | 11    | 12    |
|-------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一般局   | 適合率 (%)    | 32    | 38    | 33    | 93    | 72    |
|       | 年平均(mg/m3) | 0.041 | 0.040 | 0.039 | 0.032 | 0.035 |
| 自排局   | 適合率 (%)    | 23    | 17    | 12    | 67    | 47    |
|       | 年平均(mg/m3) | 0.056 | 0.054 | 0.052 | 0.043 | 0.046 |

図表 9 地域別浮遊粒子状物質環境基準適合率の推移 (単位: %)

| 測定局種別 | 年度  | 8  | 9  | 10 | 11  | 12  |
|-------|-----|----|----|----|-----|-----|
| 一般局   | 横浜市 | 10 | 29 | 19 | 86  | 29  |
|       | 川崎市 | 0  | 0  | 0  | 100 | 100 |
|       | その他 | 63 | 60 | 56 | 96  | 96  |
| 自排局   | 横浜市 | 0  | 0  | 0  | 50  | 38  |
|       | 川崎市 | 0  | 0  | 0  | 50  | 22  |
|       | その他 | 42 | 31 | 23 | 85  | 69  |

図表 10 浮遊粒子状物質濃度測定局別ワースト10 (平成12年度)

(単位: ppm)

|   | 一般局  |          |       |    | 自排局 |           |       |
|---|------|----------|-------|----|-----|-----------|-------|
|   | 市町村  | 測定局名     | 2%除外値 |    | 市町村 | 測定局名      | 2%除外値 |
| 1 | 横浜市  | 西区平沼小学校  | 0.101 | 1  | 川崎市 | 幸区遠藤町交差点  | 0.130 |
| 2 | 横浜市  | 南区横浜商業学校 | 0.098 | 2  | 川崎市 | 川崎区池上新田公園 | 0.125 |
| 3 | 横浜市  | 戸塚区汲沢小学校 | 0.097 | 3  | 川崎市 | 高津区二子     | 0.114 |
| 4 | 横浜市  | 港北区総合庁舎  | 0.095 | 4  | 川崎市 | 宮前区馬絹交差点  | 0.111 |
| 5 | 川崎市  | 川崎市公害監視C | 0.094 | 4  | 横浜市 | 西区浅間下交差点  | 0.111 |
| 6 | 川崎市  | 大師保健所    | 0.093 | 6  | 横浜市 | 旭区都岡小学校   | 0.110 |
| 6 | 横浜市  | 鶴見区生麦小学校 | 0.093 | 7  | 川崎市 | 川崎区新川通り   | 0.109 |
| 8 | 海老名市 | 海老名市役所   | 0.092 | 8  | 厚木市 | 厚木市金田     | 0.106 |
| 9 | 横浜市  | 中区加曽台    | 0.091 | 9  | 川崎市 | 麻生区柿生     | 0.103 |
| 9 | 綾瀬市  | 綾瀬市役所    | 0.091 | 10 | 秦野市 | 秦野市本町     | 0.102 |
| 9 | 相模原市 | 相模原市橋本   | 0.091 |    |     |           |       |

(注) 2%除外値: 年間における1日平均値のうち測定値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値

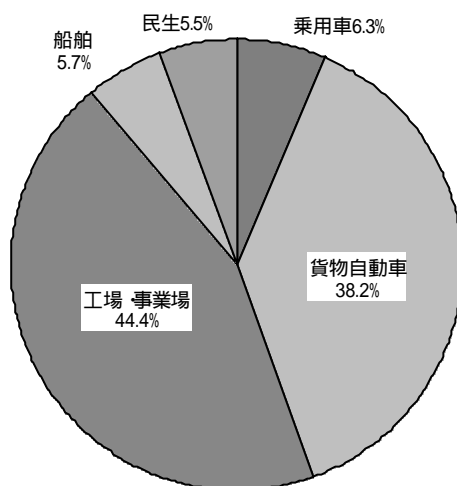
## 2 発生源の状況

### (1) 窒素酸化物

窒素酸化物排出量は、工場（44.4%）、自動車（44.5%）がほぼ同程度であるが、環境濃度への寄与は、自動車の影響が大きくなっている。

#### ア 排出量

図表 1 1 発生源別の窒素酸化物排出量の割合（平成 9 年度）



（神奈川県調査）

#### イ 環境濃度に対する寄与

図表 1 2 二酸化窒素濃度に対する発生源別の寄与率（単位：%）

|                  | 自動車  | 工場   | その他  | 移流   | B G  |
|------------------|------|------|------|------|------|
| 一般環境測定局（15局平均）   | 50.4 | 12.3 | 11.9 | 13.5 | 12.0 |
| 自動車排出ガス測定局（7局平均） | 66.9 | 8.0  | 6.3  | 11.0 | 7.8  |

B G：バックグラウンド

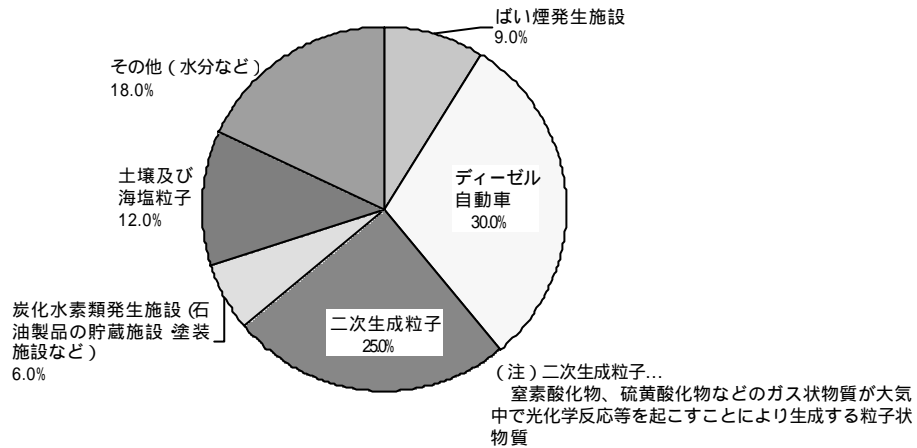
（神奈川県調査における推計値）

(2) 浮遊粒子状物質

イ 環境濃度に対する寄与

浮遊粒子状物質濃度に対する寄与率は、ディーゼル車が30%と最も大きくなっている。

図表 1 3 浮遊粒子状物質濃度に占める発生源別寄与率 (平成 5 年度)



(神奈川県調査)

< 参考 > 環境基準

環境基準は、一般住民の健康への悪影響を招くことはなく、又は生活環境を損なうことのないような汚染レベルを示すものであり、基準を一部超えることがあっても直ちに人々の健康が脅かされたり、疾病が発生するというものではない。

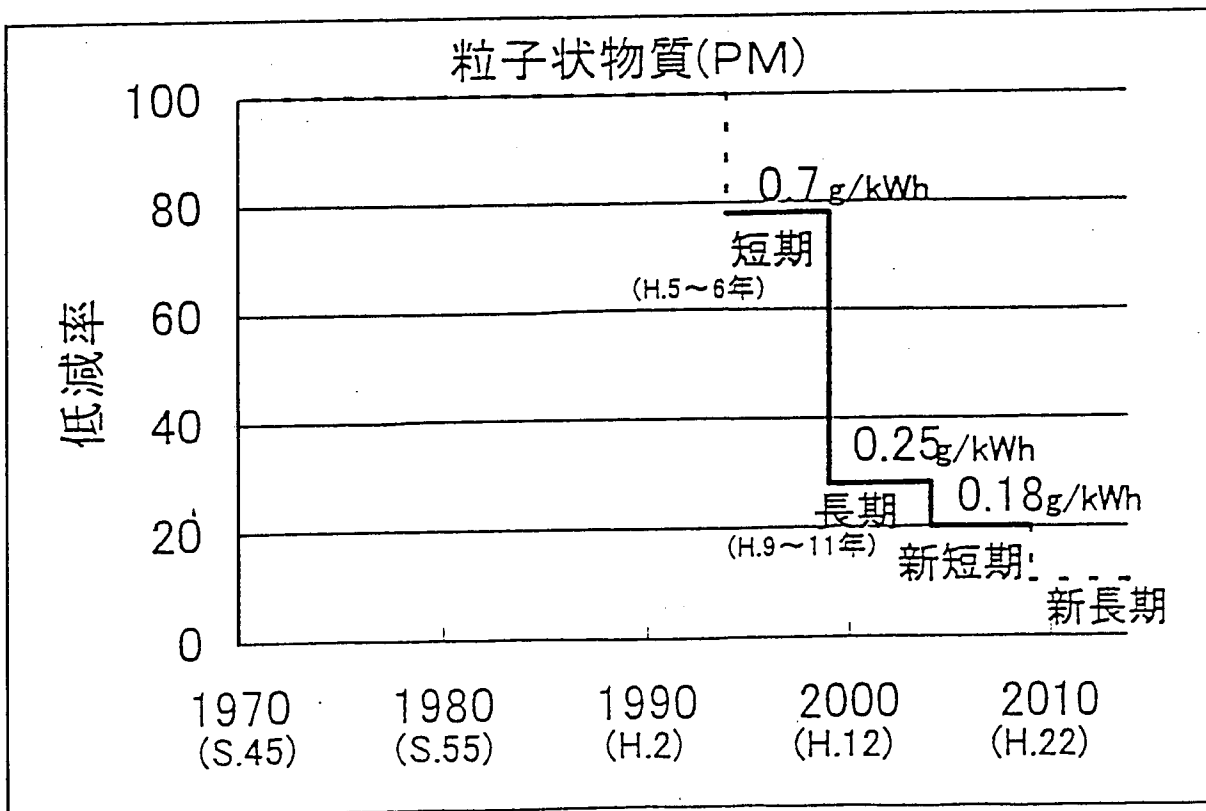
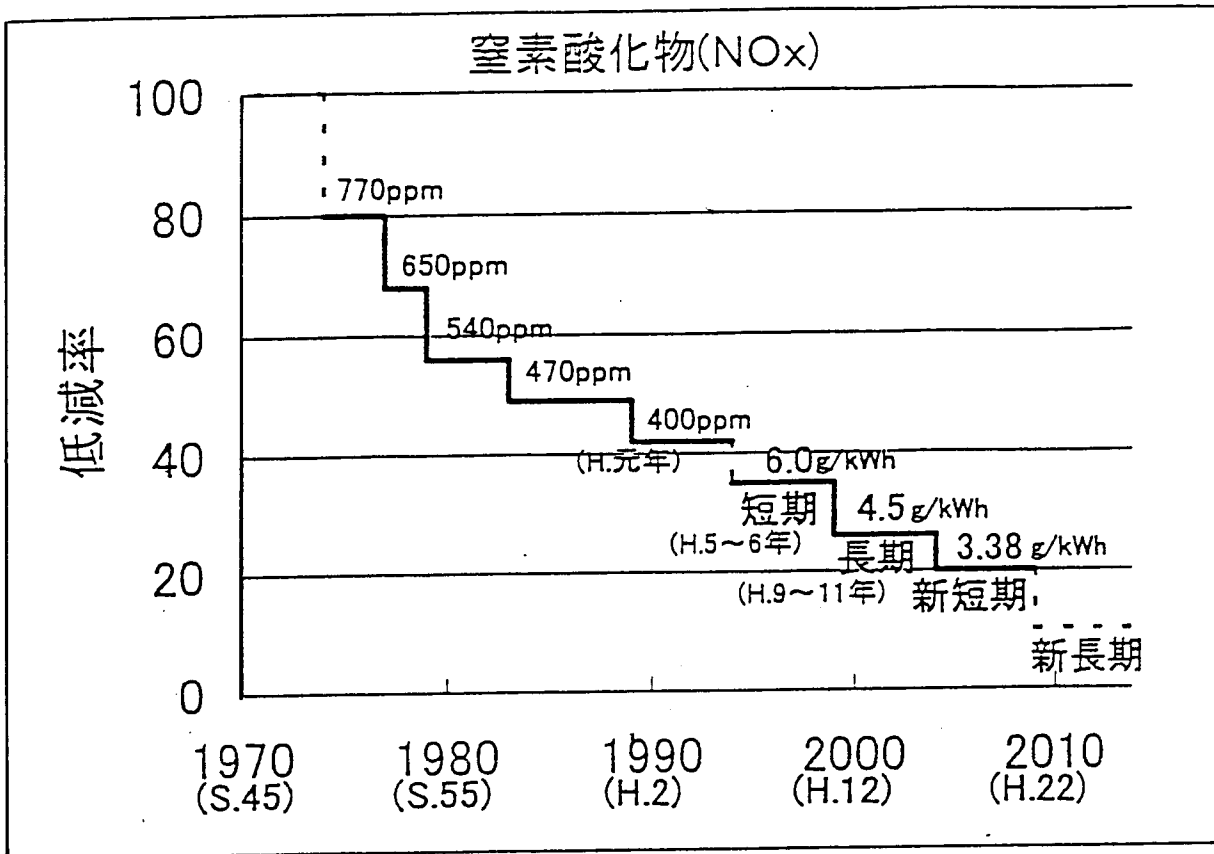
図表 1 4 環境基準

| 大気汚染物質の環境基準一覧表 |   |
|----------------|---|
| 二酸化窒素 (NO2)    | 1 時間値の 1 日平均値が 0 . 0 4 から 0 . 0 6 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること        |
| 浮遊粒子状物質 (SPM)  | 1 時間値の 1 日平均値が 0 . 1 mg/m3 以下であり、かつ、1 時間値が 0 . 2 mg/m3 以下であること  |
| 光化学オキシダント (Ox) | 1 時間値が 0 . 0 6 ppm であること  |
| 二酸化硫黄 (SO2)    | 1 時間値の 1 日平均値が 0 . 0 4 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0 . 1 ppm 以下であること    |
| 一酸化炭素 (CO)     | 1 時間値の 1 日平均値が 1 0 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 2 0 ppm 以下であること |

(注 1) 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素の 3 物質については、年間にわたる測定結果を長期的に考察したうえで評価する「長期的評価」の基準と測定を行った日または時間について評価する「短期的評価」の基準が定められている。

(注 2) 測定値の単位 ppm : 濃度の単位で百万分の一を示す。

# ディーゼル自動車排出ガス規制値の推移(重量貨物車)



※未規制時の値は推定値。

※NOxの規制は平成6年に濃度規制(ppm)から重量規制(g/kWh)に変更された。

※新長期規制値は中央環境審議会第3次答申で新短期規制値の2分の1程度と示されている。

## 環境基準適合率の状況と自動車保有台数等の推移

### 1 二酸化窒素基準適合率（上段：一般環境測定局 下段：自動車排出ガス測定局）

| 年度   | 7  | 8  | 9  | 10 | 11  |
|------|----|----|----|----|-----|
| 神奈川県 | 81 | 78 | 73 | 65 | 86  |
|      | 31 | 31 | 37 | 20 | 57  |
| 東京都  | 71 | 61 | 52 | 57 | 91  |
|      | 16 | 12 | 9  | 20 | 43  |
| 千葉県  | 98 | 99 | 97 | 88 | 100 |
|      | 67 | 58 | 54 | 39 | 82  |
| 埼玉県  | 93 | 91 | 80 | 75 | 100 |
|      | 55 | 52 | 44 | 48 | 67  |

### 2 浮遊粒子状物質基準適合率（上段：一般環境測定局 下段：自動車排出ガス測定局）

| 年度   | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 |
|------|----|----|----|----|----|
| 神奈川県 | 26 | 32 | 38 | 33 | 93 |
|      | 10 | 23 | 17 | 12 | 67 |
| 東京都  | 2  | 17 | 11 | 15 | 85 |
|      | 0  | 0  | 0  | 0  | 60 |
| 千葉県  | 21 | 20 | 36 | 24 | 24 |
|      | 0  | 5  | 5  | 5  | 13 |
| 埼玉県  | 11 | 7  | 4  | 4  | 82 |
|      | 0  | 0  | 0  | 0  | 61 |

### 3 固定発生源（ばい煙発生施設）窒素酸化物排出量・事業所数推移

| 年度        | 7      | 8      | 9      | 10     | 11     |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 排出量（トン/年） | 30,349 | 30,243 | 28,900 | 25,542 | 25,759 |
| 工場・事業場数   | 3,790  | 3,765  | 3,732  | 3,956  | 3,825  |

### 4 総量削減計画の削減目標量（単位：トン/年）

| 年度      | 2年度推計値 | 12年度目標 | 22年度目標 |
|---------|--------|--------|--------|
| 窒素酸化物総量 | 70,000 | 58,900 | 51,900 |
| 自動車排出分  | 30,100 | 21,700 | 14,300 |

5 神奈川県における自動車保有台数の推移

|       | 2年度       | 3年度       | 4年度       | 5年度       | 6年度       | 7年度       | 8年度       | 9年度       | 10年度      | 11年度      |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 乗用車   | 2,082,203 | 2,177,448 | 2,251,055 | 2,322,757 | 2,394,365 | 2,456,186 | 2,520,691 | 2,553,369 | 2,574,218 | 2,587,759 |
| 貨物    | 450,924   | 456,878   | 456,878   | 450,410   | 442,150   | 427,169   | 412,878   | 403,677   | 391,869   | 377,372   |
| 乗合    | 11,739    | 11,839    | 11,839    | 11,696    | 11,540    | 11,413    | 11,298    | 11,158    | 11,117    | 11,065    |
| 軽乗用車  | 77,218    | 108,937   | 108,937   | 123,576   | 140,448   | 162,014   | 182,030   | 197,424   | 216,821   | 243,253   |
| 軽貨物車  | 315,382   | 304,330   | 304,330   | 300,541   | 298,145   | 295,702   | 290,978   | 283,993   | 276,414   | 271,474   |
| 特種(殊) | 53,053    | 58,539    | 58,539    | 61,595    | 65,031    | 71,583    | 77,447    | 83,305    | 89,376    | 91,883    |
| 合計    | 2,990,519 | 3,117,971 | 3,191,578 | 3,270,575 | 3,351,679 | 3,424,067 | 3,495,322 | 3,532,926 | 3,559,815 | 3,582,806 |

6 神奈川県における自動車走行量の推移(県内特定地域内)

(単位:千台km/日)

| 車種      | 2年度    | 6年度    | 9年度    | 伸び率9/2 |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 軽乗用車    | 1,265  | 1,639  | 2,489  | 1.97   |
| 乗用車     | 30,972 | 32,910 | 36,888 | 1.19   |
| バス      | 988    | 953    | 924    | 0.94   |
| 軽貨物     | 3,447  | 3,176  | 3,217  | 0.93   |
| 小型貨物    | 4,164  | 3,729  | 3,813  | 0.92   |
| 普通貨物    | 8,935  | 9,250  | 9,763  | 1.09   |
| 貨客車(注1) | 7,023  | 6,526  | 5,963  | 0.85   |
| 特種車(注2) | 1,370  | 1,510  | 2,116  | 1.55   |
| 計       | 58,164 | 59,586 | 65,172 | 1.12   |

(注1) 小型貨物のうちライトバン、バン等の形式で座席が2列以上あるもの

(注2) 緊急車、冷蔵・冷凍車、タンク車等の8ナンバーの自動車

(神奈川県総量削減計画進行管理調査報告)

7 神奈川県における自動車のディーゼル化率

| 車種  | 2年度           | 4年度               | 6年度               | 9年度               | 11年度              |                   |
|-----|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 乗用車 | ガソリン<br>(構成率) | 1,954,476<br>93.9 | 2,075,977<br>92.2 | 2,191,824<br>91.5 | 2,345,381<br>91.9 | 2,401,633<br>92.8 |
|     | 軽油<br>(構成率)   | 115,865<br>5.5    | 163,246<br>7.3    | 190,819<br>8.0    | 195,801<br>7.7    | 171,676<br>6.6    |
|     | その他<br>(構成率)  | 11,862<br>0.6     | 11,871<br>0.5     | 11,722<br>0.5     | 12,187<br>0.5     | 14,450<br>0.6     |
| バス  | ガソリン<br>(構成率) | 423<br>3.6        | 322<br>2.8        | 283<br>2.5        | 209<br>1.9        | 204<br>1.8        |
|     | 軽油<br>(構成率)   | 11,315<br>96.4    | 11,505<br>97.2    | 11,253<br>97.5    | 10,922<br>97.9    | 10,817<br>97.8    |
|     | その他<br>(構成率)  | 1<br>0.0          | 2<br>0.0          | 4<br>0.0          | 27<br>0.2         | 44<br>0.4         |
| 貨物車 | ガソリン<br>(構成率) | 170,563<br>37.8   | 157,290<br>34.4   | 147,808<br>33.4   | 127,920<br>31.7   | 123,070<br>32.6   |
|     | 軽油<br>(構成率)   | 269,642<br>59.8   | 288,581<br>63.2   | 282,684<br>63.9   | 263,990<br>65.4   | 242,560<br>64.3   |
|     | その他<br>(構成率)  | 10,719<br>2.4     | 11,007<br>2.4     | 11,658<br>2.7     | 11,767<br>2.9     | 11,742<br>3.0     |

(資料:「自動車保有車両数」(財)自動車検査登録協力会)

## 神奈川県における二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出状況

1998年（平成10年）の県内CO<sub>2</sub>排出量は約6,580万トンで、国全体の約5.5%を占めている。

1990年（平成2年）と比べ、産業部門で約11.8%の減少、業務部門で約37.7%、運輸部門で約16.5%、家庭部門で約10.1%、エネルギー転換部門で約4.5%、廃棄物部門で約0.5%の増加となっている。

1997年（平成9年）との比較では、産業部門で約8.9%、廃棄物部門で約6.0%、エネルギー転換部門で約2.0%、運輸部門で約1.8%、家庭部門で約0.4%の減少、業務部門で約10.4%の増加となっている。

図表

|                                 | 県内CO <sub>2</sub> の部門別排出量の推移 |            |            |            | (単位: 万t-CO <sub>2</sub> ) |                |                |
|---------------------------------|------------------------------|------------|------------|------------|---------------------------|----------------|----------------|
|                                 | 1990年                        | 1996年      | 1997年      | 1998年      | 構成比<br>(%)                | 対90年<br>増減率(%) | 対97年<br>増減率(%) |
| エネルギー転換部門                       | 590.63                       | 623.59     | 629.53     | 616.99     | 9.4                       | 4.5            | -2.0           |
| 産業部門                            | 3,107.54                     | 2,926.29   | 3,009.86   | 2,741.13   | 41.7                      | -11.8          | -8.9           |
| 家庭部門                            | 814.55                       | 908.93     | 900.53     | 896.79     | 13.6                      | 10.1           | -0.4           |
| 業務部門                            | 521.40                       | 626.19     | 650.69     | 718.04     | 10.9                      | 37.7           | 10.4           |
| 運輸部門                            | 1,038.00                     | 1,233.76   | 1,231.63   | 1,209.52   | 18.4                      | 16.5           | -1.8           |
| 廃棄物部門                           | 395.96                       | 428.34     | 423.21     | 397.83     | 6.0                       | 0.5            | -6.0           |
| 合計                              | 6,468.07                     | 6,747.11   | 6,845.45   | 6,580.30   | 100.0                     | 1.7            | -3.9           |
| (参考)<br>国の排出量                   | 112,440.00                   | 123,620.00 | 123,350.00 | 118,700.00 |                           | 5.6            | -3.8           |
| 国の排出量に占める県の<br>排出量の割合(%)        | 5.8                          | 5.5        | 5.5        | 5.5        |                           |                |                |
| 県民一人当たりの<br>排出量 (単位: t)         | 8.1                          | 8.14       | 8.21       | 7.85       |                           |                |                |
| (参考)<br>国民一人当たりの排<br>出量 (単位: t) | 9.96                         | 9.10       | 9.06       | 8.70       |                           |                |                |

### (参考) CO<sub>2</sub>の部門別排出量の部門（家庭、運輸、業務等）の定義について

\* 部門別のCO<sub>2</sub>排出量の計算の対象となるのは、下記の燃料や廃棄物等の消費量や焼却量を対象にしている。

#### (1) エネルギー転換部門

##### ア 電気事業者

県内に立地する火力発電所の自家消費燃料消費量を対象。

##### イ ガス事業者

県内ガス事業者の加熱用燃料消費量、自家消費ガス消費量、購入電力消費量を対象。

##### ウ 石油精製等、石油石炭製品製造業

県内の石油精製等、石油石炭製品製造業の燃料消費量、購入電力消費量を対象。

#### (2) 産業部門



ア 農林水産業、鉱業、建設業

県内の農林水産業、鉱業、建設業で消費される燃料消費量や購入電力消費量を対象。

イ 製造業

県内の製造業の燃料消費量、購入電力消費量を対象。

(3) 家庭部門

県内の家庭で消費される燃料消費量（灯油、都市ガス、LPガス）、購入電力消費量を対象。

(4) 業務部門

県内の業務部門（事務所ビル、百貨店、卸・小売業、飲食店、学校等）で消費される業種別の燃料消費量、購入電力消費量を対象。

(5) 運輸部門

ア 自動車

県内の自動車（県内に登録されている自動車）の燃料消費量を対象。

営業用の自動車、自家用の自動車のいずれもこの部門に属する。

イ 鉄道

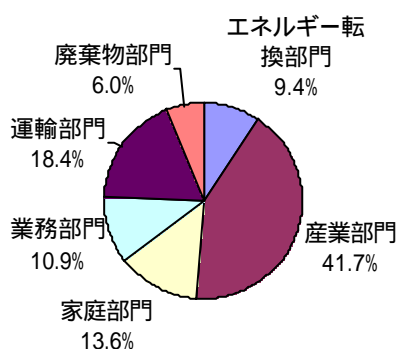
県内の鉄道の運転用燃料消費量、購入電力消費量、自家発電用燃料消費量を対象。

(6) 廃棄物部門

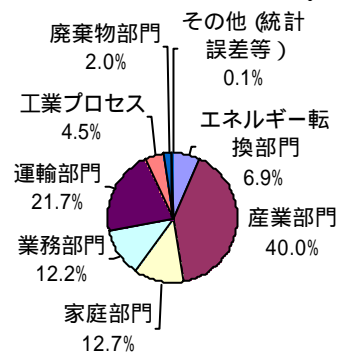
ア 県内の一般廃棄物焼却量を対象。

イ 県内の産業廃棄物の種類別焼却量を対象。

1998年部門別構成比 (県)

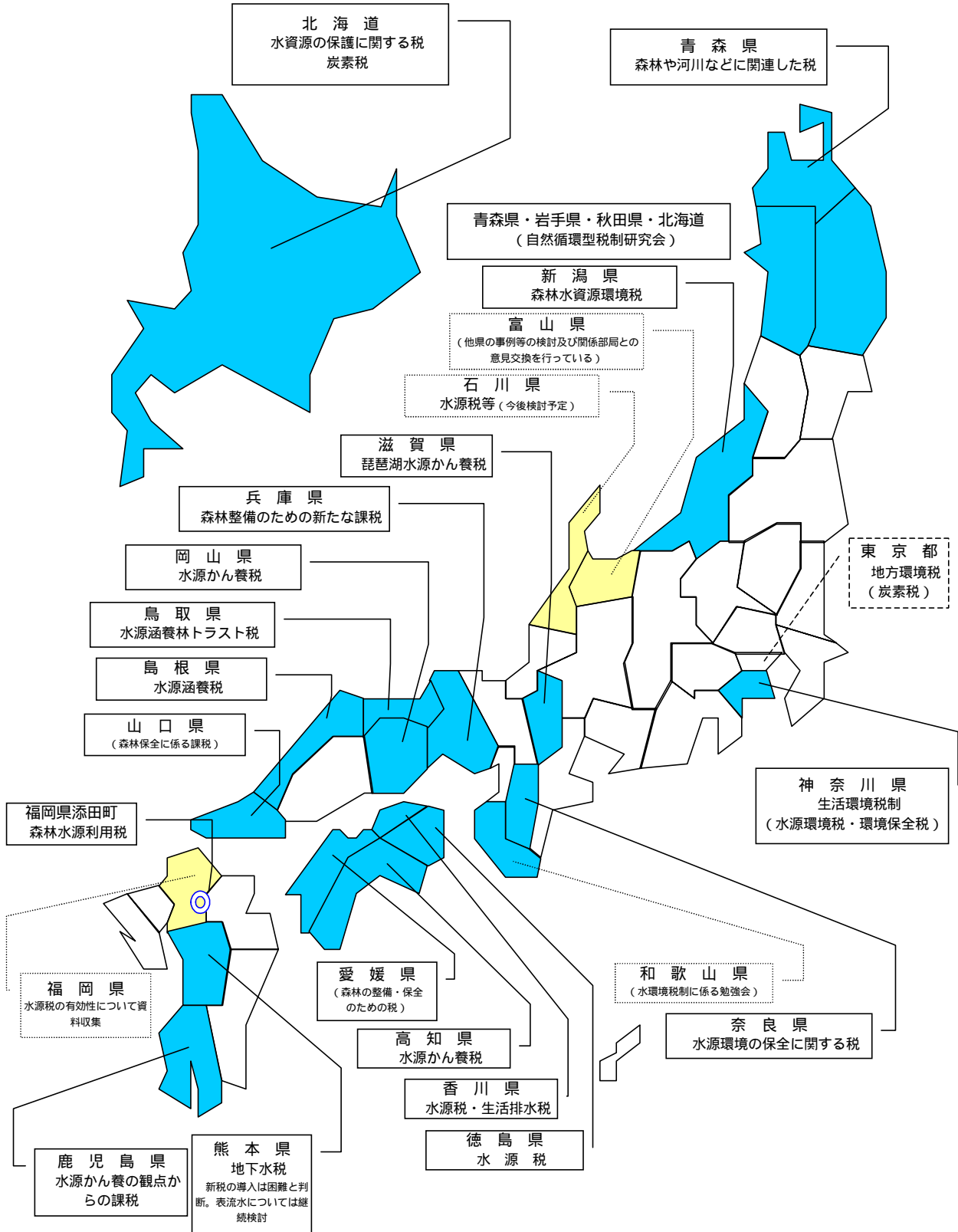


1998年部門別構成比 (国)



# 水源税を検討している自治体

(平成14年3月に林野庁が各県に照会した調査結果をもとに事務局作成)



## 環 境 保 全 対 策 の 手 法

| 区 分                              | 説 明             |  | 大気関連施策等における具体的事例（例示）  |   |
|----------------------------------|-----------------|--|---|---|
| 行政経費を用いて行政が直接行う手法<br>(水道事業者も含む。) | 事業手法            | 行政が直接事業を行うもの。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通の円滑化等に向けた幹線道路網の体系的整備</li> <li>・交通公害低減システム（E P M S）の運用</li> <li>・都市緑化事業の推進</li> <li>・ゼロエミッション（環境共生）型住宅団地の整備</li> </ul> |   |
|                                  | 買い上げ・管理契約手法     | 自然を守るため一定の土地等を買上げて所有権に基づいて管理したり、また、森林の保全のために協定を結び、管理費を支払う方法。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・NKK扇島工場と行政（横浜市、川崎市、神奈川県）との間における四者間公害防止協定</li> </ul>   |   |
|                                  | 計画的・管理的手法       | 計画とは、各種の手段を目標に合わせて統合的に活用する手法。環境の分野では、将来を志向して環境を管理するという観点に立つ必要があり、計画による誘導が必要である。                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車NOx・PM総量削減計画の策定</li> <li>・かながわ地球温暖化防止行動計画（仮称）の策定</li> </ul>  |   |
| 社会的な規制等による手法                     | 規制的手法           | 伝統的な手法であり、直接、法律や法律に基づく行政処分によって、命令・禁止する。その違反には、代執行、刑罰を適用。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染防止法、神奈川県生活環境保全条例に基づくばい煙発生施設に対する排出規制</li> </ul>  |   |
|                                  | 行政指導手法          | 環境行政の領域では、規制権限を背景として、それを穏やかに執行する行政指導が多い。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・過積載車両、整備不良車両等の取締・指導</li> <li>・環境管理事務所の認定</li> </ul>   |   |
|                                  | 啓発手法<br>(情報的手法) | 他の規制が機能しない領域や実験的に行う場合には、啓発手法が用いられる。また、環境負荷等に関する情報を開示することにより、市場経済に環境配慮の自発的な動きを生じさせることを目指す。                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・七都県市低公害車指定制度の推進</li> <li>・普及啓発イベントの実施</li> <li>・温暖化防止活動推進員を中心とした普及啓発活動</li> <li>・電光掲示板、ホームページ等による汚染データの開示</li> </ul>    |   |
| 企業等が自主的に取り組む手法                   |                 | 事業者等が、経営計画の中で一定の努力目標を設け、自主的に環境保全のための取組を行うもの。この手法には、条例による自主管理計画の義務づけなど、規制の枠組みの基づくものと任意のものがある。                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境保全条例（自動車管理計画）に基づくトラック輸送改善に向けた自主的取組</li> <li>・工場等における自主的な排出削減</li> </ul>   |   |
| 経済的手法                            | 負担措置            | 税・課徴金  | 特定の資源を利用したり環境に負荷を与えるような行為に対して、税金や課徴金等の経済的負担を課するというもの。   | (税) ・産業廃棄物税（三重県）<br>(課徴金) ・ロードプライシング  |
|                                  |                 | デポジット・リファンド・システム   | ジュースのように容器に入れられた商品を購入する際、その容器の預り金（デポジット）をも含めた金額を支払い、容器を返却すればデポジット分の金額が払い戻される（リファンド）というもの。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・缶、飲料用プラスチック容器、ガラス容器、自動車バッテリー対策（アメリカ（州レベル）他）</li> </ul>  |
|                                  | 助成措置            | 税（軽課）  | 環境保全に適合するものについて、税の軽減や非課税措置等により優遇税制を講ずるもの。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・低公害車、低燃費車に対する優遇税制（自動車税、自動車取得税）</li> <li>・一般公害防止用設備の特別償却（法人税等）</li> </ul>                      |
|                                  |                 | 補助金・融資等  | 環境保全に適合するものについて、補助金、融資・利子補給等により支援する方法。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・排ガス最新規制適合車への早期代替に対する助成</li> <li>・市町村ごみ収集車への低公害車導入に対する助成</li> <li>・天然ガススタンド整備に対する助成</li> </ul> |
|                                  | 排出権市場の創設        | 大気や水質を汚染する物質の排出について、各企業に対して許容排出量を設定し、企業間で、その許容排出量の枠の売買を認める仕組みである。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染物質（NOx、SOx）排出許容量取引（アメリカ（カリフォルニア州））</li> </ul>   |   |
| 生活環境税制                           |                 | 自然環境や、良好な生活環境を確保し、アメニティーの高い生活空間づくりをするため、自然環境や生活環境に対して考えられる負荷全般を規制・抑制するとともに、その税収を都市的な防災対策を含む幅広い生活環境対策の費用に充てる。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全税</li> <li>・水源環境税</li> </ul>  |   |

## 環境税制の現状及び検討状況

| 区分        | 現行税制   |  | 今後の税制についての検討状況   |   |
|-----------|--|--|--|---|
|           | 国内   | 海外   | 国の報告書等   | 論点・課題等  |
| 大気汚染対策    | <p>&lt; 地方税法上の特例措置 &gt;<br/>大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制設備等の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税<br/>大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制設備等に係る固定資産税・事業所税の特例措置<br/>ばい煙処理用施設等に係る固定資産税・特別土地保有税・事業所税の特例措置</p> <p>&lt; 租税特別措置法による特例措置 &gt;<br/>ばい煙処理用設備又は窒素酸化物抑制設備に係る特別償却<br/>大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制設備等に係る特別償却</p>   | <p>&lt; NOx・SOx税 &gt;<br/>硫黄税<br/>(デンマーク、ノルウェー、スウェーデン)<br/>大気汚染物質排出税(フランス)</p> <p>&lt; エネルギー(燃料)税 &gt;<br/>電気税・エネルギー付加価値税<br/>(スウェーデン)<br/>新電気税(フィンランド)<br/>燃料税<br/>(ノルウェー、アイスランド、オランダ)<br/>燃料付加価値税(イギリス)<br/>電気環境税、鉱油製品・石炭・天然ガス税(デンマーク)</p> <p>&lt; 環境保全税 &gt;<br/>環境保全税(スロヴァキア)</p> <p>&lt; NOx・SOx課徴金 &gt;<br/>(スロヴァキア、スウェーデン、ポルトガル、チェコ、ポーランド)</p> <p>&lt; その他の大気汚染物質への課徴金 &gt;<br/>大気汚染物質課徴金<br/>(ポーランド、メキシコ、台湾、韓国)<br/>CO・浮遊状物質課徴金<br/>(スロヴァキア、チェコ)</p> | <p>&lt; 自治省(現総務省) &gt;<br/>地方における環境関連税制のあり方に関する調査研究中間報告書(平成13年3月)<br/>(地方における環境関連税制のあり方に関する研究会)</p> <p>その他</p>   | <p>&lt; 環境関連税制の目的 &gt;<br/>環境税の類型としては、環境汚染抑制のための「経済的手法」としての税制の活用(インセンティブ環境税)と環境対策のための「財源調達手段」としての税制の活用(特定財源環境税)が考えられるが、どのように考えるべきか。<br/>環境税は単なる財源確保を目的とするものではなく、税収と支出を組み合わせることにより、地域環境の質をよくすることを最大の目的とすべきではないか。例えば、環境汚染原因を課税対象にして集めてきた税収で、環境保全対策の支出をする税制と言うものも考えられるのではないか。</p> <p>&lt; エネルギー税制との関係 &gt;<br/>環境税については、既存のエネルギー税や消費税との関連、複合的な税制措置の場合の税収中立論等も視野に入れて検討することが必要となるが、その際、現在、地方税として軽油引取税が存在すること、かつて、電気・ガス税が存在していたこと等を踏まえて、その在り方を検討すべきではないか。</p> <p>&lt; 地域環境対策の視点 &gt;<br/>環境関連税制のあり方については、地球環境問題などに関する国際的な動向を踏まえつつも、環境政策における地方団体の役割を十分に反映したその望ましい在り方を検討していくべきではないか。<br/>各地域ごとにどれだけ環境汚染活動の違いがあるのかを把握せずに、あるいは無視して、国が一国全体で行う画一的な税制を導入した場合、地域ごとのパレート最適な状態、望ましい環境汚染活動の抑制ができない可能性があると考えられるが、どのように考えるべきか。</p> |
| 自動車交通公害対策 | <p>&lt; 地方税法上の特例措置 &gt;<br/>自動車税のグリーン化による低公害車等の特例措置<br/>自動車税のグリーン化による環境負荷の大きい車への重課<br/>自動車NOx法特定地域での同法排出基準適合車への買換えに係る自動車取得税の特例措置<br/>低公害車に対する自動車取得税の特例措置<br/>低公害車用燃料等供給施設に係る固定資産税・特別土地保有税の特例措置</p> <p>&lt; 租税特別措置法による特例措置 &gt;<br/>低公害車、低公害車用燃料等供給施設を取得した場合の特別償却又は所得税額若しくは法人税額の特別控除<br/>自動車NOx法特定地域での同法排出基準適合車に買い換えた場合の特別償却・税額控除</p> | <p>&lt; エネルギー(燃料)税 &gt;<br/>自動車軽油税(ノルウェー)<br/>自動車燃料及び家計のエネルギー消費税(ベルギー)<br/>大気汚染物質の排出量の違いに応じて自動車販売税が違う国<br/>(ベルギー、カナダ、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、アメリカ、アイスランド)<br/>自動車部品、公害防止装置の違いに応じて税率の違う国<br/>(オーストリア、デンマーク、ドイツ)<br/>ディーゼル車へのキロメートル税<br/>(アイスランド)<br/>各種自動車販売税(アイスランド)<br/>パン・トラック登録税(デンマーク)</p> <p>&lt; 大気汚染物質課徴金 &gt;<br/>自動車排気ガス規制課徴金(スウェーデン)</p>   | <p>&lt; 自治省(現総務省) &gt;<br/>地方における環境関連税制のあり方に関する調査研究中間報告書(平成13年3月)<br/>(地方における環境関連税制のあり方に関する研究会)</p>  | <p>&lt; 環境税の課税形態 &gt;<br/>課税形態としては、普通税とする場合と目的税とする場合が考えられるが、どのような形が望ましいか。また、その際、道路特定財源との関連は、どのように考えるべきか。</p> <p>&lt; 経済等への影響 &gt;<br/>地球温暖化防止対策も含めて、経済成長や企業の国際競争力、貿易、雇用などへの影響をどのように考慮するか。<br/>税制のあり方や領域、負担量により、個人の消費活動やライフスタイルにも影響を及ぼすが、この点をどう見るか。</p>  |
| 地球温暖化防止対策 | <p>&lt; 地方税法上の特例措置 &gt;<br/>自動車税のグリーン化による低公害車等の特例措置<br/>低燃費車に対する自動車取得税の特例措置</p>  | <p>&lt; 炭素税(温暖化対策税) &gt;<br/>(フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、オランダ、ドイツ、イタリア、イギリス、スイス(2005年~))</p> <p>&lt; 温暖化物質への課徴金 &gt;<br/>CO2・メタン課徴金(ポーランド)</p>  | <p>&lt; 自治省(現総務省) &gt;<br/>地方における環境関連税制のあり方に関する調査研究中間報告書(平成13年3月)<br/>(地方における環境関連税制のあり方に関する研究会)</p> <p>&lt; 環境庁(現環境省) &gt;<br/>地球温暖化防止のための税の論点報告書(平成13年8月)<br/>(地球温暖化防止のための税の在り方検討会)</p> | <p>&lt; 炭素税(温暖化対策税) &gt;<br/>地球温暖化対策においては、その効果が地球規模であることから、環境税として国税でまとめることも考えられるが、当該対策に関する現在の地方団体の役割及び取組状況等から考えて、地方税とすることは可能か、検討すべきではないか。</p> <p>○温暖化対策税は、他の手法に比べ、民生・運輸部門も含めた排出部門を広く対象範囲としていることから、その削減努力を促すように設計することが可能。<br/>○排出量に応じた形で税負担が行われるという意味での公平性を確保できる。<br/>○市場原理が機能することにより、二酸化炭素(CO2)排出削減コストが最小化されるなどのメリットがある。</p>  |

## 自動車関係税における環境施策

| 税目                            | 税の性格  | 課税主体      | 税率  | 税収規模(億円)          |                   | 税源配分      |          |                  | 税収の使途   | 環境面からの税制措置   |   |
|-------------------------------|---|-----------|---|-------------------|-------------------|-----------|----------|------------------|---|--|---|
|                               |   |           |   | 道路特財              | 一般財源              | 国         | 県        | 市                |   |  |   |
| 揮発油税<br>〔購入した揮発油(ガソリン)の量〕     | 一般的な財政需要に応じる必要から、揮発油の消費に負担を求める税として創設されたものであるが、道路整備緊急措置法により、現在はその大半が道路特定財源とされている。      | 国         | 本則税率<br>24,300円/kl<br>特例税率<br>48,600円/kl                        | 27,423            |                   | 75%       | 25%      | 一般財源<br>(道路特定財源) | 揮発油税法では、国の一般財源であるが、道路整備緊急措置法に基づき平成10年度から5年間は、全額国の道路特定財源とされている。また、同法等に基づき同期間中、1/4は地方道路整備臨時交付金の財源に充てるため、直接道路整備特別会計に組み入れることとされている。 | なし   |   |
| 地方道路税<br>〔購入した揮発油の量〕          | 揮発油税を道路特定財源とするに当たり、道路整備は国のみの事業ではないことから、地方の道路整備に資するために創設された。                           | 国         | 本則税率<br>4,400円/kl<br>特例税率<br>5,200円/kl                          | 2,934             |                   | -         | 100%     | 道路特定財源           | 地方道路税法では、都道府県及び市町村の道路特定財源として全額譲与されている。  | なし   |   |
| 石油ガス税<br>〔購入した石油ガス(プロパンガス)の量〕 | 揮発油及び軽油に対する課税の均衡を図り、併せて道路整備財源を確保する等の趣旨から創設されたものとされている。                                | 国         | (本則税率のみ)<br>17円50銭/kg   | 287               |                   | 50%       | 50%      | 一般財源<br>(道路特定財源) | 1/2は、石油ガス税法では国の一般財源であるが、道路整備緊急措置法に基づき平成10年度から5年間は国の道路特定財源とされ、1/2は、都道府県及び指定市の道路特定財源として譲与される。                                     | なし   |   |
| 軽油引取税<br>〔購入した軽油(ディーゼル)の量〕    | 地方道路整備の緊急性及びガソリン車とディーゼル車との負担の均衡などを考慮し、創設されたものとされている。                                  | 都道府県      | 本則税率<br>15,000円/kl<br>特例税率<br>32,100円/kl                        | 12,626            |                   | -         | 100%     | 道路特定財源           | 都道府県及び指定市の道路特定財源とされている。<br>(H11(全国)都道府県分90.7% 市分9.3%)<br>(決算(本県)神奈川県分59.5% 市分40.5%)   | なし   |   |
| 自動車重量税<br>〔保有する自動車の重量〕        | 自動車の走行が多額の社会的費用をもたらしていること、道路その他社会資本充実の要請が強いことなどから、これらの需要に対して広く自動車の使用者に負担を求めるものとされている。 | 国         | (例)自家用乗用車<br>自重0.5tごとに<br>本則税率 2,500円<br>特例税率 6,300円            | 11,242            | 9,556             | 75%       | -        | 25%              | 一般財源<br>(道路特定財源)  | 3/4は、国の一般財源であるが、その8割相当額は、同税創設の経緯から、道路特定財源とされている。1/4は、市町村の道路特定財源として譲与される。 | なし  |
| 自動車取得税<br>〔取得した自動車の価額〕        | 地方道路財源の充実強化を図るために創設されたもので、自動車の取得に担税力を見いだして課税する、受益者負担的かつ原因者負担的な性格を持つとされている。            | 都道府県      | 本則税率<br>3%<br>特例税率<br>5%(自家用)                                   | 4,637             | 4,637             | -         | 30%      | 70%              | 道路特定財源  | 地方公共団体の道路特定財源(市町村70%、都道府県30%)とされている。                                     | 電気、メタノール、天然ガス及びハイブリッド車、排出ガス規制適合車並びに一定の低燃費車の取得及び特定自動車排出基準非適合車の廃車代替に係る税率の軽減 |
| 自動車税<br>〔保有する自動車〕             | 財産課税的な性格と、道路損傷負担金的な性格を併せ持つとされている。   | 都道府県      | (本則税率のみ)<br>(例)乗用車・1,600cc<br>(年額)<br>自家用 39,500円<br>営業用 9,500円 | 17,515            | 17,515            | -         | 100%     | -                | 一般財源  | 都道府県の一般財源である。  | グリーン化税制(排出ガス及び燃費性能の優れた自動車の税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を軽減した自動車の税率を重くする)            |
| 軽自動車税<br>〔保有する軽自動車(含オートバイ)〕   | 財産課税的な性格と、道路損傷負担金的な性格を併せ持つとされている。   | 市町村       | (本則税率のみ)<br>(例)軽自動車(年額)<br>自家用 7,200円<br>営業用 5,500円             | 1,195             | 1,195             | -         | -        | 100%             | 一般財源  | 市町村の一般財源である。   | なし  |
| 消費税・地方消費税<br>〔譲渡した資産等の価額〕     | 税体系全体を通じる税負担の公平を図るとともに、国民福祉の充実などのために必要な歳入構造の安定化に資するため、消費一般に対して広く公平に負担を求めるものとされている。    | 国<br>都道府県 | (本則税率のみ)<br>4%<br>1%  | 104,471<br>24,793 | 104,471<br>24,793 | 100%<br>- | -<br>50% | -<br>50%         | 一般財源  | 国、都道府県の一般財源である。都道府県税収の1/2は市町村に交付されている。                                   | なし  |
| 合 計                           |   |           |   | 207,123           | 57,463            |           |          |                  |   |  |   |
|                               |   |           |   |                   | 149,660           |           |          |                  |   |  |   |

備考1 税目欄の〔 〕内には、課税対象を記載した。  
2 税収規模は、平成11年度決算ベースである。

大気汚染・自動車交通公害対策及び地球温暖化対策として考えられる税制措置等

| 区 分            | 施策の課題等  | 税制措置の対象  | 具体的な税制措置（案）の検討 |                 |  |   |
|----------------|---------|--|----------------|-----------------|--|---|
|                |         |  | 項 目            | 内 容             | 検 討 等  |   |
| 大気汚染・自動車交通公害対策 | 移動発生源対策 | ディーゼル車対策の充実強化<br>・規制的手段導入の検討<br>・低公害車の普及促進<br>・交通量の抑制・円滑化<br>・局地汚染対策 | 自動車税・自動車取得税関係  | グリーン化税制の見直し     | <p>現行の地方税法上の自動車税等のグリーン化税制について、不十分な点について見直すとともに、本県独自に措置すべき点があれば措置する。</p>                        | <p>国のグリーン化税制の軽減の対象となっている自動車は、本県で推進している低公害車と細部を除いては基本的に一致している。</p> <p>当面は、時限措置となっているグリーン化税制の効果等について見守ることが適当と考える。</p>   |
|                |         |  |                | ディーゼル車に対する重課・軽課 | <p>本県における大気汚染の大きな要因であるディーゼル車に対して重課するとともに、一定の規制適合車等に対して軽課措置を講ずる。</p>                            | <p>グリーン化税制の中に、より効果的なディーゼル車対策を組み込むことを検討していくことが必要と考える。</p> <p>〔 現在、重課対象となる自動車の要件が、新車登録からの経過年数がディーゼル車11年、ガソリン車13年となっている。 〕</p> <p>D P F 装着車等に対して県独自に補助をしたり、場合によっては、自動車税の減免措置も考えられる。</p>  |
|                |         |  | 自動車の通行に対する課税関係 | 特定の道路の通行に対する課税  | <p>大気汚染が深刻な道路の通行に対して課税する。</p> <p>〔 東京都からは大型ディーゼル車高速道路利用税が提言されている。 〕</p>                        | <p>新税創設が必要となるが、高速道路など有料道路に限定しないと課税は困難。</p> <p>本県の場合、大気汚染が深刻なのは、横浜、川崎市内の一般道路であり、高速道路に課税すれば、一般道路への流入増となり逆効果も懸念される。</p> <p>大気汚染が深刻な特定の一般道路に対して新税を課すことについて実務・理論面から検討を進めるしても、交通規制や幹線道路網の体系的整備による交通の円滑化、更に局地対策等を優先していくことが適切ではないか。</p> |
|                |         |  | 自動車燃料に対する課税関係  | 自動車燃料に対する課税の見直し | <p>自動車走行の総量を抑制するため、ガソリンや軽油など、自動車燃料の課税を強化する。（他の税目の減税により収収中立を図る。）</p>                            | <p>大気汚染の抑制を考えた場合、自動車の取得・保有に対する税を重課するよりも、自動車燃料に対する税の重課の方が経済的インセンティブの効果がよりストレートに出る。</p> <p>そこで、炭素税の創設に際して、大気保全を目的とした環境税についても、併せて構築することが適当ではないか。</p>   |
|                |         |  |                |                 | <p>現在道路特定財源となっている既存の自動車燃料に対する課税（揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び軽油引取税）の一部を環境税に改編するか、環境対策の財源とする。（収収中立を前提）</p> | <p>大気汚染の原因が、自動車燃料による比率が高いため、現在、道路特定財源となっている自動車燃料に対する課税を環境対策の財源としていくことには、汚染者負担の原則から整合性があるのではないか。</p> <p>その際、既存の自動車燃料に対する課税（揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び軽油引取税）は、課税団体、用途等を見直して、1本化していくことが望ましい。</p>   |
|                |         |  |                |                 |  |   |

|         |   |                  |                          |  |   |
|---------|---|------------------|--------------------------|--|---|
|         |   |                  | 良質軽油に係る軽油引取税の軽減          | 天然ガスから生産される軽油など、汚染物質の排出が少ない良質軽油に対する軽油引取税について軽減税率による軽減措置を講ずる。     | 今後生産が見込まれる天然ガスから生産される軽油は窒素酸化物の排出量が少ないと言われており、こうした軽油の普及のため、軽減措置を講ずることは一定の効果が見込める。<br><br>地方税法の改正により全国一律に措置することが適当。                 |
| 固定発生源対策 | 工場・事業場等の排出量削減対策   | 固定発生源に対する課税関係    | 大気汚染発生源（工場等の機械装置）に対する課税  | 一定規模以上の大気汚染の固定発生源に対して個々に税を課税する。                                  | 課税対象、税率等を合理的に決めていくことに困難性が伴う。<br><br>固定発生源からの大気汚染は企業努力等により改善がみられる中、税制措置は必要ないのではないか。  |
|         |   |                  | 大気汚染抑制施設等に係る不動産取得税の軽減    | 大気汚染対策や地球温暖化対策の観点から、一定の要件を満たす工場等に対して不動産取得税を軽減する。                 | 県独自に、対象施設の要件を定め、不均一課税又は減免措置により軽減策を講ずることが適当ではないか。  |
| 地球温暖化対策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県自らの取組の推進強化</li> <li>・ 県民、事業者の取組の促進強化</li> <li>・ 県民、事業者、市町村、県の連携による全県的な取組強化</li> </ul> | 燃料に対する課税関係       | 炭素税                      | 地方税又は国・地方の共同税として炭素税を構築する。  | よりインセンティブ効果をあげるには、最終消費に近い下流課税で全国一律実施が望ましい。<br><br>環境対策として、地方が多くの施策を講じていることを踏まえると、炭素税を地方税又は国・地方の共同税として構築することが望ましい。                 |
|         |   | 二酸化炭素発生源に対する課税関係 | グリーン化税制の見直し              | 現行の地方税法上の自動車税等のグリーン化税制について、不十分な点について見直すとともに、本県独自に措置すべき点があれば措置する。 | 国のグリーン化税制の軽減の対象となっている自動車は、一定の低燃費車であることも要件となっており、CO <sub>2</sub> 削減のねらいも含まれている。<br><br>当面は、時限措置となっているグリーン化税制の効果等について見守ることが適当ではないか。 |
|         |   |                  | 二酸化炭素発生源（工場等の機械装置）に対する課税 | 一定規模以上の二酸化炭素の発生源に対して個々に税を課税する。                                   | 課税対象、税率等を合理的に決めていくことに困難性が伴う。  |
|         |   |                  | 自動販売機等に対する課税             | 総エネルギーの抑制のために、自動販売機等に対して税を課す。                                    | 総エネルギー抑制のために何に対して課税することが効果的なのか、十分な研究が必要ではないか。<br><br>自動販売機に対して課税することの効果について、把握していくことがまず必要である。                                     |
|         |   |                  | 省エネ施設等に対する不動産取得税の軽減      | 大気汚染対策や地球温暖化対策の観点から、一定の要件を満たす工場等に対して不動産取得税を軽減する。                 | 県独自に、対象施設の要件を定め、不均一課税又は減免措置により軽減策を講ずることが適当ではないか。  |

県民意見の募集結果

1 ~ 34頁

市町村意見の集約結果

35 ~ 43頁



骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番                | 收受番号 | 意見  | 住所地(市町村) | 性別等 |
|-------------------|------|---|----------|-----|
| 生活環境税制の基本的考え方について |      |   |          |     |
| 61                | 8    | Iの3「税制措置等の考え方」…これまで行政が行ってきた事業や、規制、指導等に加え、税制措置等による誘導等を検討する必要がある…とされていますが、税制を考える前に、これまで行政が行ってきた事業や規制、指導を見直して、もっと効果の上がる方法を探るべきではないかと思ます。税制研究会だから仕方がないのかも知れませんが、結論を税金の課税・創設に結びつけようとする姿勢が見え見えで、おかしいと思ます。それより、これまでのやり方を見直して、もっと実効の上がる方法を検討することで対応できるのではないかと思ます。如何なものでしょうか。そして仮に、これまでの事業をすべて見直してやってみても効果が上がらず、別のやり方をするために財源が必要だとしても、環境税などと言うものは一自治体が課す問題ではなく、国が先ず財源の手当をして広域的に対応すべき問題だと思ます。環境を守るために一自治体が環境税を課し、ある程度の措置を講じて、隣の自治体が講じなければあまり効果が上がらないと考えるからです。 | 小田原市     | 男   |
| 62                | 8    | 「税制措置等の考え方」として、特定の者の行為が環境の汚染や破壊の原因となっている場合には、復元に要する費用の全部、あるいはその一部を、その汚染の原因者に負担させることが社会的にも妥当である(汚染者負担の原則)…とされていますが、まさにその通り。  | 小田原市     | 男   |
| 72                | 10   | デポジット制になじみがなく理解できなかった。例として製品名をあげて具体的に説明して欲しかった。   | 厚木市      | 男   |
| 100               | 15   | 県民の一人ひとりが自分の暮らす生活環境の快適さを求めるならば応分の負担をすることは当然と考える。<br>それには県民の各層(男性、女性、成人、子ども、高齢者、事業者等々)にも分かるように生活感覚に基づいた実感で表現し、説明することが大切である。  | 横浜市      | 女   |
| 101               | 15   | 検討結果の文章はよく書かれてはいるが、専門家には理解できても一般県民にはかなり難しい内容である。  | 横浜市      | 女   |
| 102               | 15   | 自分が納める税金が具体的にどのように使われて生活環境が護られ、改善されるのか、例えば徴収税額と使用内容、その金額等いくつかの事例を示して、生活実感が伴うような形で説明した方がよいと思う。   | 横浜市      | 女   |
| 105               | 16   | 税金ありきではないはず。自動車税引き上げの時と同じようにさもない根性がありありだ。指揮者の知事のスケールが小さいのかな。  | 不明       | 男   |
| 106               | 16   | 税の部門がこの問題をやると変なものになってしまう。どうしたって徴収に傾いてしまうから。   | 不明       | 男   |
| 107               | 16   | 何よりも先ず環境が大切であって、環境のための政策体系がなければならぬのにそれが骨子案にないのは不思議。   | 不明       | 男   |
| 110               | 16   | グローバルな視点、将来的な視点からの環境問題として、県は、国、世界の考え方を踏まえて発信していくべき。国をリードするぐらいであって欲しい。   | 不明       | 男   |
| 111               | 16   | 神奈川は、環境税をどうせやるなら堂々と世界に向けて、国をリードするぐらいのことをやれ。   | 不明       | 男   |

# 県民意見の募集結果

1. 3月25日専門部会で作成した骨子案について県民からの意見募集を実施した。
2. 募集期間は3月28日から5月7日とし、意見結果の状況は次のとおり。

平成14年5月9日現在（最終集計）

意見者数 45名  
意見総数 288件

## 3. 意見の内容別分類

|                   |       |                |          |        |       |
|-------------------|-------|----------------|----------|--------|-------|
| 生活環境税制の基本的考え方について |       |                | 42件      | 14.6%  |       |
| 水に関するテーマ          | 施策面   | 水の安定的確保と供給の取組  | 森林対策     | 45件    | 15.6% |
|                   |       |                | ダム対策     | 6件     | 2.1%  |
|                   |       |                | 地下水対策    | 1件     | 0.3%  |
|                   |       |                | 共通事項・その他 | 2件     | 0.7%  |
|                   |       | 水質保全の取組        | 生活排水対策   | 14件    | 4.9%  |
|                   |       |                | その他の水質保全 | 11件    | 3.8%  |
|                   |       | 上下流連携          | 11件      | 3.8%   |       |
|                   |       | 水の効率的利活用に関する取組 | 12件      | 4.2%   |       |
| 共通事項・その他          | 42件   | 14.6%          |          |        |       |
| 税制措置面             |       |                | 40件      | 13.9%  |       |
| 大気に関するテーマ         | 施策面   | 大気汚染対策         | 0件       | 0.0%   |       |
|                   |       | 自動車交通公害対策      | 9件       | 3.1%   |       |
|                   |       | 地球温暖化対策        | 6件       | 2.1%   |       |
|                   |       | 共通事項・その他       | 11件      | 3.8%   |       |
|                   | 税制措置面 |                |          | 6件     | 2.1%  |
| 今後の課題             |       |                | 4件       | 1.4%   |       |
| 共通事項・その他全般的意見     |       |                | 26件      | 9.0%   |       |
| 計                 |       |                | 288件     | 100.0% |       |

#### 4. 意見者の住所地

|   |   |   |     |        |
|---|---|---|-----|--------|
| 横 | 浜 | 市 | 19名 | 42.2%  |
| 川 | 崎 | 市 | 2名  | 4.4%   |
| 平 | 塚 | 市 | 1名  | 2.2%   |
| 鎌 | 倉 | 市 | 2名  | 4.4%   |
| 藤 | 沢 | 市 | 2名  | 4.4%   |
| 小 | 田 | 原 | 1名  | 2.2%   |
| 茅 | ヶ | 崎 | 1名  | 2.2%   |
| 逗 | 子 | 市 | 1名  | 2.2%   |
| 相 | 模 | 原 | 4名  | 8.9%   |
| 秦 | 野 | 市 | 2名  | 4.4%   |
| 厚 | 木 | 市 | 1名  | 2.2%   |
| 大 | 磯 | 町 | 1名  | 2.2%   |
| 二 | 宮 | 町 | 1名  | 2.2%   |
| 県 |   | 外 | 5名  | 11.1%  |
| 不 |   | 明 | 2名  | 4.4%   |
| 計 |   |   | 45名 | 100.0% |

#### 5. 性別等

|   |   |     |        |
|---|---|-----|--------|
| 男 | 性 | 29名 | 64.4%  |
| 女 | 性 | 7名  | 15.6%  |
| 団 | 体 | 8名  | 17.8%  |
| 不 | 明 | 1名  | 2.2%   |
| 計 |   | 45名 | 100.0% |

骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番  | 收受番号 | 意見   | 住所地(市町村) | 性別等 |
|-----|------|--|----------|-----|
| 112 | 17   | 県が行う行政施策と財政・税制の関係について、県としてのあるべき主体的かつ基本的な考え方が示されていません。神奈川県らしい税制づくり(神奈川県らしい施策と税制づくりという意味だと理解して)を目指すのであれば、研究会は、入口論として、当然、この点について、まず県民・納税者にはっきり示した上で(P12及びP21等に若干の記述がありますが、それでも本質論としては不備である。)、今回のテーマの議論のスタートとすべきではないでしょうか。   | 横浜市      | 団体  |
| 113 | 17   | 施策を考えると、その施策及び施策環境についての生い立ち、経過、現状、新しい課題、理想、構想・計画といったプロセスを踏むのがセオリーと思われるにもかかわらず、この項(I-2)での記述内容では、それが伺えないのは何故でしょうか。再整理が必要と考えます。   | 横浜市      | 団体  |
| 114 | 17   | 税制度を社会政策として活用していく上では、そのための基本的な考え方をしっかり構築する必要があると考えますが、この項(I-3)の記述では、環境政策の財源確保を即、費用負担論や新税構想につなげているのは疑問視されます。  | 横浜市      | 団体  |
| 115 | 17   | 図表1は、とてもわかりやすいし、内容も理解出来ます。   | 横浜市      | 団体  |
| 128 | 19   | 具体的に環境整備にいくらいるのか。何年で整備するのか。本心は宮ヶ瀬ダムの負担金を転嫁するものなのか明確にすべきです。   | 横浜市      | 男   |
| 142 | 22   | 新しい税金制度を設けなくて、一般税収入の増加で賄えないか？環境に対して立場が分かれる。汚染者側と受益者？側が同じ税負担するのは公平でない。その立場からすると、環境保全に目的を絞った税制であってよい。  | 相模原市     | 男   |
| 143 | 22   | 環境保全に「受益者」がいるか？環境保全に関し「汚染者」「受益者」という区分はいただけない。本来汚染されていない良好な環境が当たり前なのであって、それを「受益」と捉えるのは悪のりだと思ふ。きれいな空気を吸うのに金がかかるのであってはなるまい。現在でもいい空気を吸おうと思えば電車賃をかけて山や海に行くしかないのが現状であるが、これは個人の自由である。電車賃をかけてまでいい空気を吸うことはない(受益しなくてもいい)と考える人にまで強制することではない。汚染者と受益者を二分することは、前者の重い負担で後者が受益している、後者が「よくて当たりの」環境の維持に受益税を負担するのは前者が汚染するからだ、という不公平感のぶつけ合いにならないだろうか。むしろ、市民全員が汚染者であるとする方がわかりやすい。人間が他の動物なみに暮らせば環境汚染は起きまい。人間並みに暮らすから環境汚染を引き起こす。すると程度の差はあれ、人は暮らすことで環境汚染を起こしているのだから、その程度に応じて環境保全に応分の負担をするのは当然である、ということになる。環境に大きな負荷を与える事業者は多く負担を、一般家庭でも小さい負担を、仲良く担うべきであるとしたい。 | 相模原市     | 男   |
| 161 | 26   | 従来の施策の反省点と課題を明らかにするべきである。新税創設前に、真の地方分権を実現するために財源と権限移譲を国へ要求し、国追従型の高速道路建設などの無駄な公共事業建設を見直す。また、水需要の課題な見通しを維持し続け、大規模ダム・堰建設と建設費の県民や自治体への転嫁、ダム建設の際、農山村を退去させ山守り不在としたこと、水道企業経営的な立場から節水を本気で呼びかけてこなかったこと、雨水・地下水など町の自前の水源確保に努力してこなかったこと、自動車に依存した交通体系を見直さず、高速道路建設を推進し、大気汚染を深刻化してきたことなどへの反省である。その上で、今後の方向性を示し、費用負担の在り方を考えるべきである。   | 横浜市      | 男   |

骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番  | 収受番号 | 意見   | 住所地(市町村) | 性別等 |
|-----|------|--|----------|-----|
| 162 | 26   | 山守である農山村の暮らしを取り戻し、水源林を利用しつつ保全する方向を再構築することである。そのためにUターンや都市からの営農者への資金・研修・住居確保等への援助、水需要の下方修正、都市における節水や地下水・雨水など自前の水源の確保、農山村の産品の産直や農林業への援農による流域の交流などである。これらを、個人、NP(G)O、会社、行政が連携しながら取り組んでいく。はじめに課税ありきではなく、以上のような方向性と基盤をつくることが重要ではなかろうか。                    | 横浜市      | 男   |
| 163 | 26   | ダム一辺倒の水行政を転換することである。アメリカでは、1990年代以降250基以上のダムを撤去している。ダム建設一辺倒による水行政は鮎など漁業資源確保の面からも破綻しつつある。法定外目的税である水源税の目的が、ダム建設費の借金払いに消えていく恐れも十分にあるのではないか。このままでは、水源税創設に対しては反対である。  | 横浜市      | 男   |
| 167 | 27   | 今後検討すべき施策の水の問題は、宮が瀬ダムの完成で水不足の心配が当面ではなく、ほとんど永久に無くなったのが正しい認識ではないだろうか。神奈川県は宮が瀬ダム開発が不要なほど水余り状態であって、そのため、取水施設である相模大堰は2期工事を棚上げしており、県民に大きな負担だけを残した。   | 横浜市      | 男   |
| 178 | 29   | 命は支えあって生きている。水も大気も、食物連鎖を伴って地球を循環する。それ故に自分本位で自然界のバランスを崩すことは、生存を脅かす罪であることの自覚を再確認したい。資源の有限や循環を無視し、お金の頼り、なんでもお金で解決の風潮を見直すことを基本に、自然界の営みの中で共生する暮らし方をしっかりと身につけるべきと考える。健康的な暮らしの権利を保障されるのと一体で、自然界の均衡は保たれない。今は、汚すことへの罪を厳しく、罰金の取り組みも考えていただきたい。                  | 横浜市      | 女   |
| 181 | 29   | 税を払ってお任せ方式、臭いものには蓋では、責任転換や無責任につながった。健康な心身を子孫に受け継いでいくために、それぞれの立場で祖先から受け継いだ暮らしの知恵や仕組みの良い点、良くない点を話し合う。そこから、共感できる部分を認め合い、強制でない共生へのルール、マナーが生まれて欲しい。   | 横浜市      | 女   |
| 202 | 33   | 今、国をはじめ、県、市、地方自治体すべてにわたって税の収入減に悩んでいるときです。しかしなぜ悩むようなことになったのか、を考えてくれれば良いと思います。高度成長でバブルになり、これに国全体が酔いしれていた結果、バブルがはじけて現在に至っている。民間企業はこれに対応し現在あらゆる手を打って生き残りを掛けている。国、県、自治体はいかがですか。   | 藤沢市      | 不明  |
| 203 | 33   | 私が今まで見聞きしたところでは、現在の諸税収が減って困ったので、どのようにして増やすかを考えておられるだけで、内部の件についてほとんど考えてない。いや、考えようとしないうちに思えるのですが、いかがでしょうか。例を言えば、企業では、リストラ、賃金カットを行っています、役所では？行っておれば良くわかりやすく発表して住民の理解をしていただきたいと思います。まず、このことが必要であろうかと思いますが。(私もこのようにしていますと)自分の襟を正して皆さんに問う。昔の人は良いことを言われました。 | 藤沢市      | 不明  |

骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番  | 收受番号 | 意見   | 住所地(市町村) | 性別等 |
|-----|------|--|----------|-----|
| 227 | 39   | 「税制のあり方」「税制づくり」と言いながら、「初めに新税(増税)ありき」を前提とし、巧みにその方向のみへ誘導しているのが本「骨子案」である。本来ならばこの骨子案に至るまでの、増税を前提としない議論がもっと成されるべきであるのに、そのことがないがしろにされてしまった。事の進めかたにも、大きな疑問を抱かざるを得ない。『税制措置等の考え方』で「そうした努力だけでは環境を保全するための財源を十分確保できず…」とあるが、何を「努力」したのかを問いたい。長洲県政の第5期ほどではないにしても、その無駄遣い体質を岡崎県政は何の反省もなく踏襲しているではないか。財政が苦しいのは、県だけではない。県民だって苦しいのだ。県民は家計が苦しいから、贅沢はできない。うちでは車の買い換えを思い立っても、修理しながら二度の車検を迎えた。昨春には冷蔵庫や洗濯機の買い換えも考えたが、やめて騙し騙し使っている。旅行も控えており、出かけても日帰り・弁当持参である。服などめつたに買わない。そして何よりも、将来の不安を思い、貯金はしても借金はしない。なのに、県はどうだ。緊縮だ、行革だなどと言いつつ、あらゆる施策を総花的に行い、いっこうに借金総額(累積債務)を減らそうとしない。「あれもやりたい、これも充実させたい」のは結構だが、TPOを考えた身の丈にあった立ち居振る舞い(施策・舵取り)をすべきなのではないか。県は盛んに『財政危機』を強調して「施策の実現が難しい」と県民を脅すが、身の丈に合わない県政を行っているのだから危機になるのであって、そんなことで県民はごまかされない。財政危機でも何でもない、税金の使い方が間違っているだけのことだ。上記の考えから私は、『5つの県土構想』等のうち不要不急的施策の転回・凍結・見直しを求める。そうすれば財源は十分確保でき、今般の「生活環境諸施策の予算を一般会計の外に放り出す」という姑息な手段は用いなくても済むはずである。 | 秦野市      | 男   |
| 228 | 39   | 1. 京浜臨海部再編整備構想は、いったん凍結し全面的に見直すこと。(特に、首都圏第三空港誘致などは、もつてのほかである。)  | 秦野市      | 男   |
| 229 | 39   | 2. 県央・湘南都市圏整備構想は全く不要な施策であり、撤回して出直すこと。(IT時代に電磁波公害のリニアは時代錯誤、ツインシティなど無駄遣いそのもの。)   | 秦野市      | 男   |
| 230 | 39   | 3. 酒匂連携軸総合整備構想は、いったん凍結し全面的に見直すこと。(特に酒匂縦貫道路計画は不必要であり、撤回すべきである。)   | 秦野市      | 男   |
| 231 | 39   | 4. 『かながわ交通マスタープラン』はいったん凍結し、県の言う『モータルミックス』の考え方に立って全面的に見直すこと。さらなる交通量の増大を招くだけの横浜環状道路や川崎縦貫道・さがみ縦貫道(圏央道)、そして246バイパスとは名ばかりの厚木秦野道路計画等は撤回し、絶対交通量を減らした真の渋滞解消策を構築すること。   | 秦野市      | 男   |
| 232 | 39   | 5. 『みどりの保全』は良いが『創造』はたぶんに怪しい。わが秦野では県の『創造』や河川改修のおかげで、自然が次々に無きものにされている。丹沢の登山基地・大倉の景観を破壊して作った県立秦野戸川公園、グロテスクな吊り橋は嫌われ河床に張った遮水シートに皆あきれている。貴重な税金を使って自然を破壊すな!と言いたい。   | 秦野市      | 男   |
| 233 | 39   | 6. 県は各市町に「一人当たりの公園面積を10㎡に」と指導しているようだが、あれもやめてもらいたい。秦野では市民の願いの「身近な街区公園・児童公園」は一切作ることをやめ、面積を消化するために大規模公園ばかりつくり始めた。農地を潰し、自然景観を壊しながら、さらに福祉や教育といった民生予算を圧迫しながら、額は小さいが、補助金のまちがった使い方の方がよい例である。   | 秦野市      | 男   |

骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番   | 收受番号 | 意見   | 住所地(市町村) | 性別等 |
|------|------|--|----------|-----|
| 234  | 39   | 7. 地球温暖化防止対策として『地球環境戦略研究機関』の完成イメージ図が載っているが、あのような贅沢施設を作れるだけの機関に支援するのはやめてほしい。なにか無責任な長洲県政が無理やりすすめて破綻した『湘南国際村』を彷彿させる。どうせ支援するならば、やはり破綻した厚木の『テレコムダウン』にでも入ってもらえば良い。   | 秦野市      | 男   |
| 235  | 39   | まだまだ挙げればキリがないほど、あなたたち県の無駄遣いはいっぱいある。それを無駄遣いと認識できないところに、財政危機の一番の原因がある。もっと県民の目線でものを見、庶民の感覚でものを考えることをお勧めする。權より始めよ、である。<br>過去を振り返ってほしい。長洲県政末期の失敗は何だったのかを。いよいよ台所が苦しくなってきた補助事業からドンドン手を引いていった国に踊らされて、バブルがはじけた後も『単独事業』にせっせと精を出し続けてきた結果ではなかったのか。過去の轍を踏まないでほしい。<br>そんな事に頼かむりして、「足りない、足りない！」とむやみやたらに県民の懐に手を突っ込もうとするあなたたちを見ていると、ただの駄々っ子にしか見えない。自動車税騒動の経験が、全く生かされていない。議論を白紙に戻して、姿勢を180度転換し、無駄遣いを無くし、税金の誤った使い方を是正する。そういう姿を示し、まずは県民を納得させてほしい。話はそれからです。 | 秦野市      | 男   |
| 259  | 41   | 県民の水が水量の確保からやっと水道水(飲料水)としての水源・水質保全に目を向けられ検討始められたこと、それも、大掛かりな施設整備では補うことのできなかったことを認め、自然を生かす方法を取り入れようとしていることを評価します。しかし、施設を建設したからには、それに伴う処処の問題については予見できることであり、それなりの経費増がともなうこともわかってははずです。自然の力を生かす方法に重点を変換するにしても、「財源は新たな税制で」とは、簡単には県民は納得できません。財政の悪化により転換されたような気が一部します。   | 相模原市     | 女   |
| 260  | 41   | 全体として、地球環境まで視野に入れての取り組みであり、環境税として、意識を持っていく必要もあると考えます。生活環境税として、特に水と大気に重点を置いています。が、(県扱いではないとしても)廃棄物(ビン、ペットボトル他資源ごみ)も含め、デポジットを進められたらよいと考えます。部署を限定しないで広く横断的に考慮して欲しいものです。   | 相模原市     | 女   |
| 261  | 41   | 神奈川の水・大気の現状を知る県民は多いとはいえません。現在は、それほど困っていないなかで、県民に将来の環境に向けた投資としての税制を充分説明し理解を得ることが肝心。イメージとして説明して欲しい。  | 相模原市     | 女   |
| 266  | 42   | 税を過重したり軽減したりして環境問題を誘導的にあるべき姿に向かせるというやり方に賛成である。税を取り扱ふと、意識が違ってくる。ただ、各論としてどの方式が良いかは、県民の意見をよくみ取って検討する必要がある。  | 横浜市      | 男   |
| 271  | 43   | 2頁の生活環境税制の説明・内容、これでは目的もはっきりしない。この中身では合意できない。   | 横浜市      | 女   |
| 272  | 43   | 環境、水の問題に新たにこうなれば良くなる積み上げではなく、お金が足りないので追加税をというのは本末転倒。   | 横浜市      | 女   |
| 273  | 43   | 国のことですが、医療費、介護保険、年金改悪で、県民・私たちの負担が増えている。もっと改善すべきことがたくさんあるのではないのでしょうか。国会の公共投資での口利き料とか、軍事費、思いやり予算(?)とか。   | 横浜市      | 女   |
| 森林対策 |      |  |          |     |

骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番 | 收受番号 | 意見  | 住所地(市町村) | 性別等 |
|----|------|---|----------|-----|
| 21 | 3    | 荒廃状況:B+C+D=91.2% に達しているのに何故、早く手をいれないか・丹沢登山入り口に随分と贅沢な不要な公園があるが、何故そんな箱ものを作るのか。  | 県外       | 男   |
| 23 | 3    | システムが地に足の付いていない神奈川ブランド木材認証証制度・・・机上の計画だからそうなる。「かながわ森林・林材業活性化協議会」の空転する議論。森林担当に協力を申し入れたら「申請書を出したら握りつぶす」と言われた。市民と行政のコラボレーション(協働)の時代に担当者の認識の低さに驚き、森林指導者の技術の低さに愕然とした事もある。   | 県外       | 男   |
| 26 | 3    | 改正林業基本法は、治山治水・木材生産から森林の公益性にシフトしてボランティアやNPOとの市民参加を奨励しているが地方自治体では未だ、これを受け入れる体制ができていない。急ぐべきだ。・これらの施策策定に際し、学識経験者の提案は、余り役に立たない。現場の声を聞いて欲しい。  | 県外       | 男   |
| 27 | 3    | 健全な森林の保水力は、2.3kl/ha、然るに、過日の雪にやられた相模湖町22林番の保水は、0.3kl/ha。ダムを作るより森林保育が重要。  | 県外       | 男   |
| 28 | 3    | 人類誕生当時の地球の森林面積は、80%あった。開発・乱伐・盗伐で現在は、20%になっている。現在の地球上の森林は、「38億7千万ha、然るに年々現象を加速する9千万ha(林野庁企画部)。後、何年で地球から森林が無くなるか。呑気に議論している事態では無くなっている事を知って欲しい。  | 県外       | 男   |
| 34 | 4    | 重大なテーマは森林をいかにして守るかである。政府の緊急雇用対策で各自治体に基金が配られているが、まずは、この基金を活用し、雇用対策と合わせ、森林の整備を図り、中長期的には、なにかしら、持続可能な方法で、森林を整備していける仕組みを構築する必要がある。林業は経済的に成り立たない。水源涵養林のもつ経済的な効果を県民に提示し、その上でそのための負担をどうすべきか議論していくべき。  | 藤沢市      | 男   |
| 65 | 8    | 森林保全の担い手として、「森林ボランティアの役割は積極的に評価することが出来る。しかし、作業技術や作業の安全性等の見地からして、本来の担い手である労働力をいかに確保するかを考えなくてはならない」としてはいますが、ボランティアでもかなり専門的な人がいますから、指導していけばこと足りるのではないのでしょうか。   | 小田原市     | 男   |
| 68 | 9    | CO2吸収権の確立とその証券化・林野庁の試算と現実。・荒廃した森林に施肥は必要か?(有機質の液肥を開発?)<br>資料1 森林の公益的機能の評価額について<br>資料2 合わせて廃棄物処理法の改正など5つの個別の法律も整備されました  | 鎌倉市      | 男   |
| 79 | 11   | 県が「水源の森林づくり事業」を行っていることは聞いてはいる。この「充実が必要である」と骨子案には書いてある。それにもかかわらず、3頁にある「水源環境を総合的に保全する事業を体系的に推進する視点が充分でない」との評価になっている。現在の「水源の森林づくり事業」が、「どのような哲学・理念」に基づいて、「いつから・何時までの期間」に、「どのくらいの規模で」、なされているのか。専門部会の「総合的、体系的でない」と評価していることについて、主管部門はどのように考えているのか、などについての情報開示が必要に思う。生活環境税に賛成が得られて事業を立ち上げる際に、効果対費用を高くするためには、上記の議論が有効に働くものと考え。 | 二宮町      | 男   |



骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番  | 收受番号 | 意見  | 住所地(市町村) | 性別等 |
|-----|------|---|----------|-----|
| 80  | 11   | 里山の保全について、私の住む二宮町では関心はあっても、施策は無いに等しい。流域は異なっても環境保全の立場は同一であるから、財源面と技術面のしかるべき支援を受けられるようにして欲しい。   | 二宮町      | 男   |
| 87  | 13   | (1) 森林整備<br>① 森林の多面的機能(水源かん養、酸素供給、土壌保全、生態系保護、保健休養など)がいわれているが、かながわの森林の場合、金額換算でどの位の価値になるか、試算してみたらどうだろうか。県民はもとより、丹沢をオーバーユースしている東京都民に対しても格好のPR材料になるのではなかろうか。  | 横浜市      | 男   |
| 88  | 13   | ② 水源の森林づくり事業 平成9年度から31年度まで(23年間)の息の長い事業で、かつ県民の目にはなかなか見えにくい。5年経過した現在(投資累計84億円)、成果と課題を総括して県民に発表したらどうだろうか。また、水源林パートナー制度、寄附、ボランティア活動など県民参加の呼び掛けを、もっと積極的にPRしたらどうだろうか。  | 横浜市      | 男   |
| 89  | 13   | ③ 林業経営に対する指導助成 安い外材に押されて、林業衰退、森林荒廃が叫ばれているが、経営と環境保全が両立する林業の振興、安定が要請されている。そのためには県の林業政策の見通しとともに、育林の技術指導のみでなく、商品開発、市場開拓に向けた積極的な経営指導が肝要。「環境にやさしい林業」を標ぼうした神奈川ブランド木材の認証制度をつくり、県民に県産木材の積極的利用をさせるシステムづくりが必要と思う。  | 横浜市      | 男   |
| 98  | 14   | 樹種による効果を把握する。<br>ア、シラカシ ケヤキ<br>イ、コナラ クヌギ<br>ウ、クスノキ タブノキ ヤブニツケイ<br>エ、ヒノキ スギ<br>都市公園、街路樹、校庭などの樹木に名札をつけ、将来の県民が緑についての知識を得られるように整備する。  | 茅ヶ崎市     | 男   |
| 136 | 20   | 森林の持つ様々な公益的機能は記載されている。私は森林のもつ公益的価値について述べたい。平成12年度、全国でこの公益的価値を試算したところ、約75兆円を評価されている。この検討結果に記載されているように洪水、砂防、水源涵養、地球温暖化対策などの総合評価値である。これを神奈川県ではどのくらいの公益的価値になるのかその評価値を提示していただき、森林のもつ有用性を県民によく理解していただくことが肝要である。3行目に記述した平成12年度の評価額に対し国の年度予算は80兆前後であり、いかにこの公益的価値が高いものであるのか理解できると思います。 | 平塚市      | 男   |
| 149 | 23   | 本来の森林保全の担い手を確保することはもちろん重要である。しかし、それには市場経済システムでの位置付けが継続性の意味からも欠かせない。とすると、意欲的なボランティアを如何に専門性を持ち、責任を取りうる技能提供者とするかも重要な課題である。   | 横浜市      | 団体  |
| 169 | 27   | 森林の荒廃対策にしても、林業の再生や県内産木材を市場に流通させる具体策など、真剣な取組みなくして、荒廃対策はありえない。  | 横浜市      | 男   |

骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番  | 收受番号 | 意見  | 住所地(市町村) | 性別等 |
|-----|------|---|----------|-----|
| 173 | 28   | 汚染者負担と受益者負担 この件に関しては諸富先生の著者「環境の理論と実際」の中に詳しく説明されている。しかし、現在森林問題で直ちに手を付けなければならないのは私有林である。何故なら、国有林・県有林は財政的に赤字とはいえ、国の予算でそれなりの施策が取られているからである。しかし、日本の私有林は資本主義の経済原則からはみ出た存在であり、成す術も無く放置されているのが現状である。ちなみに私の周りの私有林を見ても、90%以上が間伐も行われず、杉・檜はモヤシ状態で今にも倒れそうな哀れな姿を見せている。あと数年すれば斜面に植えられた杉・檜は台風で倒され、赤い斜面を露出することになるであろう。ともかく、私有林対策を最優先にしてもらいたい。  | 秦野市      | 男   |
| 174 | 28   | 私有林の場合、間伐などの森林整備を行わない地主を、汚染者と見るかの問題がある。確かに整備を行わないことが森林崩壊の第一原因であることは間違いない。しかし、森林の場合公益的なメリットも大きいのであるから、森林所有者にだけ負担を押し付けるのでは問題の解決にはならない。ここで諸富先生の主張されている、受益者負担の原則が必要になってくるのだが、特に水源下流域の住民の方々に、受益者負担の原則を理解してもらうことが、森林問題解決の基本であると思う。  | 秦野市      | 男   |
| 176 | 28   | 秦野地区の森林の状況調査、森林組合の意見聴取、共有林組合の現状調査・意見聴取、足柄地区の現状調査・現地聞き取り調査、道志水源林の現地調査・現地聞き取り調査など経て感じたことは、森林問題の根幹は費用対効果のバランスが著しくかけ離れているところに、大きな問題があるのではないかと思われてはならない。   | 秦野市      | 男   |
| 177 | 28   | 林業問題の解決 新しい価値観の導入、従来からの習慣の打破、費用対効果を最大限に発揮できる新しいシステムの導入こそが必要である。   | 秦野市      | 男   |
| 182 | 30   | 「森林づくり」は、森のもつ公益的な機能を全体として高めることを目標に、当県にふさわしい森林管理の仕方等を考える必要があるとの指摘には大賛成です。この大方針により、確実に促進していただきたい。   | 相模原市     | 男   |
| 183 | 30   | 「水源の森林づくり事業」を進める新しい4つの管理手法のうち、特に「買い取り」方式と「水源分収林」方式を、重点的に促進し、当面、混交林や複層林の達成を進め、将来は、巨木林に導くことを目標にすべきであると思料されます。<br>(参考)<br>○買い取り： 貴重な森林、水源地域の保全上重要な森林を買い入れ、保全整備を行う制度です。<br>○水源分収林： 成長過程にあつて、手入れ不十分な森林を森林所有者に代わって整備し、伐った時に収益を分け合う制度です。<br>○混交林： 針葉樹と広葉樹とからなる森林で、鳥や獣の好む広葉樹の食餌木もある森林です。<br>○複層林： 高い木、低い木からなる二段の森林で、高い木を伐採しても若く低い木が残り、裸地化しない森林です。<br>○巨木林： 樹齢100年以上の森林、地被には植生が多く、動物のすみかになる森林です。 | 相模原市     | 男   |
| 184 | 30   | 丹沢・大山の自然林荒廃について、原因調査に止めずに、何らかの具体的な行動を起こす時が来ていると思料されます。  | 相模原市     | 男   |

骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番  | 收受番号 | 意見   | 住所地(市町村) | 性別等 |
|-----|------|--|----------|-----|
| 192 | 31   | 丹沢の森林の荒廃は、木材価格の低迷や外材の氾濫が原因なのではなく、戦後の拡大造林(天然林を一斉皆伐してスギ、ヒノキ林にした)という適地適木原則を踏み外した神奈川県の実業政策の誤りが原因である。この長期政策の過誤を直視し、その責任の所在を明確に指摘し、責任を取り、行政計画の有責性を明文化し、誤った政策による森林荒廃の回復の責任をどこに担わせるのが合理的かを誰の目にも見えるように明らかにしなければならない。－これらのことにまったく触れられていない「現状と課題」を書き連ねても、的確な行政対応が示せるわけがない。  | 逗子市      | 男   |
| 193 | 31   | 丹沢の森林生態系は、正に瀕死の状況である。尾根筋のブナの巨木林が枯死したのを、回復できる方策があるのか。気象や大気の状態変化について、回復させる何の手だてがあると言うのか。これらを、外材の氾濫やシカの食害に原因転嫁してみたところで、丹沢の森林生態系を回復させる手段が示せるだろうか。<br>例えば、水源の森林づくり政策は、見せかけの森づくり事業を僅かに行っているものの、予算の大半は林業収益のない森林組合への補助金の名目づくりで流出して、生態系の回復の視点から言えば九牛の一毛にも充たない。偽計の予算づけと言って良い。このような発想では、丹沢の森林を永遠に回復できない。  | 逗子市      | 男   |
| 194 | 31   | 西丹沢の国有林の状態も現在は憂うべき状況である。数百年生の天然スギを伐採計画に入れるなど、人目につかない場所での荒廃を深めている。丹沢は、国有林・県有林・民有林おしなべて一貫した保全計画のもとに管理・保護されなければ、現在の危機的状況を克服できない。<br>国有林・県有林・民有林を一貫した保全計画のもとで管理・保護できるようにする方策は、例えば「NPO丹沢森林保全管理センター」と言った専門家集団を立ち上げて、国・県・民有林所有者がそのNPOに全面委託する、という手法を考える必要がある。NPOはそれらの出資金・出捐金によって運営されるが、その根拠を固めることも必要である。   | 逗子市      | 男   |
| 195 | 31   | 丹沢は生態系保全にどれだけの金を注ぎ込むか、という根拠となるものは、国民的合意(県民の合意でも良い)が必要だと考える。それに適切な手段として「仮想評価法(CVM=Contingent Valuation Method)」がある。CVMによって、丹沢の保全に注ぐべき年間予算の概念を定着させられれば、NPOの予算額も決まり、それによって生態系回復への具体的な計画を描くことができるようになる。これまでの行政計画と全く違う、生態系回復への戦略的な年次計画が描かれれば、県民の支援は飛躍的に高まるだろう。この手法によらなければ、縦割り(まして国有林と県有林の枠)を打破して、丹沢山系全体の生態系の回復を軌道に乗せることはできない。   | 逗子市      | 男   |
| 197 | 32   | 森林の保全の担い手の確保<br>30年から50年の先をみすえて、(支援・補助)と並行して、小中高校生→大学生の手に委ねる。この4月から総合学習が組み入れられたのを基に、環境重視の教育に「森林保全・整備」の必要性をのせ、まず「植林体験をしてみよう」というところまでもっていく。机上の論から身体を使って実行することによって「やってみよう」という気は起きてくる。子どもの自力・創造性に委ねる総合教育といっても要は教育。要のところには「教」が生かされるはず。指導者の一言で子どもは右にも左にも動くものである。いつの時代でも、子どもは子ども、常日頃「動いてみよう」「動いて行こう」と思っている。初めはちょっと強引なところがあったとしてもプラス志向で生かせよう！(植林→下草刈り→間伐)とね。きつい植林作業でダウンした子どもが出たとしても、下草刈りに行って、我が手で植えた木の育ち具合をみたら、次の年はどこまで育っているだろうと夢はふくらむもの→「続けていこう」という力がわき、やがては後輩に引き継がれ、引いては「〇〇市立〇〇中学校第〇〇回森林保全旅行」「県立〇〇高等学校第〇〇回下草刈り体験ツアー」「〇〇大学森をつくって、魚を育てた」…なんてどうでしょうか。 | 相模原市     | 女   |

骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番  | 收受番号 | 意見   | 住所地(市町村) | 性別等 |
|-----|------|--|----------|-----|
| 208 | 34   | 「かながわ森林づくり公社」の主催する森林保全作業に7年余(回数にして60回)参加の短い体験ではあるが、神奈川県(以下“県”と呼ぶ)の水源林は、隣接の奥多摩湖水源林に比してみても、樹種の多様性、整備の度合いなどにおいて残念ながら見劣りがする。戦後の県林業の歴史の是非を問うよりも反面教師としての今後の対策が肝要であろう。早急に「県の水源かん養保安林整備－100年計画(仮称)」の策定が必要で、環境税(水源林整備・保安税)の徴収と活用には、この計画による裏打ちと、県民の理解のための十分な情報公開がなければならない。         | 横浜市      | 男   |
| 209 | 34   | 平成5年度に策定された「かながわ森林プラン－1995/2010」が100年計画の良き母体となり得る。ダムの上流域を中心とした約6万haの県内森林を整備する100年具体策を県民に示して欲しい。  | 横浜市      | 男   |
| 211 | 34   | 県の水源林整備には、(1)民有林所有者・団体による理解と協力ならびに所有者への助成(協力の見返り)(2)整備作業指導者(通称インストラクター)の養成と増員(3)整備作業員の大幅増員・確保の三本柱が必要で、環境税の水資源対策部分はまずこれら三本柱の確立・維持を第一目的とすべきと料する。なお、(3)については、個人・企業団体からのボランティアでは到底人数不足であり、公的職員の募集とか、平和時の活動として自衛隊員の動員などを視野に入れるべきではなかろうか。                                      | 横浜市      | 男   |
| 215 | 35   | 森林の荒廃についての現状認識が実態を反映していない。木材生産を中心とした林業が森林の環境保全作用を維持してきたというより、戦中戦後の過利用とそれに続く林業的な管理技術(拡大造林)への過信が手入れ不足も伴って、現在の荒廃を生んだことを総括すべきと思う。それ以前は、適地での林業と農業的な利用の二次林が、水路の変遷を自然にまかせた河川周辺の植生とともに表流水・地下水の水量・水質を守ってきたのではないだろうか。  | 県外       | 女   |
| 216 | 35   | 上記との関連で、買い取り等による公的管理は、過去の人工林化の画一的な管理の反省がないかぎり、その二の舞になることが懸念されるので容認できない。森林組合だけでなく、もっと広く地域住民に、要望や知恵を生かした策や協力を求め、県は住民とともに公開実験的に森林回復の技術を研究し、神奈川ブランドの近場での流通を開発・指導すべきではないか。山林作業の経験があり、肌で自然を知る地域住民の高齢化が進んでいる。こうした人たちの生活の知恵を「科学的でない」として邪魔にするのではなく、地域に即した知識として継承し、科学的な目で捉え活用すべきだ。 | 県外       | 女   |
| 217 | 35   | 現行の「水源の森林づくり事業」を評価し、充実するというが、その内実は林道開設など不要不急な土木工事が主で、今後とも費用と手間を投入する必要のある人工的な森林を作る方向と見ている。今後、この費用のために税金が必要とあらば、現行の事業の費用と効果の検討がまず必要ではないか。森林生態系の保全策は、もっと自然の方向性に沿った省エネルギー的なものでなければならないし、そうでなければ(イ)にある生態系や種の多様性の保全も危ない。   | 県外       | 女   |
| 218 | 35   | 公益的機能の高い森林づくりのために、「安定的・継続的な担い手が必要」には賛成である。しかし、それがすぐにしっかりした事業体の形成に続くのには疑問を持つ。森林生態系はここにも挙げられているように、多彩な専門分野に関わり、その保全・利用に多様な人材が必要である。そういう人材を育成するためにも、県や事業体が一元的・集約的に管理するのではなく、まず流域環境としての水源部の地元と下流都市との交流を、現場での共同作業として環境教育として行い、その中から適性と意志のある人材を育てるべきではないか。                     | 県外       | 女   |

骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番          | 收受番号 | 意見   | 住所地(市町村) | 性別等 |
|-------------|------|--|----------|-----|
| 222         | 37   | 「共有の財産」、○森林ボランティアこの考え方で県民にアピールすると良いと思います。  | 横須賀市     | 女   |
| 240         | 40   | 昨年ヤビツ峠で植樹をしたが、すごいハゲ山を見てびっくり。私有林から第三セクターに移ったが面倒を見るのは素人がやる時代になった、と思った。   | 不明       | 団体  |
| 241         | 40   | かつて南足柄の森林を見学したが、人工林ばかり育成して水源に必要な落葉樹が少なかった。水源の森林保全にもっと努めるべきではないか。   | 不明       | 団体  |
| 242         | 40   | 神奈川・足柄付近は材木が安くて買い手が無い。丹沢の業者は紀州産の名前を借り、地元の木材とコミで売っているという。   | 不明       | 団体  |
| 243         | 40   | 私はボーイスカウトの仕事をしてきた。小さいうちから木の大事さを指導してきた。キャンプ禁止条例はあっても、キャンプ場の上でコーヒー一杯こぼせば何にもならない。木の保全をするには条例を厳密に守れるようにしなくては。キャンプ禁止区域の見直し、パトロールの強化が必要だ。  | 不明       | 団体  |
| 256         | 40   | 相模川の水源でも植樹しているけど、一番活力のあるのは中学生。そのぐらいの時から木や水に関心を持つように体験させることが大切。みんな子供達の目は輝いていた。  | 不明       | 団体  |
| 257         | 40   | 大磯の東海道は松食い虫で枯れつつある。植樹をきちんとしないと手遅れになる。  | 不明       | 団体  |
| 262         | 41   | 丹沢山地自然林の土壌の乾燥化、ブナ林などの立ち枯れは酸性雨の影響でしょうか。上流から下流へ流すだけではなく、時には下流から上流へ戻し自然の浄化や、植生への給水も必要。  | 相模原市     | 女   |
| 275         | 44   | 森林の保全に関する課題は、神奈川に限らず、全国的な状況にあると判断します。森林の保全については、保全・整備を進める必要性は当然あると考えますが、その財政負担について、すべてを県民が負わなければならないということにはならないと考えます。例えば、全国規模で見た場合、「人口の少ない県は国が補助し、多い県は独自で」ということでは問題があると考えます。つまり、森林保全については国の施策として確立すべき課題であると考えます。 | 横須賀市     | 団体  |
| <b>ダム対策</b> |      |  |          |     |
| 22          | 3    | このダムは、ダム川か。現実には、湖沼法の対処にならない川扱いである。このような矛盾から解決すべきだ。   | 県外       | 男   |
| 49          | 6    | 相模湖のしゅんせつ作業を見ると、年間経費は大変なものと思います。この作業を自然な方法に任せられないものか、洪水時にダムを開放して土砂、流木を処理する方法を考えるべきだと思います。また、海岸の浸食がおきていると思いますが、この原因はダムにあると思います。   | 鎌倉市      | 男   |
| 81          | 11   | ダム湖の保全：イの2項目の視点は重要である。土砂止めの予防費用と、ダム浚渫の費用を対比して示すのは、どうだろうか。森林に手を掛けることの必要性を数値で示すことが出来ると考える。   | 二宮町      | 男   |
| 137         | 20   | ダムの延命のしゅんせつ等の費用が掛ることは理解できますが、水源涵養の緑のダム構築に向け、積極的検討をする必要がある。   | 平塚市      | 男   |
| 150         | 23   | 貯砂ダムの建設は経費の増加とともに、環境に(水質にも)与える影響にも考慮すべき事柄である。  | 横浜市      | 団体  |
| 278         | 44   | 浚渫費用について、水道料金以外の手法を求める考え方に同感します。   | 横須賀市     | 団体  |

骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番              | 収受番号 | 意見   | 住所地(市町村) | 性別等 |
|-----------------|------|--|----------|-----|
| <b>地下水対策</b>    |      |  |          |     |
| 276             | 44   | 地下水の保全については、森林との関係も重要だと考えますが、それ以上に工業排水や汚染物質の不法投棄などの環境汚染や酸性雨も大きな要因だと判断します。  | 横須賀市     | 団体  |
| <b>共通事項・その他</b> |      |  |          |     |
| 205             | 34   | 宮ヶ瀬ダムの完成・操業開始をもって、県の必要用水量をまかなう貯水容量は確保された。今後の最大課題は、水源林を整備・保全し、貯水容量に見合う十分な水源を確保すると共に、ダムの受水・保水・水質を改善することであろう。   | 横浜市      | 男   |
| 206             | 34   | 流木や流入土砂によるダム水の汚濁は、水源林の整備により顕著に低減されると考えられ、その意味でも水源林の復興・整備・保全の重要性が浮かび上がる。  | 横浜市      | 男   |
| <b>生活排水対策</b>   |      |  |          |     |
| 1               | 1    | 流域の水源環境保全の優先課題として、生活排水処理対策と化学物質対策を進める。<br>①流域、地域の適切な排水処理対策を検討する市民・事業者・行政等による検討会を設け、地域に合った生活排水処理対策を早急に進める。  | 横浜市      | 団体  |
| 35              | 4    | 川のもつ、自然浄化力にもっと着目すべき。使った水は取ったところに戻すべき。ダム集水域について、「下水道のほか合併浄化槽なども含め」とあるが、むしろ、費用もかからない合併浄化槽の設置を進めることを重点に置くべきではないか。いずれにせよ、単独浄化槽で尿尿のみ処理し、ほかの生活排水については垂れ流しというのは早期に解決する必要がある。  | 藤沢市      | 男   |
| 51              | 6    | 水源地域の生活排水対策色々な処理法が記載されていますが、アーエまでの経済負担を考えると、その効果は疑問と思います。事前にフィージビリティ・スタディ(実行可能調査)をおこなって評価を得る必要があります。   | 鎌倉市      | 男   |
| 63              | 8    | ダム集水域に5万人の人々が生活しており、生活排水の流入による水質の汚濁が進んでいると書かれていることに対しては、新たに課税してでも負担を求める必要があると思います。都市部に住む我々は、かなり以前、強制的に金銭的な負担を強いられ、浄化槽の設置とか下水道の完備をしたことがあります。が、(4)アに記載のように、津久井4町の生活排水処理率37.9%、山北町も58.5%となっているとすれば、とんでもないことで、早くこれらの町に対して下水道工事をやらせるべきで、やらない場合には、町及び住民に対して汚染者負担をさせる必要があると思います。そのようにしないと、その住民はいつまでたってもこのままでよいと思って、何の措置も講じないでしょう。 | 小田原市     | 男   |
| 90              | 13   | (2) 水源地域の生活排水対策<br>① 「水源地域総合保全構想」(かながわ新総合計画21-5つの県土構想)の中に、公共下水道等排水処理施設の整備があるが、これはすべて公共下水道を設置する内容のものかどうか。中山間地ですべて公共下水道を設置するのは経済効率が悪く不適當。実状はどうなっているのか(報告書は下水道と合併浄化槽の両面から考えることを提案している)。   | 横浜市      | 男   |

骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番       | 収受番号 | 意見  | 住所地(市町村) | 性別等 |
|----------|------|---|----------|-----|
| 91       | 13   | ② 県では整備指針として「生活排水処理施設整備構想」(平成9年3月)を策定し、下記の手法を定めている。(図省略)実施は市町村に任されている(所管庁は国交省、農業集落排水施設は農水省、合併処理浄化槽は厚生労働省)。水源地域の場合、この制度で十分かどうか。県も補助金支出の際、チェックはしているだろうが、現状の実態調査とともに、市町村の計画の策定段階から、技術的、経済的にどんな方法が適切であるかチェックを強化できないものかどうか。特に、新税を創設して、本対策を県民全体の負担で行うとすれば、現行の水源地域の取組に委ねる制度では十分ではない。制度の変更が必要ではなからうか。 | 横浜市      | 男   |
| 104      | 15   | 下水道と合併処理浄化槽水源地域への生活排水の流入を阻止するには、下水道の施設が困難な地域が多いため、排出源に合併浄化槽を設置することになる。合併浄化槽の性能はかなり高くなったが、定期的な点検と管理が重要である。その責任は設置者個人のみでなく行政側も負うべきである。でないと浄化効果を維持することは難しいと考えられる。  | 横浜市      | 女   |
| 132      | 20   | 窒素・リン対策の推進については、その発生原因が工場や生活廃水の人為的要因だけにとられがちである。津久井この例で相模川の全窒素、全リンの汚濁負荷の70%は自然系と試算されており、全リンの半分は富士山麓の玄武岩等の地質に由来しているという報告がある。ダム湖、上流域の住民や下流域の水道受給者にとっても正確に記述の上、受益者負担を検討していただきたい。   | 平塚市      | 男   |
| 187      | 31   | ついでに指摘すれば、p.6(イ)に「県外上流域からの汚濁負荷」として桂川の汚濁が県内の相模湖に及ぶと記しているが、これは事実を曲げた記述で、湖尻に流入する地点で桂川の汚濁は(鶴川の稀釈もあり)むしろ無きに等しい。相模湖の汚濁は湖水の止水とヘドロに起因している。事実を曲げて他県に水質悪化の責めを転嫁するのは非科学的で卑怯だ。  | 逗子市      | 男   |
| 223      | 37   | 生活排水についてはまだまだだと思ふ。特に、使用量については意識されていないのではないだろうか。   | 横須賀市     | 女   |
| 244      | 40   | 以前、厚生省の汚水処理施設は貧弱で、建設省のはしっかりしていた例がある。  | 不明       | 団体  |
| 252      | 40   | 三浦地方は下水道が県下で一番遅れているようだが、昔ながらの家屋が多いので、トイレが一番奥になっていて、本管につなぐのに何十倍の敷設費がかかる。これが一番の悩みだ。   | 不明       | 団体  |
| 253      | 40   | 津久井はタックンロール処理をしているが、水質浄化に町ぐるみで取り組んでいても追いつかない、といっている。  | 不明       | 団体  |
| 277      | 44   | 水源上流域(県内)の生活排水処理率の低さは改めて考えさせられる数字です。合併浄化槽の設置策については、基本は「市町村・個人」ではありますが、超法規的な措置として「県が主体」となって早急に推進すべき課題だと判断します。県外上流域についても、同様の措置を早急に推進すべきと考えますが、山梨県の意向・財政課題もあり、判断が難しい。しかし、方向性は同様として、資金援助を含め、これまで以上の支援が必要と考えます。  | 横須賀市     | 団体  |
| その他の水質保全 |      |   |          |     |
| 2        | 1    | 流域の水源地環境保全の優先課題として、生活排水処理対策と化学物質対策を進める。<br>②不安材料である化学物質に関して県独自の基準値を設ける。   | 横浜市      | 団体  |
| 3        | 1    | 流域の水源地環境保全の優先課題として、生活排水処理対策と化学物質対策を進める。<br>③排出基準に適合しない事業者には課徴金を設ける。   | 横浜市      | 団体  |

骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番    | 収受番号 | 意見  | 住所地(市町村) | 性別等 |
|-------|------|---|----------|-----|
| 4     | 1    | 流域の水源環境保全の優先課題として、生活排水処理対策と化学物質対策を進める。<br>④化学物質の安全管理と適正処理のためのテーブルを設けると共に、事業者への指導・支援を行う窓口を設ける(PRTR制度の運用等と連動する)。  | 横浜市      | 団体  |
| 5     | 1    | 流域の水源環境保全の優先課題として、生活排水処理対策と化学物質対策を進める。<br>⑤ノンポイント汚染の一因である家庭からの化学物質排出に歯止めをかけるため、一般市民の化学物質に関する相談窓口等を設置する。   | 横浜市      | 団体  |
| 6     | 1    | 流域の水源環境保全の優先課題として、生活排水処理対策と化学物質対策を進める。<br>⑥農薬・化学肥料の適性使用を推進する。   | 横浜市      | 団体  |
| 99    | 14   | 相模湖、津久井湖をとりあえずの目標として桂川などの水質分析を進める。BODや大腸菌群などのほかイオン分析を含める。特に合流点の上下流で分析し支流ごとの差異を明らかにし、イオン→沈殿の状況を把握する。ダム直上のところでN、Pを除く工夫をする。  | 茅ヶ崎市     | 男   |
| 152   | 23   | 「畜産施設からの排水対策」「水質モニタリング調査」上流域での魚類の養殖に関係する汚濁についても考慮するべき。また、広く県民全体が自分達の生命の水を賄う水源であるという意識を持つための施策として、多くの市民が水源河川に関わることができる環境調査などの手法を用いることが必要である。   | 横浜市      | 団体  |
| 207   | 34   | ダム水の水質改善は取水河川の水質改善によること大であり、桂川源流地域の生活排水による汚染問題等がすでに本税制・骨子案にて指摘されている。ただ一つ欠落している視点がある。水質汚濁は、生活排水と同時に、県北西水流域にかなりの集中をみる畜産業の排水によることも懸念的に想像されるので、この産業排水による水質汚濁の是非も明記すべきである。                                 | 横浜市      | 男   |
| 254   | 40   | 水源地の水が汚れて、飲んでもまずい。水道料金が上がって、その上、税金といわれるが、きれいな水、県民に平等に水を共有するには、電気・ガスと同様、生活に必要なものなので高くても仕方ないと思う。環境家計簿を記入したことがあるが、自分が注意していると、使用量の数字がずいぶん減った。データを互いに出し合えば説得力がある。それは一部だけでなく県下の全家庭がやるといい。                   | 不明       | 団体  |
| 263   | 41   | 県全体では90%以上の下水道普及になっています。水を汚さない取り組みとして、ストレーナ、三角コーナー、せっけん使用推進……の取り組みについても強化していくとありますが、もちろん必要ですが、家庭排水が直接川に入らなくなっていることを考慮すると、直接川につながる行為、(生活における取り組みとして)洗車、川辺でのキャンプ・バーベキュー時の水を汚さない工夫、ガーデニングでの農薬削減等をいれて欲しい。 | 相模原市     | 女   |
| 279   | 44   | 水質保全については、水源地域における生活排水対策以外に、農薬・肥料の制限については農協等とも協議すべき課題であると考えます。例えば、支流(小川)河川に対して、途中処理(炭の利用など自然浄化作用を最大限利用)する方策なども検討すべきと考えます。   | 横須賀市     | 団体  |
| 上下流連携 |      |   |          |     |
| 12    | 1    | 流域の水環境を保全するためには、流域を一貫して管理する体制が重要。よって水資源・水利用・排水対策などの一元管理体制を構築する。   | 横浜市      | 団体  |
| 13    | 1    | 水源である上流域の他県での施策の実効性を確保するための基金・条例などの体制整備を行う。   | 横浜市      | 団体  |



骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番                     | 收受番号 | 意見   | 住所地(市町村) | 性別等 |
|------------------------|------|--|----------|-----|
| 14                     | 1    | 相模川の水はその多くが流域外に排水され、水循環が断ち切られている。このことを考慮し、今後の施策反映させる。  | 横浜市      | 団体  |
| 15                     | 1    | 流域河川に関わるすべての関係者、自治体との協力関係を構築し、施策の実効性を確保する。   | 横浜市      | 団体  |
| 24                     | 3    | 排水処理率の低さは、住宅密集度や地形にどのインフラコストの高さに起因するからであるから川下の受益者負担は必要・過日、川崎市長に水問題について相談をしたことがあるが、「川崎市の水は、多摩川からもらっている。相模湖から何を要求しに来たのか」と言われてしまった。市長が全てを知っているわけでは無いが川下の住民の認識の乖離に愕然とした。   | 県外       | 男   |
| 25                     | 3    | 「桂川・相模川流域協議会」と言うのがあるが実効性と実態が見えない。  | 県外       | 男   |
| 30                     | 3    | 水資源にかかわる「川上～川下」の交流をもっと計ってそれぞれの水とのかかわりをもっと身近に感じさせる必要がある。  | 県外       | 男   |
| 57                     | 7    | 県内、県外合わせて、この実態をはっきり、わかりやすく資料をつくり、公開し、上流にも下流にも住む人々に知らしめてほしい。我々は水道水は安全で、そのまま飲んでよいと思っている。しかし、その安全な水のためにダム上流での下水の管理に大変なお金がかかることを理解し、また、自ずからの行動に水を大切に扱う気持ちを持つことを、教育して欲しい。“水源地域の水質保全”に重点を置くこと賛成します。そこでこうした考え方を浸透させるために、もっと交流を行うべきと思います。(官、民共に)また、県とか、市とかのワケを取り払って重点施策としてやるべきと考えます。現実には、環境ホルモンや微生物などの問題が切迫しているはずですので速くやるべきです。私は森林ボランティアの一員です。5000人からの登録があると聞きます。また地域でも会に入り近くの山へもでかけますが、まったく山、湖も汚れている、荒れている状態です。なんとかしたい思いです。 | 横浜市      | 男   |
| 64                     | 8    | 県外上流域からの汚濁負荷があるとすれば、山梨県に申し入れを行い、早く改善をさせるべきで、県外だから思うように進まないということがあるとすれば、場合によっては経費の一部を県(企業庁)が負担することも考える必要があるのではないのでしょうか。   | 小田原市     | 男   |
| 78                     | 11   | 相模川水系を考えると、県境を超えた「流域」が欠かせない視点と考える。酒匂川の場合も静岡県の上流部と一体になった施策が必要と思う。   | 二宮町      | 男   |
| 151                    | 23   | 水源地域の住民と都市住民・下流住民との問題の共有化、協働体制を築くことが必要であるが、電源3法や水源開発諸法などなどによって、水源地域での制約とともに振興策もさまざま講じられている。それらの実態や現状などについての情報も含めて広汎な議論をすることによって、相互理解を深めることが必要と考える。   | 横浜市      | 団体  |
| <b>水の効率的利活用に関する取組み</b> |      |  |          |     |
| 8                      | 1    | 都市水源のひとつとして重要な雨水・中水などの利用に関しては、減税・補助制度などを設け積極的に推進する。  | 横浜市      | 団体  |

骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番  | 收受番号 | 意見   | 住所地(市町村) | 性別等 |
|-----|------|--|----------|-----|
| 19  | 2    | 飲用水と雑用水の2系統の給配水網の設置が考えられないか。家庭生活のスタイルの変化にともない、家庭での水の使用量は増加している。水洗トイレ、自動式洗濯機、食器洗い機、浴場水等々雑用水は増えており、これらに浄水コストをかけた、現在の上水を使用し続けることには無駄がある。源水の水質悪化は水源地の開発と共に進み、浄水コストはさらに上昇すると思います。このあたりで、給水を飲用水と雑用水の2系統に変えるという根本的な考え方の変化ができないだろうか。現在の給水網を飲用水として、新たに雑用水の給水網を設置する考えです。雑用水網が出来れば、水のリサイクルも楽に出来る筈です。セーリングヨットで雑用水に海水を使用した時は飲用水はそれ以外の1%程度でした。 | 横浜市      | 男   |
| 50  | 6    | 水の効率的利用も自然を雨水貯層に出来ないか、例えば、田んぼを利用する、川を利用する(浸透をよくする)相模平野の地下は砂泥層が多く、もし、相模平野を地下水源槽と考えれば相模湖より多い水量となります。   | 鎌倉市      | 男   |
| 70  | 9    | これは海側の山側への協力？都会のミニダム建設。雨水の有効活用。駐車場の地下空間利用での10トンドム。水洗トイレは中水(雨水)利用。<br>資料4 水洗トイレ用雨水利用システム  | 鎌倉市      | 男   |
| 146 | 22   | 水にもリサイクルの思想を取り入れたらどうか？<br>最近一部の事業所では取り込んだものはすべて有効に利用し外にゴミを出さないゼロエミッションシステムを構築していると聞いている。行政も市町村の単位でゼロエミッションに取り組んではどうか。  | 相模原市     | 男   |
| 198 | 32   | 節水の推進<br>CO2削減に協力を！と広く県民に説明が一番 節水はむずかしい問題ですね。企業庁水道局としては1m3でも多く使ってほしいし、県民としてはなぜあまるほどある水を節水するの…ということになる。今だからこそ「節水は地球温暖化防止の一役を担っている」上から数字的資料をもって節水を県民に訴えていったらどうでしょう。「あなたが年間0m3節水したら森林0ha分と同じにCO2削減に協力していることとなります」…とか。   | 相模原市     | 女   |
| 226 | 38   | 上記に加えて、雨水とか、再処理水の再生・利用をもっと考えないと使用する水が不足しよう。本県だけを考えると水の量は充分と考えるべきでない。また、水質の悪化ということはどこか無理がないか？   | 横浜市      | 男   |
| 245 | 40   | 水の節約者に優遇策がほしい。幼稚園の時から水の大切さを教え、節水者を評価してもらいたい。   | 不明       | 団体  |
| 247 | 40   | 飲める水を流しているからコストが高くなる。中水を作る考え方が必要だ。都市部では雨水の利用を考えるべきだ。   | 不明       | 団体  |
| 248 | 40   | 飲料水、下水処理も含めCO2が問題になっている。米国の反対で京都議定書が載りきれぬか、難しい。環境問題は市民の協力が必要。県がリーダーシップをとって協力者には表彰制度を設けるようにしないと浸透していかない。水道料金が上がったのに、さらに税金を取るとなると大変だ。節水対策、助成金など個々に水は大切なものと認識できるよう、仕組みも変えていくように。  | 不明       | 団体  |
| 250 | 40   | 人間、資源を使いすぎる。水の節約は絶対必要だ。総量規制していくべきだ。風呂は毎日入らなくても3日に1回でいい。神奈川は水が豊富なものだから水を売ればいい。現状から見て水源環境税は難しいと思う。   | 不明       | 団体  |
| 251 | 40   | 太陽電気は補助金が出る。団地では水洗トイレの水は雨水を使えるよう補助金を出してはどうか。風力発電で、屋根パネルなど建設的なものには補助金を出すよう浸透してはどうか。“太陽水”で電気を節約したら使用量がおかしい、と東京電力から調べにきた。   | 不明       | 団体  |

骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番       | 收受番号 | 意見   | 住所地(市町村) | 性別等 |
|----------|------|--|----------|-----|
| 共通事項・その他 |      |  |          |     |
| 9        | 1    | 市民による廃棄物・水質・河川環境一般などに関する環境モニタリング体制を構築するとともに水環境オンブズマン・監査制度などを検討する。<br>①流域の小中高校生による環境教育の一環として環境調査活動を実施する。  | 横浜市      | 団体  |
| 10       | 1    | 市民による廃棄物・水質・河川環境一般などに関する環境モニタリング体制を構築するとともに水環境オンブズマン・監査制度などを検討する。<br>②リアルタイムの水質情報の提供(浄水・原水:水質年報だけではなく、HPなどで随時公開)。  | 横浜市      | 団体  |
| 11       | 1    | 市民による廃棄物・水質・河川環境一般などに関する環境モニタリング体制を構築するとともに水環境オンブズマン・監査制度などを検討する。<br>③市民も含めた委員会による「相模川白書」を毎年刊行し、水源環境の評価・記録を行う。   | 横浜市      | 団体  |
| 16       | 1    | 以上のような施策を踏まえ、「水源環境保全条例」を策定する。  | 横浜市      | 団体  |
| 33       | 4    | 森林の及ぼす漁業への問題についても言及すべきではないか。   | 藤沢市      | 男   |
| 48       | 5    | それと、定量面とは別に、水利用の立場から水量と水質が論ずる以外に、治水・情緒の面にももう少し触れたらと感じました。  | 県外       | 男   |
| 69       | 9    | 水源地の活性化都市(漁港)住民と水源地住民の定期的、継続的交流。ハードとソフトの組み合わせ。県教育委員会と7町村教育委員会の交流。総合学習の一環(体験、冒険学習)。<br>資料3 総合体験(冒険・環境教育)学習プログラム   | 鎌倉市      | 男   |
| 83       | 13   | 県民理解のための基礎情報の提供 本報告書がかながわの水問題の現状、課題及びそれに対応する施策のあり方をたたき台にふさわしく考え方のプロセスをまじえて、分かりやすく整理している点は評価したい。しかし、水問題は因果関係が複雑で特定の課題に対応するだけでは解決は難しく、多種多様な施策の組み合わせが必要となる。特に広く県民の理解と協力を得るためには、まず水問題の全体像を示す分かりやすい情報の共有が何よりも必要で、次の二つの資料の作成を要望する(いくつかの図表が載っているが十分でない)。  | 横浜       | 男   |
| 84       | 13   | (1)水系統、水質環境を示す図表 水源から、ダム湖、河川流域、河口、海域に至る絵図に、<br>①森林の保水量、地下水量、流域の流量、上下水道の入排出量、地下水量、海への流出量など主要区分毎の流入排出量を数値で表示(水の収支表)。<br>②主要河川の上、中、下流、ダム湖、地下水、上下水の入排出口、海域など、調査地点の水質汚濁状況を数値で表示。<br>報告書の指摘する「飲んでいる水がどこから来ているか、現地はどういう状況か正しく認識している都市民が少ない」(P6)という点もある程度解消されると思う。                               | 横浜市      | 男   |
| 85       | 13   | (2)水環境保全のための財政支出実績表 報告書は過去6年間の実績2140億円(年平均357億円、一般会計の4～5%)と示しているが、これには国及び市町村の直接支出は含まれていない。国、県、市町村の支出額をそれぞれ分けて総体の金額を示す方が、かながわの全体像がつかみやすい。又、用途を事業別に分類する場合、できるだけ報告書があげている課題・施策別とリンクさせた方が分かりやすい。<br>これにより「市町村の単独事業の把握不十分…水源環境を総合的に保全するため、事業を体系的に推進しようとする視点が十分でない」(p. 3)という報告書指摘にも、こたえられると思う。 | 横浜市      | 男   |

骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番  | 收受番号 | 意見  | 住所地(市町村) | 性別等 |
|-----|------|---|----------|-----|
| 86  | 13   | 課題解決のための多くの施策があげられているが、重要度及び緊急度に照らして、優先順位を設ける必要があり、森林整備と水源地域における生活排水対策の2つをとりあげたい。(注)「神奈川の水源環境を考える」シンポジウムにおける会場アンケート調査でもこの2項目が最高位を占めている。(県のたより4月号所載)   | 横浜市      | 男   |
| 116 | 17   | 水のテーマに関する現状認識は理解できますが、これまでの取組と評価は、P2の図表1のように体系的な整理をしっかりと見ないと、問題点の所在が明らかにならないと思われます。なお、水の安定的確保に関する課題はよく整理されています。   | 横浜市      | 団体  |
| 117 | 17   | 仔細に区分して記述されていますが、調査・検討の指摘が多いということは、取組方向性を未だ見出ししていないということでしょうか。また、P2の図表1との整合性ある具体的手法の記述がされていないのは残念です。  | 横浜市      | 団体  |
| 126 | 18   | 水に関する部分で、ダム集水域に5万人との記載に疑問があります。神奈川県民が5万人と想像しております。もし、そうであれば、そのように、本来は県を越えて集水域の人口を考慮することが大事なので、全体としての人口も同時に示すことが望ましいと思われます。  | 県外       | 男   |
| 138 | 20   | 水道事業についてだが、本年4月1日から公益的企業の電気・ガスの各会社は、円安、原油高にもかかわらず、料金の値下げをしている。近い将来水道事業も民営化に向けた対策を取るべきと思う。競争原理を導入して経営の健全化、透明化を図ることが大切と思う。  | 平塚市      | 男   |
| 139 | 20   | 県は水道の安定的、安全性の高い、そして美味しい水の供給を監視し、加えて、環境のあり方等を企画し、投資する方法を探ることがより有効な水需要のバランスがはかれるのではないか。   | 平塚市      | 男   |
| 140 | 20   | この資料からは利用する水量やその単価について、近隣の都市や県とどのような有利さや不利さがあるのか知ることが出来ない。是非とも県民として誇りをもって水を大切にしていくための基本的なデータの提示をしてほしい。  | 平塚市      | 男   |
| 145 | 22   | 水源地域総合計画はできているだろうか？<br>水を消費する地域に都市計画があるように、水源地域にも水源地域計画があるべきである。それは空疎な美辞麗句を仰々しく並べたものでなく、また具体的内容がせつかく述べてあってもこまごまと全体が見えないというものでなく、科学的データを引用し総合的・具体的なビジョンを誰もが描くことのできるものであってほしい。そのためにもまず県の境界をとっぱらった計画を立ててほしい。 | 相模原市     | 男   |
| 147 | 23   | 「水源地域の水質保全に重点を映すべき時期にある。(3頁)」とあるが、水質の保全に関して検討するのであれば、河川の流量・水循環について広く検討し、対策を行うことを明記するべき。あるべき水循環の保全については国でも横断的取り組みが行われている。  | 横浜市      | 団体  |
| 148 | 23   | 「事業を体系的に推進しようとする視点が十分ではない(3頁)」とあるがその通りである。行政の組織を越えての取り組みがあった上で初めて、県民を巻き込んだ取り組みを推進できると考える。関係自治体・機関との連携も重点的に視野に入れるべき。   | 横浜市      | 団体  |
| 168 | 27   | 森林の荒廃、ダム湖の堆砂の進行、水源地域の生活排水対策の遅れがあげられているが、これらに対する一時的な費用、継続的な維持費用についてなら見積られていない。   | 横浜市      | 男   |

骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番  | 収受番号 | 意見   | 住所地(市町村) | 性別等 |
|-----|------|--|----------|-----|
| 170 | 27   | 水について言えば、骨子案では過去6年間、県は水源環境の保全に年平均357億円を投入してきたとしている。所轄の環境農政部の年度予算はおよそ400億円であり、例えば、本年度の当初予算では、水源、林業などに関する予算は、一般会計、特別会計合わせて約86億円程度である。357億円の内容をはっきりしてほしい。   | 横浜市      | 男   |
| 171 | 27   | 水源環境だけについて言えば、本専門部会があげている森林の荒廃対策、ダム湖の堆砂対策、水源地域の生活排水対策を行うなら、それにかかる一時的費用、維持費用が示されていないが、水源環境保全に年平均357億円も投入しているのなら、その配分を適切にすれば、現状の財源で十分可能ではないだろうか。   | 横浜市      | 男   |
| 175 | 28   | これまでの取り組みと評価 これまで神奈川県が水源環境の保全に使ったお金が、平成8年度から6年間で総額2,140億円、県予算の4～5%とは驚きである。果たしてこれだけの費用を使って、その効果は如何ほどであったのであろうか。私の身近な里山の杉・檜林を見ても、ただ従長するだけで、ここ数十年手が加えられた形跡もない。果たしてこの莫大なお金はどこへ使われたのであろうか。  | 秦野市      | 男   |
| 179 | 29   | 一例として、神奈川県海岸美化財団の呼びかけで清掃に参加して感じるのは、多様なゴミの処理や不法投棄、汚水の流入の問題など汚す側の解決が複雑で、海岸清掃活動の実効もあがりにくい。水源林から河川、地域の生活、海までの水系を総合的に、水量、水質、流速、ゴミなど、データを蓄積して予知予防のシミュレーションに活用していくと共に、環境保全作業に参加し満足感を分かち合う、環境連鎖(人が環境を育て、環境が人を育てる)の野外実践を望む。安心と安全への配慮を担う行政、コーディネーターとして技術指導にあたる専門家や業者、地域のグループや学校など、が協力するパートナーシップを育てたい。特に、小、中、高校の体験学習に関して、ネットワークでの連携、老若広くふれあえる人間関係の相互学習など、税制以外にしくみの発想を促す論議もしていただきたい。 | 横浜市      | 女   |
| 185 | 31   | 「1. 現状及び課題」の分析に大きな欠陥と誤りがある。このため、神奈川県これまでの水政策及び森林政策(共に長期の)に関する重大な誤りが指摘されていない。過去の政策への根底的な批判反省を踏まえていないので、世界史的な価値転換を求められている時代に、事実を直視して政策転換もなすべき発想ももたずに骨子案が書かれている。このような認識では、税制についても、これなら危機的な水環境・森林環境が救えるという希望を県民がもてるような財務保障(税制はその一端)を発想することができない。発想の転換こそ必要である。  | 逗子市      | 男   |

骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番  | 收受番号 | 意見  | 住所地(市町村) | 性別等 |
|-----|------|---|----------|-----|
| 186 | 31   | <p>神奈川県は昭和42年の大渇水期に、京浜工業地帯の空前の高度成長期を迎えた。このため、長期水需要予測を極端に過剰に読み誤り、当時の大ダム建設をテコにした土建国家成立(ゼネコンと政治の強固な癒着)の一例として、建設省の水官僚に誘導された宮ヶ瀬ダム開発と相模川の高度利用を推進した。— 僅か5年後には石油ショックに遭い、高度成長の神話が地に墜ちたにもかかわらず、一旦予算化されたダム事業は調査の段階から引き返す決断がなされなかった。</p> <p>宮ヶ瀬ダム開発も高度利用も、もはや科学的根拠を失っていたため、昭和50年の知事選挙ではダム見直しが争点となり、見直しを公約した長洲知事が当選した。この時が、開発を中止すべきチャンスであった。県議会ではダムが既に不要だと烈しい科学的論争が繰り広げられた。しかし建設省の圧力で、長洲知事は公約を破棄してダム建設に踏み切り、それ以後、神奈川県はむしろ水の過剰に悩みながら、計画の撤退や縮小に方針転換をする機会に目をつぶり続けた。</p> <p>昭和56年県議会では、水余りの実情と過剰な水需要予測から、宮ヶ瀬ダム開発用水は高度利用消滅後の寒川取水堰から取れば良く、社家取水堰(相模大堰)建設は二重投資になるのではないかと問詰され、長洲知事は検討すると答えたが、検討も撤退も指示しなかった。そればかりか、知事は「水需要の必要性からではなく、経済的波及効果が大きいという理由だけでも、宮ヶ瀬ダムは造る価値がある」と語っていた。</p> <p>平成13年4月宮ヶ瀬ダムを供用開始した時には、ダム開発水全部を取水するために建設した相模大堰は恒久的に1/2以下の取水しか行わない事業に変更されていた。当初からそのような計画ならば大堰自体が不要であり、相模川中流域の自然(絶滅危惧種が73種も発見されている)は自然のままに保全されたのだ。—このような水政策の過誤の結果が相模川の水に関する現状なのに、この点にいっさい触れずに、「水に関するテーマ」現状と課題を書き記す無責任さは一体何であろう。</p> | 逗子市      | 男   |
| 188 | 31   | <p>こうして宮ヶ瀬ダムと関連施設の全体で1兆4,000億円(給水施設と企業債利息を含め)の巨額が、無駄な上水道計画に使われ、言い換えれば環境破壊のために費やされてきた。この「ムダな水政策」と「マイナスの環境政策」を、事実を直視して明晰に総括し、誰の責任かを県組織として確定し、その責任を取り、行政計画策定に有責制を明確にし、計画の合理性と科学性が政治と経済への配慮から歪むことのないチェック体制を確立し、長期的行政計画の透明度を高め(透明度を阻害している国の指導と干渉を排除し)、ローリング修正をNPO・NGOに点検させる制度を整え、このような合理的体制の実現を妨げる縦割り行政組織に拘束されない知事直属の新行政システムを創造する必要がある。</p>  | 逗子市      | 男   |
| 189 | 31   | <p>環境政策の最重要ポイントは、目に見える目標の設定である。宮ヶ瀬ダムと一連の施設による相模川流域環境の破壊(誤った県政策による破壊行為)を回復すること以外に目標はない。そして、この目標は環境に対する神奈川県の補償義務と考えるべきである。</p>  | 逗子市      | 男   |

骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番  | 收受番号 | 意見  | 住所地(市町村) | 性別等 |
|-----|------|---|----------|-----|
| 190 | 31   | 水政策は、土地政策・人口政策と並んで、県の総合計画の基礎的条件をなし、県土形成の基本とする基礎数値である。それが政治・経済上の思惑によって歪められて合理性と科学性を捨てたために、相模川に多大なダメージを与えた。100%誤った県政策の結果を補償し、回復させる財源をどこに求めるのが合理的か、と考えるべきである。一口に言えば、この誤りは、過剰な水需要を架空のフィクションとして構想し、それに多大な県税と間接県税(水道料金)を県民に支払わせたのである。そのムダな支出は、知事の語ったとおり、多大な経済的波及効果のために使われた。最大の受益者はゼネコンと銀行であり、最大の被害者は県民と自然の動植物である。この基本的構図の枠内で、回復のための責任者と財源とを考える必要がある。さもなければ今後尾を引くモラルハザードをつくってしまう。<br>具体的に言えば、相模川の中流域の環境回復のキイは、相模大堰のゲートを開けて川の流れを再生することである。いかに長期間かつ長時間流すか、を最優先して河川回復計画を樹立しなければならない。そのためには、取り立てて新たな財源は要しない。(財源がなければ環境回復・環境保全ができない、という発想自体が歪んでいる)。 | 逗子市      | 男   |
| 191 | 31   | その政策転換のためにも、根本的な合理化として水道企業団の廃止が必要である。企業団は相模川水系建設事業2期の凍結によって、全ての施設建設事業を終了した(相模原浄水場の増設で完了)。給水調整には企業団のごとき大組織は不要であり、一部事務組合を解散して四大水道に還元した上で、コンピュータ上で調整協議すれば済む。少なくとも人件費53億円/年や企業債買替による支払利息(現在170億円/年)の半減は期待できる。これによって、「黒い財布」と異名された企業団が計画過誤の責任を取ることもなる。<br>相模大堰及び寒川堰の運用が四大水道に返還されれば、柔軟な運用調整ができて、寒川堰をフル運用することで相模大堰のゲート開放を可能な限り長期間・長時間図ることができ、中流域の自然回復は目覚ましく進むであろう。  | 逗子市      | 男   |
| 199 | 33   | 水に関するテーマの現状及び課題に関して非常に良くわかりました。早急な対策が必要であると思います。また、私たちも良く理解して協力して行かねばと思いました。  | 藤沢市      | 不明  |
| 204 | 33   | ○ 神奈川県では、今まで宮ヶ瀬ダム建設に何年かけてこられ、どのくらいの税金を使ってこられたのか聞きたい。<br>○ 宮ヶ瀬ダム建設費は終わった。今この費用建設費はどこに使われているのか聞きたい。<br>○ 県の知事を初め、職員全体の賃金の公表をお願いしたい。(例)15年前、10年前、5年前、現在<br>○ 民間にできるものはできる限り民間に任せる。今までしなくても良いことをやり過ぎたのではないか。  | 藤沢市      | 不明  |
| 237 | 40   | 昔から水利権が問題となっている。そのことに県は触れたがらない。これを解決しなければ意味がない。芦ノ湖も水利権で一滴の水も使えない。しかし洪水対策から潰すわけにはいかない。   | 不明       | 団体  |
| 239 | 40   | 逗子、真鶴、三浦では最近、山の緑が豊富になってシラスが採れるようになり、新しい産業にならないか、という話が進んでいる。   | 不明       | 団体  |
| 246 | 40   | 横浜市では防災用とはいえ水を売っている。県はそのような水を売る考えはないのか。   | 不明       | 団体  |
| 249 | 40   | 人間、水と空気はタダと考えられてきた。どこをどうしたらいいのか仕組みを考える時期に来ていると思う。   | 不明       | 団体  |
| 258 | 40   | 皆さんも自分の家庭の水道料金、使用量のデータ集めからやってほしい。   | 不明       | 団体  |

骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番          | 收受番号 | 意見  | 住所地(市町村) | 性別等 |
|-------------|------|---|----------|-----|
| 267         | 42   | 水源環境保全に関する県民意識が一番問題である。すべてのスタートのテーマであり、県民の意識を高めていると税制の問題も理解を得られない。例えば、横浜市の鶴見川の水が70%程度(?)は、実は、相模川の水が上水・下水・河川のサイクルにより鶴見川に流れ込んでいる事実を横浜市民にもっと知らせるべきである。そのためには、市民団体をまき込んで、情報の整理と開示とに取り組むべきだ。   | 横浜市      | 男   |
| 274         | 44   | 水に関する現状認識については、私たちも同様と考えます。   | 横須賀市     | 団体  |
| 281         | 45   | 4つの湖を持つ神奈川県は、水の宝庫で全国に自慢している。しかし、神奈川県が他へ流出して企業収入が著しく減り、湖を維持することが至難になった。そこで水源環境税をと計画するに至ったように思われる。税込アップとして当然かもしれないが、県は自慢の水に対して余りにも大事にしていないように思う。神奈川県の水は昔からきれい、うまいが定評だった。それが昨今、まずいという声が聞かれる。これでは自然の恵みを大事にせず、湖へのたれ流し、廃棄物、山のごみがそのまま湖に流入しているのではないか。   | 横浜市      | 男   |
| 287         | 45   | 水源環境税を作るなら、水源地から×キ四方、汚染物質が水源地に流入しないよう環境整備が必要だ。住居に下水設備を、また水源地周辺には工場を設置しないこと、美しい神奈川を守るための新税なら、そのように県土保持にも力を入れなくてはなるまい。ここは民有地だから、あそこは国有地だから“物が言えない”というようでは困る。税金を取る、とハラを決めたら、すべて並行して環境問題も押し進めてほしい。  | 横浜市      | 男   |
| <b>税制措置</b> |      |   |          |     |
| 7           | 1    | 水源環境保全に貢献した事業者には減免措置を設けるほか、認証制度なども検討する。   | 横浜市      | 団体  |
| 17          | 1    | などの施策を実現するための財源として法定外目的税・「水源環境税」を創設する。  | 横浜市      | 団体  |
| 29          | 3    | 横浜、川崎、横須賀が水源環境税に理解を示さないと聞いている。川下住民のエゴ。  | 県外       | 男   |
| 47          | 5    | 水源保護には大賛成ですし、骨子案も全体的に要点を捉えていて結構と思います。ちょっと感じたことは、生活環境税を設けるとしたら、もう少し定量的な表現が無いと説得力が無いのではないのでしょうか。今までこれだけの費用をかけてきた(利水者の分がわからない)が、さらにこれだけのことをやりたいがこれだけの費用がかかる;これだけのことをやるとこれぐらいの効果がある;あるいは今までの費用だけだとこれぐらい環境が悪化することが予測される、……というようなことを示さないと納得しない人が出るのでは。教育、あるいは小学生の現地見学など、効果がカネに換算できない部分もそれなりに支出の面で明らかにすべきだと思います。定量的な説明が上手に組み立てられていないと、取りやすいところから金を取るといった印象を与えかねない。大学が学生を集めるためにやたら「環境」という文字を入れた学部、学科を設けているように、環境とうたえば県民も誤魔化せると考えていると取られないようにするには、単に環境保全の重要性を訴えるのではなく、どうしても税金を充てる必要性があるのだという説得力が要ると思います。そのためには、説得できる程度の定量的枠組みがいるのではないのでしょうか。環境への理解が高まったとはいえ、上・下流間の住民の感覚の違いは歴然とあります。おまけに税を取るとなるとその違いが浮き彫りになるような気がします。 | 県外       | 男   |
| 52          | 6    | 財源の考え方はいろいろあるが、グリーン税としてポイントを絞って考えるべきだと思います。いま神奈川県の水質源は不足していないと思います。むしろ水源地域の保有林確保と生活排水の処理処分が急務だと思います。  | 鎌倉市      | 男   |



骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番 | 收受番号 | 意見   | 住所地(市町村) | 性別等 |
|----|------|--|----------|-----|
| 66 | 8    | 森林を保全することは非常に重要なことであるので、例えば、森林の保護に影響を与えるような道路では、ディーゼル車の通行を規制するとか、森林保護のための目的税として、一定の税を徴収することも考えてよいのではないのでしょうか。  | 小田原市     | 男   |
| 74 | 11   | 研究会の検討結果を踏まえて、「生活環境税」を県民に理解を求めるためには、次の視点が必要と考える。<br>1. 専門部会はその設立の趣旨からして、「始めに税ありき」という出発は止むを得ないものとするが、広く県民の理解を求めるには、「課題」-「施策」-「費用」-「財源」という流れで説明することが大切ではないのか。  | 大磯町      | 男   |
| 75 | 11   | 研究会の検討結果を踏まえて、「生活環境税」を県民に理解を求めるためには、次の視点が必要と考える。<br>2. 「公共事業」という名の下に、納税者が納得出来ない環境破壊が一部で行われていることは広く知られている。だから生活環境税の用途に、「この課題、その予防に」、「いくらあれば」、「何が出来るのか」というメニューを市民に発表して県民の選択を得る、という展開になれば「生活環境税」への賛同が得られやすいし、県民参加の理念に適った、民主的な手続きであると思う。 | 大磯町      | 男   |
| 76 | 11   | 研究会の検討結果を踏まえて、「生活環境税」を県民に理解を求めるためには、次の視点が必要と考える。<br>3. 上記の根拠例示として、「県は水源環境の保全に年会計予算の4～5%に当たる360億の事業をおこなっている」「個々の事業は必ずしも環境保全の目的で実施されたものでなく」「水源環境を総合的に保全するため、事業を体系的に推進する視点が充分でない」(3頁)との指摘がある。   | 大磯町      | 男   |
| 77 | 11   | 「生活環境税制」のアップールには、それなりの総合的・体系的な事業展開の青図を示すことが無ければならないでしょう。   | 大磯町      | 男   |
| 92 | 13   | 報告書で全体的な財源対策にふれていないまま、直ぐ税制措置の検討に入っているのは適当ではない。施策遂行のための所要資金の見積もり、及び調査方法を検討した上で、財源の一部として税金を取り上げるのが筋ではなからうか。  | 横浜市      | 男   |
| 93 | 13   | (1) 所要資金の算定 前記1-(2)の財政支出実績に対し、新しい施策を加味した場合、所要資金がどれだけ増えるか、事業別に算定する。事業内容、によっては県単独のほか、国、市町村とも分担できるものもあり、それぞれの分担額を含め試算する。もちろん、各主体間の調整、合意は必要である。  | 横浜市      | 男   |
| 94 | 13   | (2) 県の財政負担 通常経費の圧縮、環境優先の事業への組替え、グリーン地方債の発行など、あらゆる財政努力を払った上、不足分を新税で賄う方針をたて、税制のあり方の検討に入るべきではなからうか。   | 横浜市      | 男   |
| 95 | 13   | (3) 市町村の財政負担 ダムの新設工事は当分ないとしても、ダム湖の堆砂除去、水質保全対策(富栄養化防止)事業が増えれば、市町村の水道会計の分担金も増加する。それに伴い、利用者の水道料金値上げも免れないため、より合理的な料金体系の改正が要求されるであろう。   | 横浜市      | 男   |
| 96 | 13   | 財源対策は県民サイドからみれば、税金の負担増加のほか、水道料金の負担増にはね返る面もあり、単純な税金だけの増加に終わらない点も十分留意しなければならない。  | 横浜市      | 男   |
| 97 | 14   | 水道の水質改善になる施策については水道料金に上載せする。ミネラルウォーターの購入状況からみて県民の理解は十分に得られる。   | 茅ヶ崎市     | 男   |

骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番  | 收受番号 | 意見   | 住所地(市町村) | 性別等 |
|-----|------|--|----------|-----|
| 103 | 15   | 水源環境を保全するためには、前述の考え方から「法定外目的税」としての負担が最も見えやすく、具体性があり、水循環に対する実感が得られると思う。   | 横浜市      | 女   |
| 118 | 17   | 施策を促進するための種々の記述がされているものの、環境保全等に係る①責務における行政、事業者、住民、地域のそれぞれの分担の視点、②費用負担する側の負担環境、意欲、能力等の視点及び③産業経済活動の活力の視点が欠けているように思われます。  | 横浜市      | 団体  |
| 119 | 17   | 税制措置等については、特に、税制の簡素性について、どのように考えているのかが不明です。  | 横浜市      | 団体  |
| 120 | 17   | 「施策による受益特定のものに限定されるならば、手数料・使用量等によって負担されるべきである。」とする点については、水の場合、その多くが特定の者にされると考えられることからして、共感できます。  | 横浜市      | 団体  |
| 130 | 19   | 水道利用者負担ではひろく県民で負担すべきであり、企業のみ負担は公平性に反する。(東京都の銀行税でも東京地方裁判所で敗訴している。)  | 横浜市      | 男   |
| 159 | 24   | 県が検討している水源環境税について、水道料金による特別徴収は行わないこと。水源環境保全施策の強化・推進について、県民の参加と十分な理解を得たうえで、必要な財源確保については、一般行政経費で行うこと。  | 横浜市      | 団体  |
| 160 | 25   | 県が検討している水源環境税について、水道料金による特別徴収は行わないこと。水源環境保全施策の強化・推進について、県民の参加と十分な理解を得たうえで、必要な財源確保については、一般行政経費で行うこと。  | 横浜市      | 団体  |
| 196 | 31   | 単に地方税の対象拡大を工夫したり、税制措置のアイデアを募集するような発想では、20世紀の破壊の限りを尽くしてきた自然生態系を回復させる手法は見つからない、ということを経験に銘じるべきだ。  | 逗子市      | 男   |
| 210 | 34   | なお、緑の環境保全のための里山林復旧の重要性を過小評価するつもりは毛頭ないが、その復旧は環境税の対象外で可能と考えている。  | 横浜市      | 男   |
| 212 | 34   | 「環境税」は、対象とする県民の共有資産と位置づけ、そのさらなる荒廃を防止しつつ整備・保全するための、受益者たる県民一致の参加を基本理念とするものでなければならない。   | 横浜市      | 男   |
| 213 | 34   | その(環境税の)新設には、環境保全の各分野ごとに用途の明記となる長期計画の提示を条件に賛成である。  | 横浜市      | 男   |
| 214 | 34   | 徴収の方法は専門部会で練り上げていただきたいが、広く薄くが前提の法定外目的税が望ましい。水源林整備・保全のための徴税については、すでに他県にて先行実施もあり、4月21日(日)読売新聞掲載記事などは参考になり得る。そして、本税制実施にあたっては、まず期間10年程度の時限制度で出発、以後見直し継続とするべきである。 | 横浜市      | 男   |

## 骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番  | 收受番号 | 意見  | 住所地(市町村) | 性別等 |
|-----|------|---|----------|-----|
| 219 | 35   | 施策を推進するための税制措置等<br>環境の一語は目新しいように見えるが、県民の命を守るのは県政の第一の責務であり、水と大気は人間の命にとって第一に必要なものである。そうしたものの保全がなぜ、一般税からはみ出し、特別の税として新設されねばならないのだろうか。最近、県西部では河川周辺に、いかにも不要、有害無益と思われる土木工事が見られるが、こんな無駄遣いをする費用があるなら、真っ先に水や大気、自然保全を、広い視野で捉え、実効のある施策に使ってほしい。そのためにももっと地域の実態を、現場に出て確かめて、部署の縦割りを排した総合的な施策を打ち出してほしい。  | 県外       | 女   |
| 220 | 36   | 水源環境の保全の議論より、新たな財源確保、そのための税制措置、税の導入の議論が先走っている。まずは、水源保全の具体的な取り組みの必要性、そのためのコスト、現状の財源の有効活用の見直し、行財政改革の議論を徹底的に行うのが先である。新税制として法定外目的税を評価されておられるようだが、それを神奈川県のみに取り入れるのは、国や他の自治体との整合性がとれているとは思われない。以上の理由から新たな税導入前にすべきことがあり、導入には反対である。   | 横浜市      | 男   |
| 236 | 40   | 神奈川は水が豊富・4つの湖を抱えているが、最近企業が不況で県外へ流出、税収も減っている。売れない水、ダム維持から新しい税の対象に「水源環境」を県は目をつけたのか。   | 不明       | 団体  |
| 238 | 40   | 相模川河口、酒匂川河口で漁業によって生活している業者に応分の税負担をしてもらいたい。  | 不明       | 団体  |
| 255 | 40   | 水源環境の新税は県民にきちんと訴えることが大事だ。県民は新税にほとんど無関心だ。  | 不明       | 団体  |
| 268 | 43   | 水は基本的な生活基盤(インフラ)であり、その確保、維持等にかかる経費は基本的に県民税(国税も当然含む)として納めている。基本的な税のあり方として考えるべきではないか。新しい状況を踏まえ、追加、目的税を広げていくのは極めて問題。   | 横浜市      | 女   |
| 269 | 43   | 津久井湖のアオコの話も出ているが、10年、20年前からとのこと。基本的な命題として考えるべき。県税収入が落ちているから、取れるところからとる＝一般県民というのは、「水」という必要不可欠なものからいっても納得できない。  | 横浜市      | 女   |
| 270 | 43   | 大気は国とも連携して考えるというが、そのこと自身はそうだと思うが、何故「水」は県なのか。何のために税金を納めているのか。税の基本ではないか。  | 横浜市      | 女   |
| 280 | 44   | 上記施策を推進するには当然財政面での裏付けは必要であると考えます。その裏付けとして、「一般財源による組替え」「水道料金による対応」「新たな税制措置」などが挙げられていますが、方法論は別にして一定の県民負担は必要だと考えます。しかし、その中で、水道料金の負担という考え方は、やはり問題があると考えます。つまり、ダムや森林の恩恵に与っているのは、県民そのものであり、県民税という徴収方法があるのに、他の物に対する特別徴収という考え方には賛同できません。また、ダムや河川の水利権に対してのみへの課税という考え方は、水道事業者だけでなく、農地水利権や河川維持用水への課税も当然必要です。農地水利権は対象者がいますが、河川維持用水は県民全体のものであり、課税対象にはなりません。したがって、県民全体への課税を考えれば、県民税の枠の中で対応することが望ましいと考えます。 | 横須賀市     | 団体  |

骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番        | 收受番号 | 意見  | 住所地(市町村) | 性別等 |
|-----------|------|---|----------|-----|
| 282       | 45   | 水源環境税を徴収するなら、なぜ徴収しなければならないか、を明確にしなければならない。① 企業努力によって、おいしい水を維持する。② おいしい水を全国的に売り出し企業収入を補う。③ 税金は、とくに庶民、1戸当たりの税を軽減し、企業や個人でも自動車や営業用など水を多く使用する者に対しては別途徴収する。   | 横浜市      | 男   |
| 283       | 45   | 水は県民みんなのもの、という考えを持ち、山に出入りする人たちに水の大切さをアピール、ごみや廃棄物を放置しないよう心掛けさせる。きれいな湖の保全のために断固厳しい姿勢を示す。それぐらいにしないと、おいしい水は確保できないし、税を徴収する意味がない。今まで通りの施策であるなら水源環境税を徴収することに対して県民の理解は得られないのではないか。  | 横浜市      | 男   |
| 288       | 45   | 新税導入にはじっくり時間をかけて県民のOKがでてから実施してもらいたい。中途半端な説明では県民は承認しない。  | 横浜市      | 男   |
| 大気汚染対策    |      |   |          |     |
| 自動車交通公害対策 |      |   |          |     |
| 38        | 4    | 低公害車への買い換えについては、ユーザーが積極的に代替えを進めるような、斬新な買い換え誘導策が必要。  | 藤沢市      | 男   |
| 39        | 4    | 硫黄分の低い軽油の導入が2003年に早まったため、触媒を利用し、それほどPMの除去率が優れていない、値段が安いDPFが出回る可能性がある。結果、新型車への代替えが進まず、中長期的にみると環境の改善が進まなくなる場合が出てくる。行政にはDPFの認定に当たっては慎重に対応してもらいたい。  | 藤沢市      | 男   |
| 42        | 4    | CNG車については、イタリアでは45万台、アルゼンチン30万台と普及している。天然ガスは経済的にも安価であり普及の可能性があるが、車の価格が1.5倍程度とする。数がまとまってくれば値段を引き下げることが出来る。   | 藤沢市      | 男   |
| 43        | 4    | まずは、交通流対策など、総量を規制しなくては、単体規制をいくらやっても効果は上がらない。  | 藤沢市      | 男   |
| 44        | 4    | 不法改造車などの取り締まりを強化すべき。一台の不法改造車が黒煙をまき散らすだけでディーゼルエンジンのイメージは相当悪くなる。ヨーロッパでは警察官が整備不良の車を止め、はがきを渡し、整備工場に印をもらって警察に提出するなど徹底した取り締まりを行っている。  | 藤沢市      | 男   |
| 58        | 7    | 私が最も重要だと思うのは、自動車の排気対策である。それも、中古車である。なぜ野放しにするか。これだけ中古車が出回るようになってこれら対策(発生源対策等)かされないままである。自動車メーカーは新しい対策を新車に盛り込んでいいるが、中古車は、そのまま、消えるのを待つということか？触バイ方式にし、何か、装置をつくり、後付けして、汚染、有害物質を少しでも減らすということをやるべきだと思います。これは税制とどうからむか、ちょっと難しい問題かもしれません。  | 横浜市      | 男   |
| 165       | 26   | 自動車と言えば、自動車交通一辺倒の交通・輸送システムを転換し、公共交通を基本に、移動・輸送手段として海運、鉄道、自転車、徒歩をバランス良くシステム化する。居住生活圏と輸送圏を分け、居住生活圏は公共交通を基本とし、徒歩・自転車を多用し、自動車交通の絶対量を削減する。その際、モーダルシフトやパークアンドライドの手法、高松市で行っているレンタサイクル、シアトルで行われているダウンタウンの無料パスの運行などを検討する。輸送圏では、トラック輸送だけではなく、鉄道貨物輸送、海運などを併用する。トラックは低公害型へ順次転換、ディーゼル車はSPM除去装置を義務付ける。 | 横浜市      | 男   |

骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番      | 收受番号 | 意見   | 住所地(市町村) | 性別等 |
|---------|------|--|----------|-----|
| 285     | 45   | 神奈川県はこれまでもあまりにも国のいいなりになってきたと思う。高速道路は今ではなくてはならない都市交通だが、車社会だけ発達させ、神奈川は東名の中央・地方への通り道。果たして税金を道路公団からどれだけ受けているのか、と思うほどだ。   | 横浜市      | 男   |
| 286     | 45   | 高速道路を造るとき、余り深く考えず造ったように思える。とくに横浜駅付近は全く都市美観を壊してしまった。この狭い日本、どうして車を自由に走らせるのか、昔のカゴ、飛脚とまではいわないけど、車制限、道路規則があつていいのではないか。都心は大型車を走らせないことぐらい即実施してもらいたい。県庁前を大型車が我が物顔に突っ走っている姿勢は大都市の姿といえない。  | 横浜市      | 男   |
| 地球温暖化対策 |      |  |          |     |
| 41      | 4    | 地球温暖化の問題、化石燃料の問題からは、ディーゼルエンジンは優位であり、事実、欧州ではディーゼルエンジンは地球温暖化の観点から注目されている。中長期的に考えていかなければならない。   | 藤沢市      | 男   |
| 141     | 21   | アイドリングストップについて触れていないように思います。アイドリングストップは県条例で定めていますが、実際にアイドリングストップをしている車は数えるほどしか見当たりません。もちろんアイドリングストップと税制をかみ合わせることは難しいと思います。しかし、神奈川中央交通のバスは、停車中はアイドリングストップに協力しております。明らかにアイドリングストップに協力していると認められる場合は、その企業に対する事業税を減免するというので、アイドリングストップの輪を広げられないものか。自動車が停車中は自動的にアイドリングストップを行う仕掛けはないのでしょうか。もし、この仕掛けがあるならば、この仕掛けを取り付けてある自動車の自動車税は減免措置をする。仕掛けを取り付けていない車は自動車税の税率を高くするというような措置を講ずる。低公害車、ディーゼル車の普及について諸所でのべられておりますが、低公害車、ディーゼル車に切り替えれば、アイドリングをストップしなくても支障なくなるのでしょうか。骨子案にアイドリングストップが全く見当たりませんので、なぜだろうと気になって書き添えました。 | 大磯町      | 男   |
| 166     | 26   | 温暖化対策は、あらゆる分野で資源・エネルギー消費を削減することを前提に、公共事業部門、産業部門、輸送部門、エネルギー転換部門、民生部門、オフィスビル部門における炭酸ガス排出量を試算し、各部門で有効な炭酸ガス抑制を推進する。大規模公共事業は、抑制し、計画段階の環境アセスメントを行う。ゴミを減量し、ゴミ焼却は削減する。エネルギー転換部門では、地域における再生可能エネルギーの創出をはかるため、再生可能エネルギーの買取補助などを併用していく。  | 横浜市      | 男   |
| 221     | 37   | 一般家庭でも少しずつ取り組んでおりますが、一步外に出ると、電車の中、デパートの中、ビルの中、冷房、暖房のきき過ぎに悩まされます。窓の開かないビルは、空調設備で自然の風、温度調整をしてほしいです。また、気になっていることは、テレビの出演、特に女性の服装です。寒い冬にもかかわらず、ノースリーブでの出演。いくらタレントでもその辺はもう少し考えるべきではないでしょうか。局によっては、アナウンサーの女性も同様の服装。一時期省エネ！などと夜も何%かは「光」を落として！と呼びかけていましたが、今では省エネはどこへやら。結局、「地球温暖化」について取り組んでいる人は「一部の人」という感じがしてなりません。   | 横須賀市     | 女   |
| 264     | 41   | 森林の整備にあたっては、間伐材、利用不可能部分が出てきます。県民からの自然エネルギー推進の投資を募って、バイオマス発電等思い切った設備導入をもすすめて欲しい。税金だけではなかなか進められないことでも、自然エネルギーに夢を持っている方は大勢います。  | 相模原市     | 女   |

骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番       | 收受番号 | 意見  | 住所地(市町村) | 性別等 |
|----------|------|---|----------|-----|
| 265      | 41   | 自然エネルギーに関心があっても個人ではなかなか導入設置できない方が多くいます。現在市民共同発電所を有志が進められていますが、県下各地に共同でできるシステムがどんどん進められたら良いです。自然の恵みを実感できると、エネルギーに関心を持つと同時に省エネに拍車がかかります。自主的参加・教育効果・まちづくりすべてに効果あり。自然エネルギー推進県神奈川にしましょう。 | 相模原市     | 女   |
| 共通事項・その他 |      |   |          |     |
| 36       | 4    | 環境保全に向けては、NOX、SPM、地球温暖化問題ともに対策を講ずべく、自動車各社はその基準に適合した低公害車をいち早く市場に提供していくことは当然である。  | 藤沢市      | 男   |
| 37       | 4    | 神奈川としての環境基準を策定することは、地方分権の観点からもあるべき姿であるが、各県毎に環境基準を設定し、自動車メーカーがそれに対応していくことは、ユーザーに対する説明が煩雑になること、また、環境技術に対する投資の集中を図る観点からも出来る限り、国の基準に合わせるの方が、効率的であり、結果、環境に対してもよりより結果を得られる。               | 藤沢市      | 男   |
| 40       | 4    | 局地的な大気汚染の観点からディーゼルエンジンはガソリンエンジンに比べ、NOx、PMが多く排出されることは事実であり、この点については、自動車会社は改善すべき。   | 藤沢市      | 男   |
| 53       | 6    | 温暖化、オゾン層、浮遊粒状物、スモッグ、等が地球的、日常的に発生していますが、原因と成る物質は判明しています。その対策は発生源で抑えることが賢明と思います。  | 鎌倉市      | 男   |
| 55       | 6    | 廃棄物のゼロミッションが唱えられていますが、5Rは消費者が負担するようになっていますが、この制度は疑問の多い問題が介在します。   | 鎌倉市      | 男   |
| 121      | 17   | 水に関するテーマで記述のあった「これまでの取組と評価」が、ここにないのでしょうか。しっかりとした体系的整理は、是非とも必要と考えます。   | 横浜市      | 団体  |
| 122      | 17   | 水に関するテーマと同様に、図表1との整合性ある記述を望みます。   | 横浜市      | 団体  |
| 133      | 20   | 大気汚染対策の課題については、神奈川県だけのものではなく、国の課題である。少なくとも首都圏の都民・県民の問題として連携して取り組むことが必要と考えます。ただし、横浜・川崎の道路沿いの汚染の激しいところは、緊急的な対策をとる必要はある。なお、内容については大略記述されている通りであり、健康面から見れば、早急に改善したい。                    | 平塚市      | 男   |
| 164      | 26   | 自動車に起因する大気汚染や地球温暖化の原因である炭酸ガス排出の問題は互いに関連している。資源・エネルギー消費型の産業構造やライフスタイルの転換が大前提である。   | 横浜市      | 男   |
| 180      | 29   | データを集積して実態を知り、汚染物質の規制と排除を厳しくすることが責務。原材料、生産方式、流通、消費など、あらゆる点から大気汚染要因チェックを細かく実施し、違反にはペナルティを与える。若い世代と、退職世代とがペアを組んでモニター研修を受け、意見交換交流の機会にも生かす設定はどうだろうか。                                    | 横浜市      | 女   |
| 200      | 33   | 大気に関するテーマの問題は一自治体、県だけで考えることではないように思う。大気は中国からも流れて来るもので国を挙げて対策を考え、それに県、自治体が協力していくものだと考えますが。   | 藤沢市      | 不明  |
| 税制措置     |      |   |          |     |

骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番    | 收受番号 | 意見  | 住所地(市町村) | 性別等 |
|-------|------|---|----------|-----|
| 45    | 4    | 空気をきれいにするためにはメーカー、運送業者(ユーザー)のみならず、荷主や消費者の理解が必要である。そのための費用は最終的には消費者の負担となることも認識すべき。   | 藤沢市      | 男   |
| 46    | 4    | P21の「税財源の使途…」について、具体的にどのようなことか、明らかにすべき。また、そのための団体を作るようなことは行政改革の観点からもやるべきではない。   | 藤沢市      | 男   |
| 54    | 6    | 大気に関する対策は全国一律に考え、発生源の多寡に応じて総量的に考えて、税を配分して公平に設けるべきと思います。   | 鎌倉市      | 男   |
| 82    | 12   | 燃料課税について、「簡素化・統合化を図るとともに、揮発油税と軽油引取税の税率格差を是正し、地方への税源移譲を議論すべきである」と骨子案にあるが、どのようなシミュレーションや議論が行われたのか。〇〇県でも、こうした税制について検討を進めるため、資料収集をしている。専門部会での論議の状況や提出資料について教えてほしい。  | 県外       | 団体  |
| 123   | 17   | 水に関するテーマと同様の指摘をするほか、特定の行政目的達成のために、特定の課税自主権の行使ということについて、周辺動向との兼ね合いを含めて、このレポートでは、私達には“いま、何故”がどうしても解けません。なお、県内事業者として、この問題への積極的な係わり方について、今後じっくり議論を深めていきたいと考えています。   | 横浜市      | 団体  |
| 172   | 27   | 自動車の排気ガス対策の必要性については、県、市の高速道路、環状道路等の建設は住民の意向を無視して、加速度的に進められていて、新たな大気汚染の原因を作っている。道路建設への税金の投入を一方的に行っていて、その対策のために新税を導入しようとしている。これは、県民をミスリードしていることになる。   | 横浜市      | 男   |
| 今後の課題 |      |   |          |     |
| 18    | 1    | 以上のような課題を検討するにあたっては、現状の施策の評価が欠かせません。そのためには現状の施策の評価と今後必要とする施策の提案を各主体(流域住民・市民団体・事業者・行政等)ごとに行い、その後同じテーブルで検討するなどのプロセスが必要と考えます。私どもは現状の施策が十分であるとは考えておりませんが、現状の施策を行うための負担増は納得できるものとも思えません。環境問題での費用対効果を量ることは現状では評価基準が定まっているとは言えません。そこで、前述のように関係者がそれぞれの評価軸で量ってみることで、それを持ち寄り一定の評価を決定することが必要かと考えます。市民参加型にすることで、日常的に見て、感じたことを評価軸に加え、市民が納得できる領域を広げることが重要だと考えます。専門的、科学的評価との整合性をどこかで見つけることが出来るよう検討することが必要です。そうした中で初めて、負担についての動機付けが可能になり、参加意識を持って水源環境保全に取り組むことが出来ると考えます。以上、ご検討の上、答申に反映していただけますようお願いいたします。 | 横浜市      | 団体  |
| 56    | 6    | 県民に現在の現象、必要となる対策等をわかり易く説明し、この対策に必要な財源を明確にし、住民のコンセンサスを得ることが求められます。   | 鎌倉市      | 男   |
| 124   | 17   | 今後の課題についての記述内容は概ね適切と考えます。ただ、県民の生活環境に関しては、県民・事業者、地域が果たしてきた(果たしている)様々な責務と役割についても、総括してみる必要があると考えます。  | 横浜市      | 団体  |

骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番            | 收受番号 | 意見  | 住所地(市町村) | 性別等 |
|---------------|------|---|----------|-----|
| 284           | 45   | 水は天からのもらいものという考えがまだまだあり、“水の税金”となると県民は納得しがたいものがあると思う。飲料水を作るには自然に貯まった水をダムによって長く保存する。そのためダムを造るのに××億円使い、この湖はこれだけの貯水量がある。4つの湖の貯水量、1ヶ月の使用量、維持費用、浄化費用等、数字をもって示し、夏のキキンも神奈川はこうして乗り切っていること、地方財源を確保するには、どうしても新税が必要であることを県民フォーラムを通して県民に納得してもらわなくてはなるまい。 | 横浜市      | 男   |
| 共通事項・その他全般的意見 |      |   |          |     |
| 20            | 3    | 毎回、このような報告書を受けるにつけ、報告の内容の立派さに対し実効の伴わない事に苦が苦がしく、もどかしく感じます。今回も同様です。   | 県外       | 男   |
| 31            | 4    | 「環境」「福祉」を実現することができる神奈川県とするためには、それを支える財政は重要な視点。  | 藤沢市      | 男   |
| 32            | 4    | 財政を支えるためには、活力ある地域経済が必要であり、ものづくりを中心とした製造業の発展が不可欠である。そのためには、コストのみならず、多角的な目で見た国際競争に勝ちうる、特に環境技術に着目したビジネスモデルを官民の連携の元、この神奈川から発信したい。＝「経済」と「環境」がWIN-WINになるような形を構築すべき。   | 藤沢市      | 男   |
| 59            | 7    | 水も大気も税制を難しく考えるより、発生源への対策が第一であるべきです。そのための税であるべきです。   | 横浜市      | 男   |
| 60            | 8    | 平成14年3月に取りまとめた骨子案を見せていただき、意見を述べさせていただきます。環境の大切さやその施策のあり方をどうすべきかと言うことは県民の皆様もよく分かっていることと思いますが、これだけの委員が9回も議論を重ねて、余り有効な方策が示されていないほど、この問題は難しいと思います。  | 小田原市     | 男   |
| 67            | 9    | 循環型社会形成に向け、再資源化素材利用の工事や工法の環境規格化も、LCAの面から見ると大気汚染抑止、生物多様性確保、省エネ対策にとって必要と考えます。   | 鎌倉市      | 男   |
| 71            | 9    | 1) 環境省策定環境活動評価プログラムの普及が必要。<br>2) この不況下コストの掛かるISO14001の取得を希求する事は避け、環境省策定の環境活動評価プログラム(エコアクション21)の普及を図る。<br>(自治体から見ると税金の無駄遣いの排除が出来る。)  | 鎌倉市      | 男   |
| 73            | 10   | 今迄の議論を要点化したものであり、それ以上のものでなくそれ以下のものではないかと、思いました。方向を示すのは、県民、市民が理解できる税制は、これからですね。  | 厚木市      | 男   |
| 108           | 16   | 専門部会のメンバーに地球環境問題の人がいないのはおかしい。   | 不明       | 男   |
| 109           | 16   | 骨子案は内容が薄っぺらで、得るものがない。もっと科学的にやるべきだ。  | 不明       | 男   |
| 125           | 17   | 地方分権の時代に即応した税制度研究は時宜を得たものと考えますが、この環境保安問題に関しては、今後の施策のあり方で示されている各課題について、これをどのような理念と手法と計画でクリアーし、どのような地域社会を創造していくのかのグランドデザイン的なものが示されないと、県民・納税者の真の議論は高まらないように思われます。  | 横浜市      | 団体  |
| 127           | 19   | 県の広報活動が充分でなく、ほとんどの県民は関心を示していないし、マスコミにも登場回数が少ない。単にアリバイ作りをしていきなり増税では納得がいきません。広報活動を活発にすべきではないでしょうか。  | 横浜市      | 男   |



骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番  | 収受番号 | 意見   | 住所地(市町村) | 性別等 |
|-----|------|--|----------|-----|
| 129 | 19   | 選挙にて発言ができない企業(それも大企業)にのみ負担を強要する税制では、国際的に神奈川県在地盤沈下となると考えるがどうでしょうか。  | 横浜市      | 男   |
| 131 | 20   | 生活環境税制専門部会の委員は、企業団体関係者、学者が多く、水需要の大半を占める消費者側の委員は9名である。これは構成する組織の1/3以下となっている。この構成を逆にし、2/3くらいの消費者側の人数によって討議を進めてほしかった。加えて一般公募による市民参加がない。今日県下の各自治体は4、5年前より、一般公募による参加は当然のことになっており、構成メンバーの20%くらいはこの公募による委員の構成によって討議してほしかった。 | 平塚市      | 男   |
| 134 | 20   | 大気に関するテーマで取り上げた教育普及の必要性については、各自治体では十分ではないにしても既に始めている。県と自治体で連携し、どのように推進すべきかにある。私の活動している桂川・相模川流域協議会の”アジェンダ21”でも教育普及活動を取り上げ、一部実施している。   | 平塚市      | 男   |
| 135 | 20   | 大気に関するテーマで取り上げた「明確な目標提示と全県的な取組み」については、既に自主的取組を始めている自治体、事業者、市民が存在している。目標を提示する前に、自治体等と協議し促進するための指針を導き出してもらいたい。その根底には地方分権の推進を踏まえて進めてほしい。  | 平塚市      | 男   |
| 144 | 22   | 環境行政は対応しているのだろうか？<br>環境保全是きわめて総合的な施策が必要で、治水と自然環境維持など各所でトレードオフの問題を抱えており従来の縦割り行政では効率的な対応はできない。少なくとも当面の緊急課題を解決するために、環境保全だけで総合した独立の(県庁内はもちろん県を越えた)プロジェクトチームを作るべきである。   | 相模原市     | 男   |
| 153 | 23   | 骨子案の提示から県民意見の募集、その後の検討計画や時期(予定)などが示されていないのは不十分である。   | 横浜市      | 団体  |
| 154 | 23   | 生活環境税という県民に負担増を求めるものについての提案であるが、ひとつの重要な論点としてコストパフォーマンスがあると考え。しかし、そのことに関しては漠然としたものが示されているのみで、これでは意見を述べるには至ることができない。(例えば、「水源の森林事業」は実施状況と財源、今後の見通しも含めどうなのか…など)  | 横浜市      | 団体  |
| 155 | 23   | 個別課題についても網羅的に示されているのみであるので、今後の検討の進み方によっては、十分意見を反映させることができないと考えられる。総論では反対の余地は少ないが、個別事業の採算性や実効性についてはこれではわからないので、今後議論が核心に至れば、反対せざるを得ないものもあるのではないかと。   | 横浜市      | 団体  |
| 156 | 23   | 個別回答を行わないのは今後の県民討議のあり方にも関わることで、個々の意見に対する現状の施策の説明や県の現時点での考え方などを示すことは必要と考える。   | 横浜市      | 団体  |
| 157 | 23   | 情報の提供はあらゆる機会を捉えて、十分に行うべきである。また、県民の意見も共有されることでより議論が深まることが期待できるので、個人情報伏せた上で公表すべきだと考える。   | 横浜市      | 団体  |
| 158 | 23   | 関係自治体・機関、特に政令指定都市である横浜・川崎については、住民自身が県民であるという意識を持ちにくい構造にある。しかしながら、多くの水資源を使っている実態もある。故にこれら2都市の行政諸機関や住民との対話を深めることも特に重要である。  | 横浜市      | 団体  |

骨子案に係る県民意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番  | 収受番号 | 意見   | 住所地(市町村) | 性別等 |
|-----|------|--|----------|-----|
| 201 | 33   | 以上の件について出てくるものが最終目的、費用負担と考えられますがいかがでしょうか。もちろん受益者負担も必要でしょう。   | 藤沢市      | 不明  |
| 224 | 38   | デフレは悪であり如何ともしがたいという基調でまとめられているが、価格が下がっているのであるから、同等の事業をするのにより少ない費用で対応できるはずである。問題は固定費部分(人件費)であるが、それなりの対応策があるはず。(例えばシルバーボランティアシステム)デフレのメリットを十分に生かすことをより真剣に検討すべきではないか? あまりにも悲観的過ぎると思う。   | 横浜市      | 男   |
| 225 | 38   | 廃棄物の増大ということが、環境問題のみならず公的な各種出費増大の大きなfactor(ファクター)になりつつある。リサイクルのみで事は解決するまいと思う。その前に物のロングライフ化を図り、例えば建物でも200年300年～と使える(当然、改築、メンテは必要)ものが主流になれば、建設廃棄物が大幅に減少するはず。工業製品も5～6年で修理できずスグに捨てる文化から、子孫の時代まで使えるものとすれば、廃棄物は大幅に減少する。またそうすることにより、良いものだけを使うようになり、それに対応する産業が出来るはずだし、例えば町の家並みなども優れた景観を持つようになるはず。従来はともすると、このようにすると業者が困るので悪という前提で議論が進められた。エイズ薬害にしても、環境悪化にしても、この考えが大きな原因と思う。当然、施策は必要。 | 横浜市      | 男   |

# 市町村意見の集約結果

1. 3月25日専門部会で作成した骨子案について市町村からの意見照会を実施した。
2. 照会期間は3月28日から4月26日とし、回答結果は次のとおり。

平成14年5月9日現在（最終集計）

照会市町村 40自治体（県内37市町村及び山梨県の隣接3町村）  
 回答市町村 33自治体（うち、15自治体が「特に意見なし」と回答）  
 意見総数 103件

## 3. 意見の内容別分類

|                   |                |               |          |        |       |
|-------------------|----------------|---------------|----------|--------|-------|
| 生活環境税制の基本的考え方について |                |               | 11件      | 10.7%  |       |
| 水に関するテーマ          | 施策面            | 水の安定的確保と供給の取組 | 森林対策     | 11件    | 10.7% |
|                   |                |               | ダム対策     | 件      | 0.0%  |
|                   |                |               | 地下水対策    | 6件     | 5.8%  |
|                   |                |               | 共通事項・その他 | 件      | 0.0%  |
|                   | 水質保全の取組        | 生活排水対策        | 10件      | 9.7%   |       |
|                   |                | その他の水質保全      | 6件       | 5.8%   |       |
|                   | 上下流連携          | 5件            | 4.9%     |        |       |
|                   | 水の効率的利活用に関する取組 | 件             | 0.0%     |        |       |
|                   | 共通事項・その他       | 7件            | 6.8%     |        |       |
| 税制措置面             |                | 17件           | 16.5%    |        |       |
| 大気に関するテーマ         | 施策面            | 大気汚染対策        | 6件       | 5.8%   |       |
|                   |                | 自動車交通公害対策     | 9件       | 8.7%   |       |
|                   |                | 地球温暖化対策       | 3件       | 2.9%   |       |
|                   |                | 共通事項・その他      | 3件       | 2.9%   |       |
|                   | 税制措置面          |               | 7件       | 6.8%   |       |
| 今後の課題             |                |               | 2件       | 1.9%   |       |
| 共通事項・その他全般的意見     |                |               | 件        | 0.0%   |       |
| 計                 |                |               | 103件     | 100.0% |       |

骨子案に係る市町村意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番                | 意見  | 市町村                |
|-------------------|---|--------------------|
| 生活環境税制の基本的考え方について |   |                    |
| 1                 | 環境保全施策推進のための財源確保のためには、まず国から地方への税源移譲を国に強く働きかけていくべき。  | A市<br>(人口40万人以上の市) |
| 2                 | 税制措置の検討にあたっては、財源確保策としての検討のみならず、新税導入による効果、税負担のあり方、税以外の方策等についてより十分な検討を行うべき  | A市<br>(人口40万人以上の市) |
| 3                 | 新税導入など新たな負担の必要性を市民・県民に求めるためには、幅広い意見をもとにした議論と合意が当然のことであるが、その前提として、用途とその効果を明らかにする必要がある。   | B市<br>(人口40万人以上の市) |
| 4                 | 骨子案は、既存事業の見直しの視点と財源負担の考え方を総論的に示したものであり、この段階から県民の意見を聞くことについては敬意を表するが、現状と課題を踏まえた環境施策のあり方と必要な財源を示した上で、その費用負担のあり方を含めた今後の環境施策の推進方策について十分な議論を尽くす必要がある。  | B市<br>(人口40万人以上の市) |
| 5                 | 原因者や受益者に負担を求める税制措置については、租税原則(特に公平・中立)や負担原則に照らして、慎重な対応を求める。  | C市<br>(人口40万人以上の市) |
| 6                 | 環境税は、租税制度を用いた環境政策であるが、法的にはあくまで租税制度の一部であるから租税の原理、租税法の原則を守らなければならない。  | C市<br>(人口40万人以上の市) |
| 7                 | 住民の理解を得て財源不足を補うに足る新税を創設することは非常に難しく、早急な新税提案は、住民の納税意識を削ぐだけでなく、行政への不信を招きかねないので、慎重に対応してほしい。   | C市<br>(人口40万人以上の市) |
| 8                 | 県民、市民の快適な生活環境を保全していくためには、地域の状況に応じた環境対策を講じなければならない、それに必要な財源を税に求めることは妥当と考える。  | D市<br>(人口40万人以上の市) |
| 9                 | 水や大気之恩恵については、住民共通に享受できることからこれらの保全は一般の税で賄うべきであるが、地域的な汚染問題が生じた場合、浄化対策を推進するための費用負担は原因者負担あるいは受益者負担を用いるべきである。  | H市<br>(人口40万人未満の市) |
| 10                | グッズ減税、バズ課税の流れが環境先進国で進んでおり、現実の環境悪化に歯止めをかける手段として生活環境税は有効な手法と考える。ただ、実際に税を賦課していくには、納税者に対する十分な説明と一定の合意が必要である。  | I市<br>(人口40万人未満の市) |
| 11                | 新規法定地方税として(仮称)環境税の創設を国に要望することも選択肢の一つとして追加いただきたい。  | I市<br>(人口40万人未満の市) |
| 水に関するテーマ          |   |                    |
| 森林対策              |   |                    |
| 12                | 今まで水源地域の森林が存在し得たのは、県西地域では、最上部が国立公園の自然林、その下が一部事務組合等の公有林であるため、森林がもともと売却されにくい状況にあり、何とか維持管理が行われてきたからである。  | F市<br>(人口40万人未満の市) |
| 13                | 現在、林業を取り巻く状況は非常に厳しく、将来展望が拓けない状況にある。林業の不採算は施業の後退を招き(間伐・保育等が適正に実施されておらず、森林が荒廃している状況である。また、間伐・枝打ち等が適正に実施されている個所でさえ、切り出しコストの関係で切り出しができない。)、この状況は年々悪化しており、現在の仕組みでは、今後さらに悪化していくことが必至である。森林の荒廃は、非常に憂慮すべき事態である。 | F市<br>(人口40万人未満の市) |
| 14                | 森林の再生:下草刈り・枝打ち・間伐など、森林の管理の問題のほかに、木材の価格の低迷、森林管理者の財力不足などにより、木を伐採して売却することが事実上できないため、木が成長したら伐採し、植林し、保育するというサイクルが成り立たなくなっていることが、森林の再生にとって大きな問題である。   | F市<br>(人口40万人未満の市) |

骨子案に係る市町村意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番    | 意見  | 市町村                |
|-------|---|--------------------|
| 15    | 森林所有者が標準伐期に達した木を伐採することが可能ならば、全部ではないにしても水源の涵養に効果が大きい広葉樹の植林を増やしていくことも可能である。したがって、標準伐期に達した木を伐採できるような仕組みを全県的につくっていくことが森林の再生にとって重要である。   | F市<br>(人口40万人未満の市) |
| 16    | 水源の森林づくり事業の補助の拡大による森林保育施業(間伐、枝打ち、管理道整備)の充実  | K市<br>(人口40万人未満の市) |
| 17    | 自然保護奨励金の増額と補助対象枠の拡大による自然保護奨励金制度の充実  | K市<br>(人口40万人未満の市) |
| 18    | 当自治体は9割が森林。この骨子案の中に書いてあるので、森林の機能については分かってもらえていると思う。森林の問題としては、森林の専門林家が少なく、後継者が不足していることがある。水源の森林づくり事業として買い取りをやっているが、簡単には進まない。平成9年から進めているが、ほんのわずかである。したがって、これをどう進めるのがこれからの課題。林業に携わる人がいなくなっている。   | L町村<br>(中山間地域の町村)  |
| 19    | 森林公社で森林ボランティアという制度がある。横浜、川崎、津久井、南足柄、いろんな人が入っている。この制度は体験するのに意義があるが、実際は大きな力にはなっていない。  | L町村<br>(中山間地域の町村)  |
| 20    | 森林ボランティアは、圧倒的に都市部の人が多い。横浜、川崎、横須賀、藤沢など。県のたよりで森林づくり公社が毎月募集している。最近、認識が深まっており、100人単位で応募している。ボランティアを積極的に活用できるようにするために、道具の用意も必要。現地までのバスは森林公社の費用、植林、間伐指導の手間などもかかる。   | L町村<br>(中山間地域の町村)  |
| 21    | 水源地域の当自治体にとっては、森林の保全、整備の充実は特に重要と考える。  | N町村<br>(中山間地域の町村)  |
| 22    | 当自治体が水源地として現在行っている事業(その3):森林の整備については、県の「水源の森林づくり事業」の推進を行っている一方で、当自治体としては、住民や県民の方々に森林について知ってもらうために、野外学習、野外レクリエーションなどの場として「ふるさとの森事業」を実施している。当自治体は、財産区がなく全てが町有林であり「自然保護奨励金」と「水源の森林づくり事業」の対象にならないために、当自治体の財政状況では現在行っている町有林施業管理事業を実施するのが精一杯である。現在は、東京のボランティアの方々が、当自治体の森林の整備を行っている。湖周辺の山林は、現在ほとんどが保安林指定を受けているので、土地利用ができない状況にある。 | O町村<br>(中山間地域の町村)  |
| ダム対策  |   |                    |
| 地下水対策 |   |                    |
| 23    | 「水源と言えば」一般的にダム湖が連想され、その水量・水質の維持のため森林や河川環境等の自然環境の保全という議論が展開する傾向にあるが、水資源循環としての大きな役割を果たしている「地下水」は、地層の一部である砂層に貯留し、流動する水であることから人の目に触れることなく、降雨などにより地表から涵養され河川・湖沼・海などへ流出するという水循環の一環を示しているものであるにもかかわらず、生活環境・自然環境に果たしているその水源としての地下水の役割を忘れがちではないだろうか。   | J市<br>(人口40万人未満の市) |
| 24    | 「地下水」は長年にわたり飲料水、工業用水、農業用水など幅広く活用され、今日の経済発展を支えてきたと同時に、それら水源だけでなく地球の全ての生命体に広範多岐にわたり大きな恵を与えつづけるとともに、環境資源として良好な自然環境を創り出し、重要な役割を果たしてきた。  | J市<br>(人口40万人未満の市) |
| 25    | 基本的に「地下水」は私権の目的となることが出来得ないものであり、「地下水」の自然界への重要な役割と水源の両面から、国民、県民共有の限られた天然資源として位置付けるとともに、「地下水」の持つ特異性からしても森林、ダム湖と同様に水源としての具体的な課題の中でその保全策等を記述する必要がある。  | J市<br>(人口40万人未満の市) |

骨子案に係る市町村意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番      | 意見   | 市町村                |
|---------|--|--------------------|
| 26      | ダム湖を水源として強く位置付けるならば、「地下水」の持つ本来的な性格や社会的、経済的価値観からしても、その具体的な保全策等への議論をもっと深めるべきである。このことは、「地下水」が流動的・広域的な貴重な天然資源、環境資源であること、そしてその地下水の保全について、県土全体で保全策に取り組むことが一層の水源の確保並びに県土のより豊かな環境保全につながるものであるか故である。  | J市<br>(人口40万人未満の市) |
| 27      | 県税としての生活環境税を創設するものであるならば、「地下水」を含めた総体的捉え方、またその目的や性格からしての必要性、或いは公平性の観点からも、その具体的な内容を明確にし議論をしていく必要がある。   | J市<br>(人口40万人未満の市) |
| 28      | 調査費用に対する新たな助成制度の制定による水循環を基本とした地下水調査  | K市<br>(人口40万人未満の市) |
| 共通事項その他 |  |                    |
| 生活排水対策  |  |                    |
| 29      | 水需要に視点をおいて水源地域における施策が記載されているので、施策については特に意見はないが、水質の保全、特に県外上流域(山梨県)から流入する生活排水等の根本的な水質汚濁負荷対策は重要と考える。  | C市<br>(人口40万人以上の市) |
| 30      | 相模川の水質保全事業として、既存の浄化槽をすべて合併浄化槽に切り替えるための施策や、突発的事故による河川汚濁の浄化対応施策を充実すべきである。  | H市<br>(人口40万人未満の市) |
| 31      | 生活排水処理対策の充実策として、家庭で設置する単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替えや、合併処理浄化槽の維持管理に補助する。(現行、合併処理浄化槽の設置に対する補助制度があるが、法改正により新たなものについては、合併処理浄化槽の設置が義務づけされた。については合併処理浄化槽への切替え、維持管理の確保を図るため、これに対する補助。)   | I市<br>(人口40万人未満の市) |
| 32      | 丹沢湖の下水対策が問題。人家のある都市部は7割程度の下水道整備。あと2-3年すればほぼ完備する見通し。ただ、湖の周辺に点在している人家を流域下水につながるのか、終末処理するのかが課題。   | L町村<br>(中山間地域の町村)  |
| 33      | 水について、水源地における生活排水対策の遅れを課題としているが、現に下水道を整備し水源地環境保全に取り組んできた当自治体のこれらの整備に要した起債の償還、維持管理なども財政負担となっており、継続支援の検討が必要である。  | M町村<br>(中山間地域の町村)  |
| 34      | 当自治体が水源地として現在行っている事業(その1):当自治体の下水道事業は平成2年度より開始し12年が経過している。現在までの整備状況は、面整備では、事業認可面積の84.7%が調整済であるが、当自治体の全体計画面積に対しては27.7%の整備でまだまだ不十分である。また、接続は32.3%である。接続率が低いのは、宅地面積が広いために、宅地内工事費が嵩むことが原因の一つではないかと思われる。決算額から下水道を見ると、平成12年度末までの11年間では、74億8,500万円で年度平均は6億8,045万円になり、一般会計の年度平均は、42億5,970万円で一般会計との比較では、16%になる。当自治体の予算では、今後地方交付税の見直しによって、交付額の減税や地方分権によって事業が町村に移譲されるなど、当自治体の財政は更に厳しさを増し、下水道への財源配分はさらに減額を行わなければならない状態であり、減額だけでなく、事業の実施自体が不可能な財政状況にある。 | O町村<br>(中山間地域の町村)  |
| 35      | 当自治体が水源地として現在行っている事業(その2):浄化槽については、1,671基に定期的清掃の経費として補助を行っている。この補助の考えは、法的に清掃を行っていただき、家庭雑排水処理施設の管理と有効利用を図り、公共水域の水質汚濁防止と住民の生活環境の保全を図るために補助を行っている。相模湖は「甲」水域の指定を受けている地域であるので、合併浄化槽設置に対しても国、県の補助を受けて、補助を行っている。  | O町村<br>(中山間地域の町村)  |

骨子案に係る市町村意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番       | 意見  | 市町村                |
|----------|---|--------------------|
| 36       | 現在、県内の水源地域に7万人の住民が生活しているが、安全で良質な水を提供するためはその生活排水処理対策が欠かせない。しかし、都市住民の理解と協力を得なければ永続的な取組は困難な状況にある。このため、本骨子案にもある環境保全の諸政策やそのために必要な財源のあり方等についてさらに検討され、水源地域に対する交付金制度を創設されるようお願いする。  | P町村<br>(中山間地域の町村)  |
| 37       | 水源環境の保全に関する事業費が数字で掲載されているが、事業内容と数字の根拠をさらに踏み込んで示してもらうとともに、水源地域が下水道等に支出している事業費も一般会計との比較で示してもらいたい。   | P町村<br>(中山間地域の町村)  |
| 38       | 津久井4町の生活雑排水処理率が37.9%と低い数字で示されているが、とかく水源地域は、財政力が弱く、下水道整備についても山間部なため単価が割高となり、なかなか計画どおりに行えないというのが現状である。おいしい水を確保するために水源地の苦慮もあるということを供給している都市部の住民にさらに理解していただきたい。   | P町村<br>(中山間地域の町村)  |
| その他の水質保全 |   |                    |
| 39       | プラスチック製品に成分表示をするよう国へ要望する。   | G市<br>(人口40万人未満の市) |
| 40       | 環境ホルモン作用があるとされている化学物質を用いた製品の公表を国へ要望する。  | G市<br>(人口40万人未満の市) |
| 41       | PRTR制度による収集データを市へ情報提供することを要望する。   | G市<br>(人口40万人未満の市) |
| 42       | 多自然型護岸など自然にやさしい川づくりをすすめる。   | G市<br>(人口40万人未満の市) |
| 43       | 当地域は観光地なので、ゴミの不法投棄、ゴミ処理が問題。いろんな対策をしているが、ゴミ箱不足、ゴミ収集車など、多額の財政負担が必要。林道整備をお願いしているが、観光地を開放すれば、またゴミの問題が発生する。当自治体のゴミの問題については、水の問題として考えるべき。   | L町村<br>(中山間地域の町村)  |
| 44       | 県が定めている「大気汚染防止法第4条の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排出基準を定める条例」によって相模湖は、きびしい基準が適用されているので、会社等が工場等を建設するのに費用が嵩むため、当自治体を飛び越して、山梨県に行ってしまう。  | O町村<br>(中山間地域の町村)  |
| 上下流連携    |   |                    |
| 45       | 水循環系を正常に維持し水資源を守ることは、その水源地域のみでなく下流域の都市部自身の問題でもある。   | B市<br>(人口40万人以上の市) |
| 46       | 神奈川県としても、県民のための予算を投入し、水源環境保全等に積極的に事業展開している。また、水源地に位置している町村は、責務として激しい財政状況のもと下水道などを整備し水源環境保全に取り組んでいる努力を下流域の住民のみならず県民全体に知らせ、関心を持ってもらうことが必要である。これが理解を得られたら、必然的に費用負担をお願いする(生活環境税の創設)趣旨を受け入れてもらえる。                          | M町村<br>(中山間地域の町村)  |
| 47       | 神奈川県民の生活環境の快適さを求める陰には、水源地及びダム湛水区域における浚渫に伴う交通・騒音問題や、過去数回の水害の犠牲の上に成り立っている現実を神奈川県民が理解する必要がある。こうした理解をもとに生活環境税制を考え、上流域対策等早急なる取り組みについては、現在当自治体で取り組んでいる公共下水道事業への神奈川県民からの事業費補助については、同じ流域事業と考え、他の神奈川県内市町村と同程度に扱う等の明示がされることを望む。 | Q町村<br>(中山間地域の町村)  |

骨子案に係る市町村意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番              | 意見  | 市町村                |
|-----------------|---|--------------------|
| 48              | 水については、その流域全体で水質の保全や水量の確保等図っていく必要がある。これらに対し上流域が果たさなければならない役割は大きなものがある。しかしながら現在は過疎化の進行や、莫大な経費がかかる等から整備が進んでいない。早急な整備が必要で、上下流一体となった取り組みが必要であり、そのための負担の仕組み等、具体的な検討・実施が急務である。  | Q町村<br>(中山間地域の町村)  |
| 49              | 流域全体で水質の保全や水量の確保等の取り組みの必要性が県境を越え、山間地域にまで及ぶことを多くの住民に知らせ、理解してもらうことが必要と考える。こうした結果として、水源涵養林の保全事業・公共下水道事業など県域にとられず、お互いが理解しあい負担が実施されることを望む。   | Q町村<br>(中山間地域の町村)  |
| 水の効率的利活用に関する取組み |   |                    |
| 共通事項・その他        |   |                    |
| 50              | 県内の水道水源は宮ヶ瀬ダム completionにより、給水の安定度が飛躍的に高まり、水需給の動向や将来人口などを考慮すると、基本的には量的確保が終わったと認識している。水源水質については複雑化・多様化しつつあるが、現状では水道法で定める水質基準を十分クリアしている。従って、これまで行ってきたダム湖の堆砂除去や環境整備事業などの水の安定的確保と水質保全施策を継続的に実施することにより、利水者としては対応可能と考えている。なお、神奈川県において、さらに水源環境保全施策を強化・推進することについて、特に異存はない。          | A市<br>(人口40万人以上の市) |
| 51              | 水質の保全、水の効率的な利用などについて継続して県民の意識啓発に努める。  | D市<br>(人口40万人以上の市) |
| 52              | 終始飲料としての水質に焦点が絞られているように見受けられるが、費用負担まで発展させるのであれば、河川の環境全体に焦点をあて、下水終末処理の高度化などの施策の充実も図り、水質保全に努め、また取水問題の解決等河川本来の流量確保等、河川が育む自然環境を守ることも重要である。  | E市<br>(人口40万人未満の市) |
| 53              | 水源地域から水を送っていることで都市の諸活動は成り立ってきたのであり、都市部の人々は水源地域の水の恩恵を受けてきた。そして、恩恵を与えてきた水を生み出す水源地域の環境は、主に水源地域の人々の手で守られてきた。神奈川県もさまざまな保全措置を行ってきたはいるが、必ずしも十分であったとは言い難い。  | F市<br>(人口40万人未満の市) |
| 54              | 県民一人一人に認識してもらい、財源を含めて、みんなで考えてもらうことが大事と思う。   | L町村<br>(中山間地域の町村)  |
| 55              | 相模湖ダムの建設経過: 相模湖ダムは、昭和13年に事業決定された相模川河川統制事業の基幹施設として、戦中・戦後の激動の時代を乗り越えて、昭和22年6月に完成した。この事業は、わが国最初の河川総合開発事業であり、また、神奈川県が全国に先駆けて行った広域的な水質源開発事業として、京浜工業地帯の進展や人口の増加に伴う電力の供給及び工業用水の供給に加え、食料増産のための灌漑用水の供給、さらには洪水の調節を目的としていた。その後、相模川河水統制第1次増強事業、同じく第2次増強事業及び相模川総合開発事業により神奈川県民の水供給を担ってきた。 | O町村<br>(中山間地域の町村)  |
| 56              | 水源地域(湖沼地域)は、県民共通の財産である水源地域の豊かな自然を次世代へ継承しなければならない大きな役割を担っている。また、近年においては、水資源を安定的に確保するため、森林の水源涵養機能の強化やダムの貯水機能に関わる多くの役割を担っている。さらに、安全で良質な「おいしい水」を確保するため、水源地域の水質保全対策に取り組む役割はますます高まっている。   | P町村<br>(中山間地域の町村)  |
| 税制措置            |   |                    |
| 57              | 森林等の整備は治山・治水など多様な効果があることから、神奈川県一般財源で対応すべきものと考えている。仮に水道料金への上乗せとなるような税制措置を検討しているとすれば、水道利用者としては、ダムの建設を始め、ダム湖の浚渫や水質浄化対策、水源林の維持管理、流域下水道の整備などにかかるコストを、水道料金として既に受益に応じて負担している。  | A市<br>(人口40万人以上の市) |



骨子案に係る市町村意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番 | 意見  | 市町村                |
|----|---|--------------------|
| 58 | 県税の徴収義務者に水道事業者を指定することは合理的な理由がないばかりでなく、事業運営に関係のない行政経費を負担することになり反対である。  | A市<br>(人口40万人以上の市) |
| 59 | 骨子案では水源林から取水堰までを水源地域とし、水や森に関する県・市の事業全般の財源確保のための税と位置付け、課税対象を水道利用者としているが、水の利用は水道に限るものではなく、水資源環境施策は水道利用者に限らず多様な者に効果をもたらすこと、水道利用者はダム建設・維持管理・浚渫費用、水源河川流域の下水道整備に対する助成費用などの水質保全に要する費用を水道料金を通じて負担しており、水道利用者に対する税は水道料金との二重併課になること、水道事業者による特別徴収は事業者への新たな負担を課すことなどから、水道利用者への新たな負担を求めることは反対である。 | B市<br>(人口40万人以上の市) |
| 60 | 水源環境保全施策を講ずるための財源は、一般財源の組み替え等で対応してほしい。長引く不況等により税収が減少傾向にある中で、新税はその流れに拍車をかける結果となりかねないので、税以外の方法で対応してほしい。骨子案の提案では、納税者に対して説明責任が果たせない。  | C市<br>(人口40万人以上の市) |
| 61 | 水道水利用税は、当該財政需要と水質保全に相当の因果関係がなければ目的税として導入することは難しい。   | C市<br>(人口40万人以上の市) |
| 62 | 水源環境税(仮称)については、施策による受益が水道事業に限定できないので、水道料金での特別徴収には反対である。   | C市<br>(人口40万人以上の市) |
| 63 | 神奈川県が山梨県に対して費用負担することは不可能と思われるので、県が国に対して国による水源地域整備を要請する、あるいは水源地域への更なる助成を要請することも検討されたい。   | C市<br>(人口40万人以上の市) |
| 64 | 水に関する費用負担のあり方としては、河川の環境全体に焦点が広がれば、河川における取水など汚染者負担としての位置付けも可能で法定外目的税の導入も考慮できる。   | E市<br>(人口40万人未満の市) |
| 65 | 水源環境の保全を考えるならば、水源地域の森林の荒廃を食い止め、さらに再生させ安定的な森林保全の仕組みを具体化することこそ喫緊かつ最大の課題である。森林の再生コストは水の恩恵を受けている全ての県民・企業が負担すべきである。水の恩恵を受けているものは水道水の利用者だけではない。そのためには、新税も含めて負担を考えるべきである。  | F市<br>(人口40万人未満の市) |
| 66 | 水源環境税に対し、広く県民理解を得ようとするならば、森林を再生して水源を涵養することによって初めて、県民が将来にわたって水の恩恵を受けられることを訴えるべきである。そのための積極的なPR活動も望むところである。   | F市<br>(人口40万人未満の市) |
| 67 | 水源環境税を創設するならば、何よりもまず現状のままでは、将来に向けどんどん荒廃が進んでいく森林の再生にこそ、その税収を充てるべきである。  | F市<br>(人口40万人未満の市) |
| 68 | 費用負担のあり方としては、水道料金での特別徴収は、納税者が特定され、地下水利用者等との負担の公平性が図られない。  | G市<br>(人口40万人未満の市) |
| 69 | 費用負担のあり方としては、相模川の寒川浄水場から上流は、飲料水や内水面漁業に使用されていることから水道料金や入漁料を始めとする観光料金から応分の負担を求めるべきである。  | H市<br>(人口40万人未満の市) |
| 70 | 費用負担のあり方としては、水の使用に課税する。   | I市<br>(人口40万人未満の市) |
| 71 | 本市は市域の約3分の2が人工林を中心とした森林地域であり、自然環境の保全や水質源のかん養機能の維持による地下水等の供給に寄与している地域となっています。この森林を将来にわたり良好に維持し、自然環境や生活環境を持続的に確保するため、それを要する費用を受益者に負担することは総論的に妥当である。   | K市<br>(人口40万人未満の市) |

骨子案に係る市町村意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番               | 意見  | 市町村                |
|------------------|---|--------------------|
| 72               | 自然の恵み、安全で安心した水環境を享受するには、水源地域で状況に応じた対策を講じており、これらに相当の財政等の負担を強いられている。費用負担のあり方として、これからは、特定な者に負担を求めるのではなく、長期的、安定的な県民全員に負担を求めることのできる税制度の創設が求められる。           | M町村<br>(中山間地域の町村)  |
| 73               | 費用負担のあり方については、水の恩恵は、飲み水だけでなく電気事業にも及んでおり、受益者は全県民であり、薄く・広く負担してもらうことを望む。   | Q町村<br>(中山間地域の町村)  |
| <b>大気に関するテーマ</b> |   |                    |
| <b>大気汚染対策</b>    |   |                    |
| 74               | 屋外燃焼行為に関する啓発及び産業廃棄物の適正処理の強化   | F市<br>(人口40万人未満の市) |
| 75               | ・屋外燃焼行為については、神奈川県生活環境の保全等に関する条例第94条により、基本的に適合した焼却炉に適正に燃焼させる等、条例規定に基づき指導を重ねてきたところである。  | F市<br>(人口40万人未満の市) |
| 76               | ・しかし、屋外燃焼行為いわゆる野焼きによる公害苦情は、事業者に起因するものに加え、最近では農業従事者や一般の生活者に起因する生活環境型の苦情も加わり、すそ野が広がっている。  | F市<br>(人口40万人未満の市) |
| 77               | ・従って、屋外燃焼行為に関する知識の普及を図り、合わせて、廃棄物(ごみ)排出方法を具体的に示すことにより、問題の改善を図っていくことが必要である。   | F市<br>(人口40万人未満の市) |
| 78               | ・また、産業廃棄物の排出者責任を一層明確にし、適正処理の普及啓発に努めるべきである。  | F市<br>(人口40万人未満の市) |
| 79               | 毎年、当自治体は夏季になると光化学スモッグ注意報が十数回発令され、住民の行動が制約されている。原因としては、京浜地方で発生した大量のオキシダントが河川沿いに昇ってくると言われている。因果関係の特定は難しいが、原因物質の排出の削減を明確にし、神奈川県内の注意報との因果関係を明確にしていく必要がある。 | Q町村<br>(中山間地域の町村)  |
| <b>自動車交流公害対策</b> |   |                    |
| 80               | 環境への負荷が大きいディーゼル車対策として市営バスやごみ収集車等のほか民間事業者所有のバス・トラック等の低公害車対策のほか、都心への車の乗り入れを回避できるような道路ネットワーク整備促進や幹線道路の沿道での環境対策、交差点改良などが重要。                               | A市<br>(人口40万人以上の市) |
| 81               | 環境負荷の小さい低公害車・低燃費車に対して税制優遇を含む総合的な普及促進策の強化  | F市<br>(人口40万人未満の市) |
| 82               | ・自動車排出ガス対策として、低公害車への転換を強力に推進することが重要である。   | F市<br>(人口40万人未満の市) |
| 83               | ・しかし、低公害車は依然高額であり、充電施設や燃料供給施設等のインフラ整備に課題がある。  | F市<br>(人口40万人未満の市) |
| 84               | ・国・県では自動車税のグリーン化や県条例改正等を予定しているが、環境負荷の小さい低公害車、低燃費車に対する税制優遇を含む総合的な普及促進策を更に強化することが必要である。   | F市<br>(人口40万人未満の市) |
| 85               | ・また、燃料供給拠点などインフラ整備を一層推進することにより、低公害車の潜在的な購買層の需要に応えることが可能となり、低公害車等の一層の普及を促すと考えられる。  | F市<br>(人口40万人未満の市) |
| 86               | 低公害車導入に係る車両及び供給スタンド等のインフラ整備により充実した助成制度を設けるよう国に要望する。   | G市<br>(人口40万人未満の市) |

骨子案に係る市町村意見の内容

平成14年3月28日～5月9日

| 連番                   | 意見  | 市町村                |
|----------------------|---|--------------------|
| 87                   | 当市においても自動車交通公害のうち、浮遊粒子状物質が環境基準を大幅に上回っているため、発生源対策事業の充実をすべき。  | H市<br>(人口40万人未満の市) |
| 88                   | 自動車交通公害対策として、大気汚染測定の実効性が伴うような施策を充実が必要。  | N町村<br>(中山間地域の町村)  |
| <b>地球温暖化対策</b>       |   |                    |
| 89                   | 地球温暖化対策については、学校教育の中での環境教育が非常に重要である。県・教育委員会などの実効性が伴うような施策を充実すべきである。  | H市<br>(人口40万人未満の市) |
| 90                   | 地球温暖化防止に係る各施策(真に環境負荷が低減できる施策の展開)  | I市<br>(人口40万人未満の市) |
| 91                   | 屋上緑化・壁面緑化の義務化(ヒートアイランド現象の抑制、ひいては地球温暖化防止のため、一定規模以上の建物について、屋上緑化・壁面緑化を義務付ける。)  | I市<br>(人口40万人未満の市) |
| <b>共通事項・その他</b>      |   |                    |
| 92                   | 施策において自動車交通公害対策と地球温暖化対策に力点が置かれているが、課題に記載された光化学スモッグやベンゼンへの対応が明確でない。  | C市<br>(人口40万人以上の市) |
| 93                   | 自動車公害対策、地球温暖化対策について継続して県民の意識啓発に努める。   | D市<br>(人口40万人以上の市) |
| 94                   | 検討段階で網羅されていると考える。   | E市<br>(人口40万人未満の市) |
| <b>税制措置</b>          |   |                    |
| 95                   | 費用負担のあり方については、地方で財源を確保せざるを得ない場合には、汚染者負担の原則を基礎に、環境への負荷に応じた新たな税制措置等についての検討も必要。  | A市<br>(人口40万人以上の市) |
| 96                   | 費用負担のあり方としては、長引く不況等により税収が減少傾向にある中で、新税はその流れに拍車をかける結果となりかねないので、一般財源の組み替え等、税以外の方法で対応して欲しい。骨子案の提案では、納税者に対して、説明責任が果たせない。 | C市<br>(人口40万人以上の市) |
| 97                   | 費用負担を地方税に求める場合には、近隣自治体とのバランスに配慮する必要がある。   | D市<br>(人口40万人以上の市) |
| 98                   | 費用負担のあり方としては、一般的に、新たな税の導入より、自動車重量税の一部還元等の方が、納税者の理解が得られると思うので、国への働きかけ等が重要と考える。                                       | E市<br>(人口40万人未満の市) |
| 99                   | 費用負担のあり方としては、自動車交通公害は沿道周辺が不利益を被る問題であるが、原因者は不特定多数であるため、自動車を使用するものの負担を求めることが望ましい。                                     | H市<br>(人口40万人未満の市) |
| 100                  | 地球温暖化防止のための費用負担のあり方としては、炭素税が望ましい。   | I市<br>(人口40万人未満の市) |
| 101                  | 大気施策の費用負担のあり方としては、県民意識の啓発であり、費用の負担は伴わない。  | Q町村<br>(中山間地域の町村)  |
| <b>今後の課題</b>         |   |                    |
| 102                  | 検討段階であることから、行政に対する課題、提案等が多いのは理解できるが、今後は「県民が何をすべきか」、「何ができるのか」に発展させた検討が必要である。   | E市<br>(人口40万人未満の市) |
| 103                  | この骨子案では具体的な対象とする施策の内容や規模、地域、徴収コスト等が明示されていないため、具体案についてその内容の早期提示を希望する。  | K市<br>(人口40万人未満の市) |
| <b>共通事項・その他全般的意見</b> |   |                    |

# 生命を育む水を守るために - 「神奈川の水源環境を考える」シンポジウム 結 果 概 要

このシンポジウムは、今後の水源環境保全のあり方や具体的方策等について、広く県民の方々の中で議論を深めていただくため、平成13年10月から平成14年2月にかけて県が実施し、合計900人の県民の参加をいただいたものです。

## 目 次

|      |             |    |
|------|-------------|----|
| 1    | シンポジウムの開催状況 | 1  |
| 2    | シンポジウムの概要   |    |
| (1)  | 横須賀会場       | 3  |
| (2)  | 相模原会場       | 5  |
| (3)  | 川崎会場        | 7  |
| (4)  | 開成会場        | 9  |
| (5)  | 津久井会場       | 11 |
| (6)  | 横浜会場        | 13 |
| (7)  | 藤沢会場        | 15 |
| (8)  | 小田原会場       | 17 |
| (9)  | 秦野会場        | 19 |
| (10) | メインシンポジウム   | 21 |
| 3    | アンケート結果概要   | 25 |

## 1 シンポジウムの開催状況

|       |          |   |      |      |
|-------|----------|---|------|------|
| 横須賀会場 | 日 時      | 平成13年10月21日(日)午後1時30分～4時  | 参加者数 | 73人  |
|       | 会 場      | ヴェルクよこすか 6階ホール  |      |      |
|       | テ - マ    | 私たちの生活と水資源  |      |      |
|       | 基調講演     | 古米 弘明(東京大学教授)   |      |      |
| 会場    | パネリスト    | 惠 小百合(江戸川大学教授)<br>荒木 玲子(かながわ女性会議環境政策ネットワーク)<br>緒方 秀行(Team Forest Freak代表、NPO森づくりのフォーラム理事) |      |      |
|       | コーディネーター | 辻 陽明(朝日新聞経済部次長)   |      |      |
|       |          |   |      |      |
| 相模原会場 | 日 時      | 平成13年10月27日(土)午後1時30分～4時  | 参加者数 | 48人  |
|       | 会 場      | ソレイユさがみ セミナールーム1  |      |      |
|       | テ - マ    | 相模川の流域環境と水道水質   |      |      |
|       | 基調講演     | 平田 強(麻布大学教授)  |      |      |
| 会場    | パネリスト    | 石村 黄仁(相模湖森づくり会事務局)<br>大野喜久子(相模原市消費者団体連絡会運営委員)<br>倉橋満知子(嶋川縄文の谷戸の会代表)                       |      |      |
|       | コーディネーター | 横田 弘幸(読売新聞地方部次長)  |      |      |
|       |          |   |      |      |
| 川崎会場  | 日 時      | 平成13年10月28日(日)午後1時30分～4時  | 参加者数 | 32人  |
|       | 会 場      | 川崎市総合自治会館 1階ホール   |      |      |
|       | テ - マ    | 水の有効利用と水源環境保全   |      |      |
|       | 基調講演     | 松下 潤(芝浦工業大学教授)  |      |      |
| 会場    | パネリスト    | 桑垣美和子(桂川・相模川流域協議会代表幹事)<br>山口 政明(中道志川トラス協会会長)<br>吉川 敏孝(日本鋼管㈱常務・水エンジニアリング本部長)               |      |      |
|       | コーディネーター | 大胡 文夫(神奈川新聞社編集局次長 報道本部長)  |      |      |
|       |          |   |      |      |
| 開成会場  | 日 時      | 平成13年11月10日(土)午後1時30分～4時  | 参加者数 | 97人  |
|       | 会 場      | 開成町民センター 3階大会議室   |      |      |
|       | テ - マ    | 水の利用と水循環の保護   |      |      |
|       | 基調講演     | 塚本 良則(日本大学教授)   |      |      |
| 会場    | パネリスト    | 尾藤 朋子(南足柄市女性センター所長)<br>沼澤 隆宏(富士フィルム㈱足柄工場環境安全部動力課課長)<br>井上 義光(開成町ホタルの里づくり研究会代表幹事)          |      |      |
|       | コーディネーター | 大胡 文夫(神奈川新聞社編集局次長 報道本部長)  |      |      |
|       |          |   |      |      |
| 津久井会場 | 日 時      | 平成13年11月11日(日)午後1時30分～4時  | 参加者数 | 101人 |
|       | 会 場      | 津久井町文化福祉会館 3階研修室  |      |      |
|       | テ - マ    | 水源地域における環境保全と地域づくり  |      |      |
|       | 基調講演     | 糸長 浩司(日本大学助教授)  |      |      |
| 会場    | パネリスト    | 佐藤 好延(有)サトウ草木社長)<br>さとう ますよ(ワヅノー 編集事務局)<br>杉村慶一郎(日本宇宙環境保全研究所主任研究員)                        |      |      |
|       | コーディネーター | 横田 弘幸(読売新聞地方部次長)  |      |      |
|       |          |   |      |      |

|   |          |   |      |      |
|---|----------|---|------|------|
| 横<br>会<br>場                               | 日 時      | 平成13年11月17日(土)午後1時30分～4時  | 参加者数 | 105人 |
|   | 会 場      | かながわ県民センター 2階ホール  |      |      |
|   | テ - マ    | 水源環境保全と都市地域の役割  |      |      |
|   | 基調講演     | 太田 猛彦(東京大学教授)   |      |      |
| 浜<br>会<br>場                               | パネリスト    | 長谷川朝恵(桂川・相模川流域ネットワーク代表)<br>松沢 幸一(キリンビール横浜工場副工場長兼環境室長)<br>服部 孝子(横浜市消費者の会会長)    |      |      |
|   | コーディネーター | 辻 陽明(朝日新聞経済部次長)   |      |      |
|   | 日 時      | 平成13年11月18日(日)午後1時30分～4時  | 参加者数 | 38人  |
|   | 会 場      | 藤沢商工会議所 4階ホール   |      |      |
| 藤<br>沢<br>会<br>場                          | テ - マ    | 命を育む水とその保全  |      |      |
|   | 基調講演     | 高野 二郎(東海大学副学長)  |      |      |
|   | パネリスト    | 金子 光美(摂南大学教授)<br>杉山 精一(指導林家、林研「あしがら森の仲間」代表)<br>村田恵美子(NPO法人神奈川県消費者の会連絡会代表幹事)   |      |      |
|   | コーディネーター | 原 良枝(TVKかながわTODAY司会)  |      |      |
| 小<br>田<br>原<br>会<br>場                     | 日 時      | 平成13年11月23日(土)午後1時30分～4時  | 参加者数 | 65人  |
|   | 会 場      | 小田原商工会議所 1階大ホール   |      |      |
|   | テ - マ    | 酒匂川流域の水利用と保全  |      |      |
|   | 基調講演     | 千賀裕太郎(東京農工大学教授)   |      |      |
| 小<br>田<br>原<br>会<br>場                     | パネリスト    | 恵 小百合(江戸川大学教授)<br>山田 純(酒匂川流域グリーンフォーラム事務局代表)<br>佐藤 昭男(小田原市環境ボランティア協会会長)        |      |      |
|   | コーディネーター | 原 良枝(TVKかながわTODAY司会)  |      |      |
|   | 日 時      | 平成13年11月25日(日)午後1時30分～4時  | 参加者数 | 73人  |
|   | 会 場      | 秦野商工会議所 4階大会議室  |      |      |
| 秦<br>野<br>会<br>場                          | テ - マ    | 地下水の利用と保全   |      |      |
|   | 基調講演     | 新藤 静夫(千葉大学名誉教授)   |      |      |
|   | パネリスト    | 佐々木園子(東海大学教授)<br>片桐 務(NPO法人自然塾丹沢トシ会専務理事)<br>小川 浩(神奈川県環境技術研究会会長)               |      |      |
|   | コーディネーター | 大胡 文夫(神奈川県新聞社編集局次長 報道本部長)   |      |      |
| メ<br>イ<br>ン<br>シ<br>ン<br>ポ<br>ジ<br>ウ<br>ム | 日 時      | 平成14年 2月 2日(土)午後1時30分～4時30分   | 参加者数 | 268人 |
|   | 会 場      | 横浜情報文化センター 6階情文ホール  |      |      |
|   | テ - マ    | 神奈川の水源環境を考える- 命を育む水を守るために   |      |      |
|   | 基調講演     | C.W.ニコル(作家、ナチュラリスト)   |      |      |
| メ<br>イ<br>ン<br>シ<br>ン<br>ポ<br>ジ<br>ウ<br>ム | パネリスト    | 高橋 裕(東京大学名誉教授)<br>平田 強(麻布大学教授)<br>佐藤 好延(有)サトウ草木社長)<br>長谷川朝恵(桂川・相模川流域ネットワーク代表) |      |      |
|   | コーディネーター | 原 良枝(TVKかながわTODAY司会)  |      |      |

## 2 シンポジウムの概要

### (1) 横須賀会場

【テーマ】私たちの生活と水資源

【日時】平成13年10月21日(日) 午後1時30分～4時

【会場】ヴェルクよこすか 6階ホール

### 【基調講演】

(講演者)

東京大学大学院工学系研究科教授 古米弘明 氏

古米氏からは、「水源」から「蛇口」に至るまでの水の流れ等について解説していただいた上で、本県の水収支を見た場合、神奈川県内に降る雨だけで考えると使用水量の方が多く赤字になること、実際には山梨県、静岡県内に降った雨も下流の神奈川県に流れてきて、これを使用していること、行政区域単位での水の議論には限界もある等を説明頂きました。そして、水源や水の環境を考える場合には「流域」を意識することが重要であるとお話を頂きました。

その他、上水道による水供給と、下水道による雨水や汚水の排除・処理という人工的な水循環や水の再利用の重要性についてのお話や、水源を保全するためには、地域特性に基づいた流域単位の計画の策定、水源環境保全のための管理統合システム、環境情報公開や住民参加の体制づくりが必要である旨のお話を頂きました。

### 【パネルディスカッション】

(パネリスト)

東京大学教授 古米弘明 氏

江戸川大学教授 恵小百合 氏

かながわ女性会議環境政策ネットワーク 荒木玲子 氏

TEAM FOREST FREAK代表、NPO森づくりのフォーラム理事 緒方秀行 氏

(コーディネーター)

朝日新聞経済部次長 辻 陽明 氏

#### 【パネルディスカッションの概要】

恵氏は、絶滅危惧種水ガキ(水辺で遊ぶ子どもたちのこと)の復活キャンペーンに取り組まれており、自分の生活を振り返って、水辺と水源を意識することの必要性についてお話を頂きました。また、学校の机等に木を使うことで林業を再生したいとお話も頂きました。

荒木氏からは、水源地域には地元の人々の為とは言いきれない様々な法的規制が設けられていることや、これらの規制にも関わらず地域外の人によると思われる違反行為が行われていることも、水質保全を阻害している一因となっていることなどのお話を頂きました。

緒方氏は、森づくりの立場からお話し頂き、里山は手を入れて伐採しないと更新しないことや、スギやヒノキの人工林も水源かん養機能を持っているが、これも間伐しないと豊かな森にならない。100年生の森林を目処に手入れすることを目指していることなどのお話を頂きました。

その上で、4名のパネリスト間で森林の水源かん養機能、家庭における水の消費と排水、上下流の交流等について活発な議論が行われました。

### 【質疑】

パネルディスカッションの終了後、会場から主に次のような内容の御意見・御質問を頂きました。

水源環境保全のために下流が上流に負担することについてどう考えるか。

ダムによって堆砂が発生し、海岸の砂が減少しているのではないか。

水使用量が減っているのだから、ダムはいらないのではないか。

1人あたり使用水量について、今後も増えると考えているのか。

パネリストからは、主に次のような回答や意見の提示がありました。

ダムによる環境の改変とダムによる恩恵の折り合いを考えていくことが大切である。

水の問題は、上下流の相互理解により流域単位で考えていく必要がある。

宮ヶ瀬ダムがなくてもどうにかなったかもしれないが、長い目で評価することが必要である。また、できたものをどう役立てていくのかも必要で、今後は宮ヶ瀬ダムの有効利用とこれに対する行政の説明責任が重要になってくる。



## (2) 相模原会場

【テーマ】相模川の流域環境と水道水質

【日時】平成13年10月27日(土) 午後1時30分～4時

【会場】ソレイユさがみ セミナールーム1

### 【基調講演】

(講演者)

麻布大学環境保健学部健康環境科学科教授 平田強 氏

平田氏からは、病原性原虫であるクリプトスポリジウムによる神奈川県の水源地の汚染の現状等についてお話いただきました。

この中で他県に比べ水の量が豊かな神奈川県でも、相模川の水は病原性原虫であるクリプトスポリジウムによる汚染が進んでいることや、下水道等で用いられている通常の排水処理では汚水中のクリプトスポリジウムの少なくとも1%は除去できず流れ出てしまうこと、また浄水処理では約0.1%が除去できず水道に入ってしまうこと等をお話いただいた上で、感染症を防止するためには浄水処理を高度化するとともに、発生源対策として、水源の自然環境の保全・修復により自然の持つ水涵養(浄化)機能を高めることや、下水道の普及と処理の高度化などが重要であるとお話を頂きました。

### 【パネルディスカッション】

(パネリスト)

麻布大学環境保健学部健康環境科学科教授 平田強 氏

相模湖森つくりの会事務局 石村黄仁 氏

相模原市消費者団体連絡会運営委員 大野喜久子 氏

鳩川縄文の谷戸の会代表 倉橋満知子 氏

(コーディネーター)

読売新聞社地方部次長 横田弘幸 氏

#### 【パネルディスカッションの概要】

石村氏からは、森林の現状や課題などについてお話頂いた上で、森林は緑のダムであること、管理・保全が必要であることを皆に認識してほしいとお話がありました。また、本当に水が大切なら、水源環境保全を上流だけに負担させるのではなく、県民全員で負担してほしいとお話を頂きました。

大野氏からは、洗剤が環境に与える問題についてお話いただき、川を汚す原因として家庭から出る油と合成洗剤の影響が大きいので、廃食油の回収をやったことや石鹸の使用の呼びかけを行っていること、一人ひとりが水を汚さないことを生活の中で考え実践することが大切だとお話がありました。

倉橋氏からは、鳩川が工場排水や生活雑排水の流入、ごみの焼却灰の処分場からの汚水の流入などにより汚染されている現状についてのお話と、様々な化学物質を含む水が相模川下流で取水され飲み水になることに不安を感じるなどのお話がありました。

その上で、4名のパネリスト間で、水がどこから来るのか気づいてほしいこと、合成洗剤及び化学物質等と河川の水質についての情報が少ないこと、森林は緑のダムとして皆が協力して守らなければならないことなどについて活発な議論が行われました。

## 【質疑】

パネルディスカッションの終了後、会場から主に次のような内容の御意見・御質問を頂きました。

山に不法投棄が多いが、解決方法はないのか。

川の浄化力と微生物の関わり、水の殺菌方法について教えてほしい。

クリプトスポリジウムと食品との関係について教えてほしい。

水道水を家庭で安全にする対策はあるのか。

パネリストからは、主に次のような回答や意見の提示がありました。

山の不法投棄は、ハイカーによるゴミ捨てなども含め、私達一人ひとりの問題として考えるべきである。

自然由来の汚濁物質は、量が少なければ微生物の作用により、河川生態系が浄化するが、PCBやダイオキシンなどの化学物質は分解しないでそのまま下流まで到達する。

ミネラルウォーターよりも水道水の方が健康にとって安全である。

浄水処理により対処する方法もあるが、川の水を汚さない方法を考えることが大切である。

### (3) 川崎会場

【テーマ】水の有効利用と水源環境保全

【日時】平成13年10月28日(日) 午後1時30分～4時

【会場】川崎市総合自治会館 1階ホール

#### 【基調講演】

(講演者)

芝浦工業大学システム工学部環境システム学科教授 松下潤 氏

松下氏からは、都市開発と水や緑環境整備における市民の関わりに関する事例として港北ニュータウンと多摩ニュータウンについて紹介して頂きました。都市開発では利便性と快適性を求めてきたが、環境も含めて考えた時、本当に良かったのかどうか再評価する必要があり、その視点として、環境を守るためには、役所だけでは限界があり、市民の果たすべき役割が大きいこと、都市が、水をどのように有効利用し、あるいは外部の環境に排出するかについて従来のシステムを見直すことが重要であるということの2点が挙げられるとのお話がありました。

さらに、市民レベルで環境を自分たちで守っていくという意識を持ち、行動に移すことが環境の質を高めるうえで大切なことであり、それを支えるため公民協働の仕組みをつくる必要があるとのお話を頂きました。

#### 【パネルディスカッション】

(パネリスト)

芝浦工業大学システム工学部環境システム学科教授 松下潤 氏

日本鋼管株式会社常務・水エンジニアリング本部長 吉川敏孝 氏

中道志川トラスト協会会長 山口政明 氏

桂川・相模川流域協議会代表幹事 桑垣美和子 氏

(コーディネーター)

神奈川新聞社編集局次長・報道本部長 大胡文夫

#### 【パネルディスカッションの概要】

吉川氏からは、水道水質の保全の観点からは森の役割が大きく、ウィーンでは水源であるアルプスの森に9億円も支出しているような例があること、水源地域の生活排水対策は簡易的な処理が多く不十分であること、都市における水のリサイクル利用は自然の浄化機能を守る上でも重要であり、日本鋼管で使用している水の97%は循環利用していることなどのお話がありました。

山口氏からは、奥相模湖、津久井湖の完成により津久井は県民の水源地になったが、鼻曲がり鮎と呼ばれ皇室へも献上していた鮎の遡上がなくなり残念であるとお話がありました。また、水源環境の保全は、流域住民だけの問題としてではなく、水を使う人すべての協調・連携・協力が重要であるとお話がありました。

桑垣氏からは、桂川・相模川流域の現状と課題(発電による減水、コイの雌化、森林荒廃など)についてスライドを用いて紹介していただいた上で、川の自浄作用は、多種多様な生物に支えられているとお話がありました。

その上で、4名のパネリスト間で、次のような点について活発な議論が行われました。

- 1 水量が確保された神奈川では、福岡などとは違って、水を自然に戻す、生態系との共生という視点で施策を考えて良い。
- 2 水がもったいないという気持ちが大切。
- 3 文化、情操教育の面も重要。そのためには川をどうしていくかがキーポイント。
- 4 川の水を取りすぎない、そのためには節水が大切。
- 5 森の荒廃も水が汚れた原因となっている。
- 6 水資源対策は、短期的な費用対効果ではなく、50年、100年の長期的な視点で考える必要がある。神奈川県では少しずつ手を打っているが、速度をどうするか議論が必要。

## 【質疑】

パネルディスカッションの終了後、会場から主に次のような内容の御意見・御質問を頂きました。

家電リサイクル法施行に伴い、水源地域での不法投棄にどう対処しているか。

雨水貯留等を都市計画や建築基準法で位置づけるべきではないか。

環境対策の費用対効果をどう考えるか。

パネリストからは、主に次のような回答や意見の提示がありました。

不法投棄については、回収は主にボランティアで、処理は町が負担している。しかし、ボランティア任せの対処では行き詰まる。

雨水利用については、現在、法律の趣旨には謳われていないが、法改正や条例化などの動きはある。

環境対策の費用対効果については、環境が住宅等の付加価値となる場合もあり、今後そうした視点も必要。

21世紀を見据えて、過去の延長線上での考え方を見直す必要がある。

例えば、スチールパイプの机は、廃棄しても腐らないしコストもかかる。長い目で見たコストを考え、新たな公共事業として木の使用を勧めたい。

ダムに流れ込む河川の上流域は神奈川県だけでなく、その多くは山梨県である。上流の山梨県側への意識も持ってほしい。

#### (4) 開成会場

【テーマ】氷の利用と水循環の保護」

【日時】平成13年11月10日(土) 午後1時30分～4時

【会場】開成町民センター 3階大会議室

#### 【基調講演】

(講演者)

日本大学大学院生物資源科学研究科教授 塚本良則 氏

塚本氏からは、水循環の中で森林が果たしている役割(土壌保全、蒸発散、緑のダム、水質保全など)等について説明して頂いたうえで、森林が持つ環境保全機能は、水環境、土砂環境、生態系、防災環境など多様であるが、今後も重要なのは水環境保全機能であるとのお話がありました。また、日本の森林は、植林等により半世紀前に比べて回復し、緑のダム機能も回復しているので、今後は森林を保全したり間伐などによって森林の健康を維持し、蒸発散機能を制御することが必要であるとのお話がありました。

さらに、水を汚す最大の原因は人間であり、水の汚れを少なくするには広大な森林とそこから出る清浄な水が必要であること等のお話を頂きました。

#### 【パネルディスカッション】

(パネリスト)

日本大学生物資源科学部教授 塚本良則 氏

南足柄市女性センター所長 尾藤朋子 氏

富士写真フイルム株式会社足柄工場環境安全部動力課課長 沼澤隆宏 氏

開成町ホテルの里づくり研究会代表幹事 井上義光 氏

(コーディネーター)

神奈川新聞社編集局次長・報道本部長 大胡文夫

#### 【パネルディスカッションの概要】

尾藤氏からは、北欧での体験から、そこでの水のきれいさや家庭から出るゴミの少なさについて紹介して頂きました。日本でもブナの原生林は美しく、水の原点は森林にあるとお話がありました。しかし、都会の人々が山(自然)を利用するにつれ、ゴミ問題が生じており、個々人の生き方を見直す時だと思うとお話がありました。

沼澤氏からは、写真フイルムを作る際の水の重要性について紹介していただいた上で、ISO14001の一環として会社で取り組まれているレスポンスビブル・ケア(化学物質の安全管理)についてや、会社では24ヘクタールの水源かん養林を所有されていること、90%の水を再利用していること等についてお話がありました。

井上氏からは、足柄平野の地下水に関する研究成果についてお話しいただいたうえで、地下水位低下の現状や、それに伴う冬涸れ井戸の増加等の問題について指摘して頂きました。

その上で、4名のパネリスト間で、次のような点について活発な議論が行われました。

- 1 水にとって森林の働きがいかに重要であるか。
- 2 どういう緑が水のために良いのか。
- 3 森林の健全性をいかにして保つのか。

## 【質疑】

パネルディスカッションの終了後、会場から主に次のような内容の御意見・御質問を頂きました。

テレビで見たがブナの森林は落ち葉が多く、保水力に優れているとあったがどうなのか。また、自然林に比べて人工林は土砂が流れやすいのか。

河川敷にレジャー目的で多くの車が入っている。中には河川敷でオイル交換までする車もあると聞いている、また、野鳥の卵等への被害もあるようなので河川管理者が河川敷への立ち入りを規制すべきでないか

今回のパネリストの工場では、水を再利用するなど大切に使い、水源涵養林も整備していると聞いた。地下水を大量に使用する企業の新規進出が予定されているようだが、大量の水を使う企業には、水を守る社会的使命があるのではないか。また、行政としても指導が必要だと思う

パネリストからは、主に次のような回答や意見の提示がありました。

ブナは美しくイメージが良いが、スギ、ヒノキ等の針葉樹と広葉樹を比べると、保水力に差はないと考えている。また、針葉樹林が崩れやすいように思われているが、崩れやすいのは皆伐後にスギ・ヒノキの幼木ばかりを植林するので根が十分に張っていない林が多い。広葉樹林も幼木であれば崩れやすい。

河川敷のレジャー客に対しては、水源だから配慮するよう行政・市民が伝える必要がある。また、場所によっては立ち入りを規制してもいいと思う

ただ、河川敷は工事するときから皆さんに使ってもらう前提で作られているようで、わざわざ河川に降りることができるように道まで設置してある。実際に立ち入りを規制するのは難しいようである。

工場で使った水は、下水道に流すのではなく、再利用したり川に流して平野に還元した方がいい。

## (5) 津久井会場

【テーマ】水源地域における環境保全と地域づくり」

【日時】平成13年11月11日(日) 午後1時30分～4時

【会場】津久井町文化福祉会館 3階研修室

### 【基調講演】

(講演者)

日本大学生物資源科学部助教授 糸長浩司 氏

糸長氏からは、行政的な枠を越えて、生物・生命が共存・共生しているつながりの環境を保全・育成するために、上流と下流の住民と一緒に環境保全・育成活動を考えていく、バイオリージョナリズムという環境運動が、アメリカで1970年代から起こってきたことについて紹介して頂いた上で、日本でも、「森は海の恋人」をキャッチフレーズにした下流部の漁民・住民による森林育成・保全の運動が起こっていること等のお話を頂きました。(バイオリジョン(生命地域)とは、自然の特徴を無視した人為的な境界線ではなく、生物相、地形、土壌、そしてこれらの特徴にねざした人間社会や文化の特質などによって決まる地域のこと。)

また、水源地域の持つ多面的機能(自然環境・里山(人間が関わった自然)の環境がもたらす生物多様性、バイオマスエネルギー(薪炭林、木炭ボイラー発電)、保水・涵養機能、農林業(用材供給)、農山村の暮らしの歴史や文化の保存、景観・憩い・アメニティ、環境教育・学習としての場、癒し機能)を果たすためには、水源地域全体での取組み、環境型の新しい流域経済の開発、下流の都市住民との環境保全と育成のための新しい関係、上下流住民による新しい「環境入り会い」の関係づくり、自然循環系の暮らしの学習の場づくりなどが大切であるとお話を頂きました。

### 【パネルディスカッション】

(パネリスト)

日本大学生物資源科学部助教授 糸長浩司 氏

ファジノート編集事務局 さとうますよ 氏

有限会社サトウ草木社長 佐藤好延 氏

日本宇宙環境保全研究所 杉村慶一郎 氏

(コーディネーター)

読売新聞社地方部次長 横田弘幸

#### 【パネルディスカッションの概要】

さとう氏からは、藤野町生まれだが、昔に比べて自然がなくなり、子供の頃に遊んだ川も土砂が流入して泳げなくなっていること等についてお話頂いた上で、環境のため(節約にもなる)、洗剤を使わないなど、自分でできる身近なことから取り組まれているとお話がありました。

佐藤氏からは、若い森林労働者を育成したいが、1年間働くだけの仕事がない現状があり、林業を成り立たせるためには仕事量の確保や月給制、保険制度の完備が必要であるとお話がありました。また、整備の確証のない私有林に森林ボランティアや企業の支援を振り向けられないかとお話がありました。

杉村氏からは、森林の公益的機能を貨幣評価するだけでなく、証券化し水源地域に経済的還元する仕組みが必要であるとお話を頂きました。また、小学校の教育プログラムの中に継続的な上下流交流を取り入れることや、駐車場地下に雨水貯留施設(都市型ミニダム)を設置するなど、都市部における雨水有効利用の取組みを行うことも必要とお話がありました。

その上で、4名のパネリスト間で、水源地域だけで使える地域通貨(エコマネー)は、水源地域の一体性を示す宣言としてや、上下流連携の一つの仕組みとして有効ではないかといった活発な議論が行われました。

## 【質疑】

パネルディスカッションの終了後、会場から主に次のような内容の御意見・御質問を頂きました。

上下流交流について行政が面倒を見る必要があるが、行政のサポートを評価する仕組みを作ったらどうか。

藤野町は相模湖建設により肥沃な土地をとられた。水源環境税ができたとして、どう地域のために使われるのか。

水源環境保全は、下流域の理解が必要だが、理解を得るための即効性のある取組はないのか。

健全な森の育成のために、行政はどのような施策をやっているのか。

**パネリストからは、主に次のような回答や意見の提示がありました。**

上下流交流に関しても、行政よりフットワークの軽いNPO的な組織に期待する。幸い、桂川・相模川流域協議会があり、それを育てていけばいい。行政には、環境保全の具体例など、わかりやすい情報提供を期待したい。

水源環境税は、都市側と山側の契約関係だと思う。実際に払ったお金が保全のため100年単位でちゃんと使われる保証が必要。そのためには、どこを使い、どこを守るかなどの土地利用計画が大切だと思う。

気仙沼の"森は海の恋人"の例は、漁民の運動である。相模川でも必要なら、行政に頼るのではなく、上下流から下流の漁民に働きかけたらどうか。



## (6) 横浜会場

【テーマ】水源環境保全と都市地域の役割」

【日時】平成13年11月17日(土) 午後1時30分～4時

【会場】かながわ県民センター 2階ホール

### 【基調講演】

(講演者)

東京大学大学院農学生命科学研究科教授 太田猛彦 氏

太田氏からは、森林は、生物多様性の保全、水源かん養等、多面的な機能を持つが、健全な森林生態系の維持により、その多面的機能を総合的に発揮できることや、森林は、「緑のダム」機能を持つと同時に、渇水時には水を消費し、河川流量をかえって減少させるので、間伐、枝打ち等の手入れが必要であるとのお話がありました。また、森林の持つ諸機能の中でこれから一番重要なのは、水質の浄化であることや、都会が過大となった今、都市と森林の単純な共生・交流は自然破壊につながるの、都会と森林がこれからどのような形で付き合うのか考えなくてはいけないこと、都市の人間が森林と付き合う場合、現代人としてではなく、生態系の一部としてのヒトであるべきこと等についてお話を頂きました。

### 【パネルディスカッション】

(パネリスト)

東京大学大学院農学生命科学研究科教授 太田猛彦 氏

桂川 相模川流域ネットワーク代表 長谷川朝恵 氏

キリンビール株式会社横浜工場副工場長兼環境室長 松沢幸一 氏

横浜市消費者の会会長 服部孝子 氏

(コーディネーター)

朝日新聞経済部次長 辻陽明 氏

#### 【パネルディスカッションの概要】

長谷川氏からは、横浜市は水源である相模川から距離が遠く、川を保全する活動に日常的には直接関われないので、生協の共同購入を利用して水源環境保全基金を積み立て、上流のキャンプ場での石鹸使用等に助成する活動を行っているとのお話がありました。

また、その活動に賛同して頂いた方は基金の使い道と効果に高い関心を持っているとのお話がありました。

松沢氏からは、横浜にあるキリンビールの工場では、水を1日当たり1万2千から3千トン(ビール製造量の6.3倍)も使っているの、長くビールを作り続けるためには自ら良好な水環境を作っていく必要があると考え、水の再利用等に取り組んでいるとのお話がありました。また、'99年からは神奈川県の水源地の森林づくり事業に協賛している等、今後も工場の中だけでなく、地域と関わりながら水源環境の保全に関わっていきたいとお話がありました。

服部氏からは、最近では工場よりも家庭からの排水が河川を汚しているため、ライフスタイルを見直し、残飯を流さないなど、1人1人の取り組みが必要とお話がありました。また、ボトルウォーターが普及している現状に触れ、もっと安心して水道水を飲めるようになることを望んでいるとお話がありました。

その上で4名のパネリスト間で、水源地が都市に与える恩恵や、水源地の環境を守っていくため都市住民はどういったことができるか等について活発な議論が行われました。

## 【質疑】

パネルディスカッションの終了後、会場から主に次のような内容の御意見・御質問を頂きました。

ダムで川を堰き止めると、海に栄養分が届かなくなるのではないかと。

洪水を防ぐためには山にどんな木を植えた方がいいかと。

家庭で排水を汚さないための具体的な取組を教えてください。

水源環境保全の取組のため県民が応分の負担をすることについてどう考えるか。

パネリストからは、主に次のような回答や意見の提示がありました。

森が豊になると川に土砂が出なくなり、川は貧栄養状態の清流になり、イワナも住める環境になる。というわけで、川は本来貧栄養が望ましいのだと考えている。川が海にどう栄養分を運び、それが海にどう影響するかについては、まだ科学的に解明されていない。

若い木の場合、スギ・ヒノキの林の方が広葉樹林に比べて多くの水を蒸発散させるが、50～70年たってくると、それほど差はない。急斜面なら手入れの要らない広葉樹の方がいいが、それ以外ならスギ・ヒノキで林業をしてもいい。地形や木材生産を考え、土地にあった樹種を植えればいい。

家庭での水質保全の取組として、私(服部)の家では、食器を洗う時には洗剤を全く使わずにガラ紡織りの布でこすって汚れを落としている。洗髪も石けんを使い、毎日洗髪しないようにしている。

消費者としてはお金を払わない方がいいが、水源環境保全のための応分の負担は仕方がない。ただし、経費の用途や効果の情報が示され、納得できるものとする必要がある。

また、環境保全対策は、成果を測るのがむずかしいが、市民が環境モニタリングに参加するなどによりチェックするののも一つの方法ではないかと。

## (7) 藤沢会場

【テーマ】生命を育む水とその保全」

【日時】平成13年11月18日(日) 午後1時30分～4時

【会場】藤沢商工会議所 4階ホール

### 【基調講演】

(講演者)

東海大学副学長 高野二郎 氏

高野氏からは、先ず、世界にある水のうち使える水(淡水)は非常にわずかであること、日本の年間降水量は世界平均の2倍だが、1人あたりの降水量は世界で50位と多くはないことについてお話がありました。続いて、水はありふれた存在だが、化学的に見ると特殊な構造を持っていて、沸点及び融点が非常に高いこと、逆に生体高分子(タンパク質)のまわりにある結合水のうち最も内側にあるものは-200℃でも凍らず生体を保護すること、物質を非常に良く溶かす性質を持っているが、逆に一度解けたものを取り除くのは非常に難しいといった特徴を持っているとのお話がありました。その上で、お金を水道水の数千倍も高価なペットボトルの水に使うのではなく、水道水源である自然の保全や水の浄化に使ってもらうための意識改革と、そのためのPRが必要であること等のお話を頂きました。

### 【パネルディスカッション】

(パネリスト)

東海大学副学長 高野二郎 氏

摂南大学工学部教授 金子光美 氏

指導林家・林研「あしがら森の仲間」代表 杉山精一 氏

NPO法人神奈川県消費者の会連絡会代表幹事 村田恵美子 氏

(コーディネーター)

アナウンサー・TVKテレビ「かながわTODAY」司会 原良枝 氏

#### 【パネルディスカッションの概要】

金子氏からは、水道水質基準は、水源が健全であることが前提で、水源に入っていない物質の基準は作られていないこと、1人が1日生活するために必要な水を得るには300㎡の森林が必要であること、日本の水道技術は進んでいるが、水道水がまずいと言われる責任は、水道水を供給する側にもあること等のお話を頂きました。

杉山氏からは、県内で自己所有の森林を保全し、木材を切り出している林業者は自分だけであると自己紹介して頂いた上で、県内の森林は手入れが行き届いていないものが大半であるが、荒廃した山林を杉山氏が購入して7年間手を入れたら、多少の雨ではほとんど出水しない程、保水力が高まるとのお話を頂きました。

村田氏からは、水道水には鉛管から出る鉛、塩ビ管から出る環境ホルモン、クリプトสปオリジウムが含まれるなど心配が多く、水道水には、安全、安心を求めているとお話がありました。水源環境保全のためには、環境負荷の低い暮らしの実践も重要であり、行政からの情報提供、教育面での取組が必要とのお話がありました。

その上で、4名のパネリスト間で、水に溶けた化学物質の除去は非常に困難であり、余計なものを水に流すという生活スタイルを変えることが大切であることや、森林を保全していくためには見るだけでなく触れること、体験することも大切で、自然教育やレクリエーション利用も重要であるとの意見が交わされました。

## 【質疑】

パネルディスカッションの終了後、会場から主に次のような内容の御意見・御質問を頂きました。

金がかかるが見返りは少ない山林の保全について、有効な対策はあるか。

浄水過程で使用するアルミニウムを含んだ凝集剤とアルツハイマー病との関連について聞きたい。

浄水過程における消毒（特に塩素消毒）のあり方についてどう考えるか。

**パネリストからは、主に次のような回答や意見の提示がありました。**

私(杉山氏)はなんとか工夫して林業だけでやっていけているが、県内全ての山林を専門的林業家だけで保全することはできない。森林保全の有償ボランティアを育成していくことが1つの方法として考えられる。

アルミニウムとアルツハイマーの関係はいろいろな説があり、まだ結論は出ていない。ただ、浄水過程で使用した凝集剤は沈殿して取り除かれるので、水道水中にはほとんど残らない。

水道に消毒は必須である。塩素消毒はクリプトスポリジウムには効果がないことや、塩素臭がつく等の欠点もあるが、長い使用実績に裏付けられた信頼性があるので、他の方法への転換は難しいだろう。

水の汚濁を科学技術を用いた浄水処理で解決しようとしても、原水が汚れているかぎり次々と新しい問題が出てくる。原水をきれいにしておくことが大切である。

## (8) 小田原会場

【テーマ】酒匂川流域の水利用と保全」

【日時】平成13年11月23日(金) 午後1時30分～4時

【会場】小田原商工会議所 1階大ホール

### 【基調講演】

(講演者)

東京農工大学教授 千賀裕太郎 氏

千賀氏からは、先ず、都市部の人々が流域を考える際に、山間部である上流域や都市部である下流域は容易に思い浮かぶが、農村部である中流域を見落としがちであることについてお話がありました。日本の川は急流だが、昔、人々は川の周りに住むにあたって、水を横に流す(農業用水路)、水の流れを止める(ため池、水田)、水を地下に流す(植林)という工夫で水をゆっくり流すことにより、危険を回避し、食料と水を同時に確保し、生活域を拡大するとともにメダカ等の動植物の生息も可能にしてきたとお話を頂きました。この内、横に流す、流れを止める取組は特に中流域において行われ、中流域は、水の利用と保全を同時に解決する場、人間と自然が共生する場として、日本文化の基調を作ってきたが、最近では開発にさらされているとお話がありました。

また、現在、日本は世界中から大量の食料を輸入しているが、食料生産には水を使うため、日本は食料を通して水を輸入しているとも言えること、人口増加により、将来、世界的な水不足が心配される中、この先の日本で農と水をないがしろにして良いのかという問題についてお話がありました。その他、街づくりに関心のある大人を育てるためには子供の頃の自然とのふれあい経験が大切であることや、ゆっくりより早いことが良い、でこぼこより直線が良いとする現代の価値観を見直す必要があること等についてお話を頂きました。

### 【パネルディスカッション】

(パネリスト)

東京農工大学教授 千賀裕太郎 氏

酒匂川流域グリーンフォーラム事務局代表 山田純 氏

小田原市環境ボランティア協会会長 佐藤昭男 氏

江戸川大学社会学部環境情報学科教授 恵小百合 氏

(コーディネーター)

アナウンサー・TVKテレビ「かながわTODAY」司会 原良枝 氏

#### 【パネルディスカッションの概要】

山田氏からは、コストを無視すればいくらでもきれいな水を作れるが、安全でおいしく安い水を確保するためには、原水の保全が大切とお話がありました。また、原水の保全を図るためには、土地利用のあり方が最大のテーマになるべきであること、最近検討されているゴミ処理広域化と高温溶融炉の導入は、処理費の高騰から増税や不法投棄の増加につながるほか、リサイクルの流れにも反すること、昨今の家電製品等の価格破壊はゴミ大量廃棄につながるため、廃棄物処理費を製品価格に転嫁することが必要であること、水源環境税を考える場合、受益と負担の関係と用途の明確化が大切であること等のお話がありました。

佐藤氏からは、近年、環境保全活動に取り組む人々が増え、それに対する自治体の支援体制もできてきたが、効率化を追求してきた従前の社会の流れは容易に改まらず、関心のある人と無い人の二局化が進んでいるとお話がありました。また、限られたメンバーの活動だけでは地域の環境保全は進まないの、仲間にどう発信していくかが問われており、自然観察会を開いたり地域の方々と交流しながら環境問題に取り組んでいきたいとお話がありました。

惠氏からは、水源環境を考える上で、先ず一人ひとりが、自分が住んでいる場所は川の流域のどこに位置するのかを、イメージできることが大切であるとお話がありました。また、近年減っている「氷ガキ(水辺で遊ぶ子供のこと)」に触れ、実体験として川の良さや怖さを知っている人がこれから先増えていけば、水の利用と保全を考える上での知恵が、もっと出てくるのではないかとのお話がありました。

その上で、4名のパネリスト間で、次のような意見が交わされました。

酒匂川では取水堰が最下流部にあるため、多くの排水が取水地点上流に流れ込んでいますが、これは逆に、水源保全を考える上で、自分自身の問題として考えなければならない、という点で良いことだと思う。

森林保全のための施策は、これまでは林道や堰堤に多くの費用がつき込まれてきたが、もっと施業に費用をかけるべきである。その中でも特に、水源かん養機能を高めるための森林施業を検討していく必要がある。

## 【質疑】

パネルディスカッションの終了後、会場から主に次のような内容の御意見・御質問を頂きました。

各自治体によって水利用の実態が異なる中で、流域内の連携はどうあるべきか。

上流・中流の自然を守るには、水源地域だけでなく、都市でも平等に開発を抑え、都市的な豊かさを我慢することも必要ではないか。

塩素を入れなくてもよい水質もあると思うが、塩素消毒の義務化をなくす方向の水道法改正の必要性・可能性について聞きたい。

パネリストからは、主に次のような回答や意見の提示がありました。

かつての市民運動は行政との対立型であったが、今後は、多くの行政区域からなる流域の連携を進める上で、行政間の接合役としての市民の重要性が増してくる。

酒匂川流域には宝(静岡県小山町のわさび・水かけ菜、山北の足柄茶、小田原の自噴井、大雄山の杉林等の産物)が多いが、神奈川県内では知名度が低く、生かされていない。流域内の水や水にまつわる産物のつながりを意識し、上下流間の産物の流通を回復することが必要である。

開発抑制も大事だが、都市の人には、利便性を失う代わりに自然の中に住むという生活の心地よさを手に入れられるというメリットがなくては進まないだろうし、本当の豊かさとは何か考え直さなくてはならないと思う。

原水が良ければ塩素注入量は減らせる。水道水に頼る以上、塩素を使わざるを得ないと思うが、良い水のところは特例がみとめられるようになれば良い。

## (9) 秦野会場

【テーマ】地下水の利用と保全」

【日時】平成13年11月25日(日) 午後1時30分～4時

【会場】秦野商工会議所 4階大会議室

### 【基調講演】

(講演者)

千葉大学名誉教授 新藤静夫 氏

新藤氏からは、先ず、神奈川は、火山から砂丘まで殆どの種類の地質・地形を有することから日本の地質の縮図であり、フィールドミュージアムとも言えるとお話し頂きました。次に、新藤氏がこれまで関わられてきた水不足の諸外国、特に中国、アフリカ、アラブ諸国等における水利用の状況について紹介して頂いた上で、逆に水に恵まれている日本では水の大切さを忘れてしまいがちになっているが、最近では「健全な水循環」という理念のもと、国が水環境保全に関する取組みを始めたとお話を頂きました。

また、森林の土壌は、上部には柔らかい腐植土層を持ち、そこに、多くの雨を蓄えることができるが、ゴルフ場などの造成地は、切土・盛土を行い表面を締め固めて作っているため、たとえ緑が生えていても、水が浸透しにくく、表面を流れてしまう問題に触れられ、水循環における自然土壌の大切さについてお話しいただきました。

その他、地下水汚染についても触れ、神奈川県内でも有機溶剤による地下水汚染が見られているが、20年前から汚染状況が改善されていないため、対策が望まれる事等についてお話しいただきました。

### 【パネルディスカッション】

(パネリスト)

千葉大学名誉教授 新藤静夫 氏

東海大学教養学部人間環境学科教授 佐々木園子 氏

神奈川県環境技術研究会会長 小川浩 氏

NPO法人自然塾丹沢トン会専務理事 片桐務 氏

(コーディネーター)

神奈川新聞社編集局次長・報道本部長 大胡文夫 氏

#### 【パネルディスカッションの概要】

佐々木氏からは、これまでに秦野で行った地下水調査では、市の中心部にいくにつれ合成洗剤やテトラクロロエチレンの汚染が進んでいるとお話がありました。また、地下水涵養のため水田の保全に力をいれてほしいことや、県立秦野戸川公園、第二東名、ゴルフ場等の反自然的な開発により、地下水がどんな影響を受けるか問題であり、土地利用のあり方が大切であること等のお話がありました。

小川氏からは、高価なミネラルウォーターがよく売れているのは、水道水の臭いや発がん性物質への不安などのためだが、水道水でも神奈川の水、特に秦野の水はおいしいこと、水に付いた臭い等は3分程度沸騰させることで除くことができること、さらに冷やせばよりおいしく感じるということについてお話がありました。その他、おいしい水とお茶との関係等についてお話がありました。

片桐氏からは、以前、秦野では里山の枯葉を苗床にして煙草を栽培していたが、昭和59年に栽培をやめてから里山が荒れ始めたことや、山では近年、車の排気ガス等の影響でブナやモミの立ち枯れが目立ってきたことについてお話がありました。また、秦野では、曽屋水道や堀川の治水トンネルの設置など豊かでおいしい水を守るための取組みが古くからなされているほか、最近では地下水汚染への対応として地下水浄化装置の設置や地下水保全条例の制定など全国に先駆けた取組がなされていることについてお話がありました。

その上で、4名のパネリスト間で、地下水がおいしい理由や、地形・地質の違いによる地下水の味の変化、地下水浄化機能を持つ土壌を汚さないための取組み等について活発な議論が行われました。

## 【質疑】

パネルディスカッションの終了後、会場から主に次のような内容の御意見・御質問を頂きました。

地下水を守るために何をしたらいいか。

地下水汚染の原因及び対策にはどういふものがあるか。

地下水涵養地域における開発の影響をどう考えるか。

水源水質保全の課題として、ごみの不法投棄だけでなく、廃棄物処分場についてもよく考えてもらいたい。

パネリストからは、主に次のような回答や意見の提示がありました。

地下水の保全に関連して、山の状況を見ると、丹沢の杉林は、間伐、枝打ちがされておらず真っ暗で下草がない。地権者だけでは森林の保全は困難であり、行政、NPO等が連携して対応していくことが大事である。また、道路については、透水性舗装を進める必要がある。

元々、地下水は自然の持つ機能で浄化されていたが、今は人間が手をかけていかなければならない状態である。地下水の保全は流域単位で考える必要があり、地域割り行政の考え方を撤廃しないと対応できない、今後は市民の力で社会全体を動かしていくことが大切である。

県内の地下水汚染は20年前からほとんど改善していないが、それは汚染されている土壌が残っているからである。元を断れば改善されるので、しっかりと対応すべきである。

地下水涵養域は自然にしておくべきで、できるだけ手を加えないことが大切である。公共事業については市民にとって本当に必要なのか、水環境にどんな影響を与えるかを吟味する必要がある。



## (10)メインシンポジウム

【テーマ】 神奈川の水源環境を考える」

- 生命を育む水を守るために、私たちは今、何をすべきか -

【日時】平成14年2月2日(土) 午後1時30分～4時30分

【会場】横浜情報文化センター情文ホール

### 【基調講演】

(講演者)

C.W.ニコル 氏

ニコル氏からは、最初に、カナダにおける鮭、川、山及び熊の関係についてお話がありました。現在、カナダ西海岸で採れる鮭の量は60年前に比べ約50分の1になり、漁業規制も行われ始めている。森林伐採反対運動も起こり、川に鮭が戻るように自然型工法で川を作り直したりもしたが、それだけでは鮭は戻らなかった。死んだ鮭を川の上流に戻すことで、それを養分として藻や水生昆虫が増え、ようやく鮭の遡上も増えていった。鮭が上ってくる川の周りの森は元気で、それは熊が鮭を食べることで養分を森に還元していることが研究で分かったとのお話がありました。

健康的な山と森があれば、健康的な川があり、健康的な川があれば、海で漁業も成り立つ。逆に海からは鮭が遡上し、熊を通じて森に栄養を与える。このような自然の輪廻を人間が勝手に変えると、どんなつげがくるか分からないと、カナダで問題となった事例を交えながらお話して頂きました。

また、現在、日本の山で人手が不足し、山が荒れているのは、カナダ等海外から安い材を輸入しているのが大きな原因だが、安く材木を売ってきたカナダも、大きなつげを払っている。今でもカナダでは切り株税\*として森林伐採に税金をかけているが、今後カナダ材の価格は高くなる可能性がある。日本は、自国の木材を利用できないと将来大変なことになるとのお話がありました。

\*正式には、スタンプページ(Stumpage)といい、州有林を伐採する際にこれを州に支払う。

ニコル氏は、現在、長野の黒姫に住んでいるが、そこで見たものは、水源地の原生林が切られ、山が浸食し、砂防ダムが造られる状況だった。また、日本が最も豊だったバブルの頃には、山で働く人は逆に失業で激減し、長野オリンピックで便利な道路ができた後は、都市部から廃棄物がどんどん入ってきて捨てられていったとのお話がありました。

最後に、例えば、手の指の付け根を縛っておくと、じきに指は腐ってしまう。その後だんだん手も腐り、体全体がおかしくなる。山も同じで、川の末端の支流が生きていないといけないう、山の奥で自然破壊を行ったら、森が死に、川全体がだめになる。自分の国と自然を自分の体と同じように愛さないと、ダムは沈殿物で一杯になり、山はゴミ捨て場になってしまう。我々社会は、水を飲むたびに山のことを考えて欲しいとのお話がありました。

## 【パネルディスカッション】

(パネリスト)

C.W.ニコル 氏

東京大学名誉教授 高橋裕 氏

麻布大学環境保健学部健康環境科学科教授 平田強 氏

(有)サトウ草木社長 佐藤好延 氏

桂川・相模川流域ネットワーク代表 長谷川朝恵 氏

(コーディネーター)

アナウンサー・TVKテレビ「かながわTODAY」司会 原良枝 氏

### 【パネルディスカッションの概要】

高橋氏からは、個々人が、まず、自分がどこの水を飲んでいるか、使った水がどこに行くかを知ることが大切あり、社会で考えると、現代社会は専門分化しているので、下水や河川工事と自然の関係等、相互関係を捉えていくことが大切だとお話がありました。

また、20世紀後半は開発の世紀で、物質は豊かになったが、自然の美しさや水のおいしさが失われた。21世紀は、そういった20世紀型思想のマイナス面を自覚し、ライフスタイルを変え、水の使用量も抑えて、開発によって失ったものを取り返すことが必要だとのお話がありました。

平田氏からは、水道水の安全性について、化学物質が問題となっているが、実際の健康障害事例は、病原性微生物によるものの方が多く、発ガン性や環境ホルモン作用を持つ化学物質と急性毒性を持つ病原性微生物の両面の視点に立って、新たな水利用システムはどうあるべきか考える必要があるとのお話がありました。

また、日本の水源水質は世界的に良い方だが、取水量を確保するため川の下流部から取水するシステムを取っている場合が多く、相模川でも原虫汚染は恒常的に存在し、下流域では水道としての許容リスクレベルの上限値に近いところまできていることから、水量・水質のバランスを考えた水利用システムを考える必要があるとのお話がありました。

佐藤氏からは、まず、神奈川県は、水源の森林事業の実施等により他県に比べ恵まれてはいるが、林業従事者は僅かで、しかも1年を通じて働けるだけの仕事量がないとお話があり、若い労働力を育成するためには、仕事量の確保、月給制、保険・福利厚生制度の充実が必要で、水源環境税の導入で森林整備が進み、若い労働者が育つことを期待しているとお話がありました。

また、公有林は整備が約束されている一方、私有林の整備については、補助金制度等もあるが、予算・人手の問題もありなかなか整備は進まない現況にあり、県有林で最近行われている森林ボランティア等の支援を私有林にも振り向けられないかとのお話がありました。

長谷川氏からは、同氏が活動している団体では、アンケートの結果、家庭の主婦が水道水の水質に強い関心を持っていることがわかり、多くの人に日常的に水源環境保全に関わってもらうため、「忙しい人でも無理なく参加できること」、「目的がはっきりしていること」を目標とし、生協の共同購入を利用した水源環境保全基金を作り、これまで上流のキャンプ場の石鹸使用等への助成活動を行ってきたとお話がありました。

また、基金活動の経験から、参加者が自分が負担した金額に見合った成果・効果が実際にあったのか知りたがっていることが分かったので、県が現在検討している水源環境税を仮に導入する場合には、費用対効果が明確にわかる仕組み、日常生活に密着した仕組みを目指してもらいたいとお話がありました。

## 【質疑】

パネルディスカッションの終了後、会場から主に次のような内容の御意見・御質問を頂きました。

針葉樹よりも広葉樹を増やしてほしいが、広葉樹では経営が成り立たないのか。

廃棄物の不法投棄について、有効な対策はないか。

水道水に環境ホルモンは入っていないのか。

環境教育についてどう考えるか。

雨水をもっと活用すべきと考えるが、飲用に使うのに問題はあるか。

水源環境税についてどう考えるか。

ダムに溜まったヘドロはそのまま下流に流して問題ないのか。

パネリストからは、主に次のような回答や意見の提示がありました。

広葉樹の利用について、木炭、茸栽培、蜂蜜(トチノキ)等いろいろな用途で使えるが、かつて木炭が化石燃料にとって変わられたことを代表に需要は多くない。材木に関しては経営的には難しく、例えば樹齢200年くらいのナラの材は非常に高価であるが、現在の植樹してから数十年で伐採するという林業経営の考え方では全く成り立たないものである。

不法投棄の監視については、市民がモニタリングする制度を作って、それに対して税で補助する制度ができればいい、市民が日常的に川に目を向けるシステムづくりが必要と考える。

また、日本では水源環境を守るという意識が弱いのか、不法投棄に対する罰則も弱い。長野県の黒姫でも医療廃棄物の不法投棄を見たが、カナダだったら刑務所に入れられる。

環境ホルモンについて、今のところ水道水中で有害なレベルで検出されることはない。実際に、これまで環境ホルモンが人体に影響を与えているかどうかについても世界中で研究されているが結論は出ていない。ただ、環境ホルモンは、水よりも食品を通して人体に入る方がはるかに多い。

環境教育について、イギリスでは、環境学習の一環として、野外で生物の授業だけでなく数学の授業まで行ったりしている、具体的には、実際に100m<sup>2</sup>の面積を子供に測らせて、その中に何本の木があるか数えさせ、さらに、そのうち松の木の本数は何%であるか計算させるという具合である。また、国立公園に1~2週間泊まり込んで、公園のレンジャーが教師を務めて学習したりもしている。日本でもできるはずであるが、全てを学校や教師に押しつける傾向があるのは問題である。

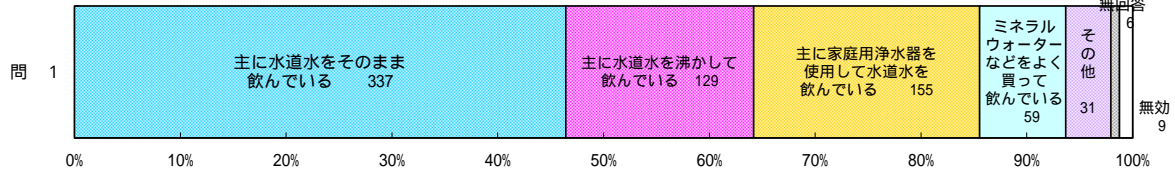
雨水利用について、大規模の建築物では、雨水 雑排水の中水利用は進んでいる。家庭でも技術的には既に導入可能であるが、飲用にする場合、貯留して使う事になるので、貯水槽の衛生管理が大きな問題となる。また、中水として利用する場合でも設備投資が必要なのでコスト的な問題が生じる。ただ、水源環境保全や洪水対策を考えると良いことである。

水源環境税について、現状の水源環境保全施策は不十分なので、水源環境保全のコンセプトを明確にしたうえで、新たな施策を行うために充てる税なら、必要である。

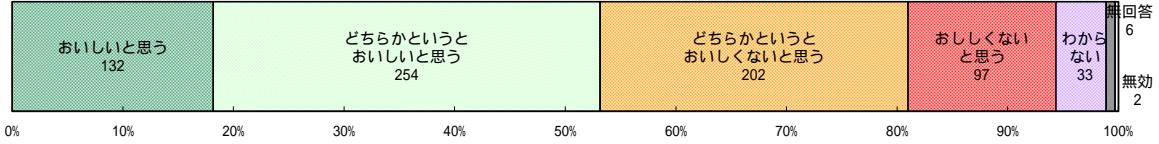
ダム内の堆積物については、ダムに土砂が堆積する分、下流では土砂が不足して海岸がやせたりして困っているので、下流には土砂を送りたい。土砂を下流に送る取組は、黒部川の出し平ダムで実施され、環境面で問題になったが、いろいろな実験がされているところであり、21世紀の新たな技術課題であると思う。

「神奈川の水源環境を考える」シンポジウムにおける会場アンケート 全体集計

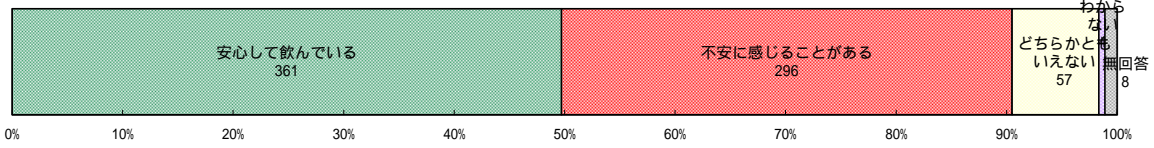
問1 飲料水について、あなたはどのようにして飲んでいますか。



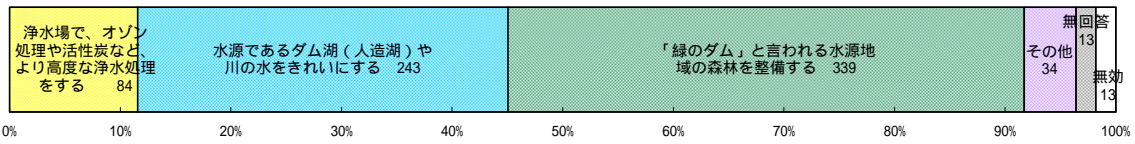
問2 あなたは、水道水について、日ごろどのように感じていますか。  
問2-1 水道水のおいしさについて



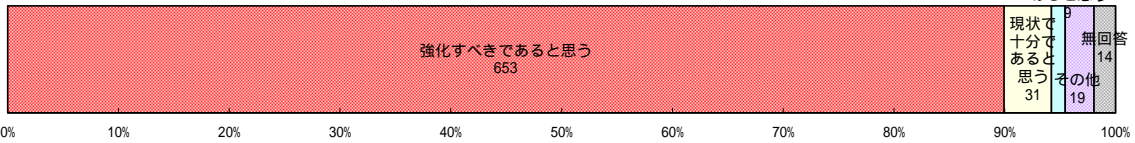
問2-2 水道水の安全性について



問3 安全でおいしい水道水を供給するためには、どのようなことが大切だと思いますか。



問4 水源地域の水や緑の保全に関する行政等の取組について、今後、どのように推進すべきであると考えますか。



問5 水源地域の水や緑の保全については様々な行政の取組がありますが、次の各取組について、今後、

- 1 特に優先的に取り組むべきであると思う（3つまで）
- 2 どちらかと言えば強化すべきであると思う（いくつでも）
- 3 現状で十分であると思う（いくつでも）
- 4 縮小すべきであると思う（いくつでも）
- X 無回答

